

# 公認会計士・監査審査会の活動状況

平成 29 年 6 月

公認会計士・監査審査会

## 本冊子について

公認会計士・監査審査会令第2条の規定に基づいて定めた公認会計士・監査審査会運営規程第16条に基づき、平成28年度（平成28年4月1日～平成29年3月31日）における公認会計士・監査審査会の活動状況を公表します。

読者の便宜を図るために、一部、平成28年3月31日以前の情報及び平成29年4月1日以降の情報も記載しています。

なお、平成28年度及び本年度とは、平成28年4月1日～平成29年3月31日を指し、平成28事務年度及び本事務年度とは、平成28年7月1日～平成29年6月30日を指します。

### ○公認会計士・監査審査会運営規程

第16条 審査会は、毎年度終了後、当該年度における各種措置及び検査実施件数等の活動状況を公表するものとする。

### 《本冊子に対するご意見等の連絡先》

公認会計士・監査審査会事務局 総務試験室総務係  
03-3506-6000(内線2440)

# 目 次

はじめに	1
<b>【本編】</b>	
<b>第1章 組織</b>	
1. 公認会計士・監査審査会	3
2. 事務局	3
<b>第2章 監査事務所に対する審査及び検査等</b>	
1. 概説	5
2. 監査事務所等モニタリング基本方針等	7
(1) 監査事務所等モニタリング基本方針（審査・検査基本方針）	7
(2) 監査事務所等モニタリング基本計画	8
3. 監査事務所に対する審査及び検査の状況等	11
(1) 協会による品質管理レビューの状況	11
(2) 品質管理レビューに対する審査の状況	12
(3) 監査事務所に対する報告徴収の状況	13
(4) 監査事務所に対する検査の状況	14
(5) 金融庁長官に対する勧告の状況	14
(6) 情報発信	15
(7) 外国監査法人等に対する検査・監督の状況	16
4. 関係機関との連携	17
(1) 金融庁関係部局との連携	18
(2) 協会との連携	18
(3) 証券取引所との連携	18
(4) 日本監査役協会との連携	18
5. 平成28事務年度の課題に対する取組	19
6. 今後の課題	20
<b>第3章 公認会計士試験の実施</b>	
1. 概説	22
(1) 試験制度の概要	22
(2) 現行試験の概要	22
2. 公認会計士試験の実施状況	25
(1) 平成28年公認会計士試験	25
(2) 平成29年公認会計士試験	27
3. 受験願書等のインターネット受付	27

4. 情報発信等	28
5. 公認会計士試験事業に係る市場化テスト	28
6. 今後の課題	29

#### 第4章 公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議

1. 制度の概要	30
2. 事案の概要	30

#### 第5章 諸外国の関係機関との協力

1. 監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）における活動	31
(1) 組織	31
(2) 目的	32
(3) 活動状況	32
(4) 日本へのIFIAR常設事務局誘致への対応状況	34
2. 二国間での協力	35
3. 今後の課題	36

## 【資料編】

### 1 公認会計士・監査審査会関連資料

- 1-1 公認会計士・監査審査会発足の経緯…………… 40
- 1-2 第5期 公認会計士・監査審査会会長及び委員名簿…………… 42
- 1-3 公認会計士・監査審査会の開催状況…………… 43

### 2 審査及び検査関連資料

- 2-1 品質管理レビューの審査及び監査法人等に対する検査手続…………… 46
- 2-2 監査事務所等モニタリング基本方針—より実効性のある監査の実施のために—…………… 47
- 2-3 外国監査法人等に対する検査監督の考え方…………… 52
- 2-4 公認会計士・監査審査会の実施する外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する基本指針…………… 55
- 2-5 平成28事務年度監査事務所等モニタリング基本計画…………… 68
- 2-6 公認会計士・監査審査会の勧告一覧…………… 79
- 2-7 監査法人よつば総合事務所に対する検査結果に基づく勧告について…………… 80
- 2-8 「監査事務所検査結果事例集」について…………… 83
- 2-9 公認会計士・監査審査会検査の実効性の向上（抄）～大規模監査法人を中心に～…………… 92

### 3 公認会計士試験実施関連資料

- 3-1 公認会計士試験制度の概要…………… 95
- 3-2 平成28年公認会計士試験第Ⅱ回短答式試験の合格発表について（抜粋）…………… 96
- 3-3 平成28年公認会計士試験の合格発表について（抜粋）…………… 99
- 3-4 平成29年公認会計士試験第Ⅰ回短答式試験の合格発表について（抜粋）…………… 110
- 3-5 平成28年度の講演会の開催状況…………… 112

### 4 諸外国の関係機関との協力関係資料

- 4-1 第16回監査監督機関国際フォーラム（ロンドン会合）について…………… 113
- 4-2 第16回監査監督機関国際フォーラム プレスリリース（仮訳）…………… 115
- 4-3 監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）本会合開催実績…………… 117
- 4-4 IFIAR 検査ワークショップ開催実績…………… 118
- 4-5 監査監督機関国際フォーラム・常設事務局の東京設置について…………… 119
- 4-6 日本IFIARネットワーク会員…………… 120
- 4-7 監査監督上の協力に関するフランス会計監査役高等評議会（H3C）との書簡交換について…………… 121

## はじめに

公認会計士・監査審査会（以下、「審査会」という。）は、平成16年4月、独立して職権を行使する機関として金融庁に設置され、現在、第5期（平成28年4月～平成31年3月）に入り、新たな体制で活動を行っているところです。

審査会は、平成16年発足以来、我が国資本市場の公正性と透明性を高めることを使命としておりますが、監査品質に対する社会の期待がますます高まっている現状をしっかりと認識して、公認会計士監査の質の向上を図り、その信頼性を確保することにより、投資者の資本市場に対する信頼の向上に努めております。

### 1. 本年度を振り返って

監査事務所に対する審査及び検査については、第5期における審査・検査の基本方針を踏まえ策定した「平成28事務年度監査事務所等モニタリング基本計画」に基づき、監査事務所に対して報告徴収や検査を実施しています。特に本事務年度からは、大規模監査法人の全てに対して通常検査又はフォローアップ検査を実施し、ガバナンス等経営管理態勢、業務管理態勢に一層重点を置いた検証を行っています。また、審査会が実施した審査及び検査において把握した情報を広く一般に提供するとの観点から、従来の「監査事務所検査結果事例集」に加え、その参考資料として「監査事務所の概況(平成28年版モニタリングレポート)」を作成・公表しました。これらについては、日本公認会計士協会（以下、「協会」という。）地域会のほかに、監査役等に対する講演を実施するなど、市場関係者にも広く利用されるように努めました。

公認会計士試験については、これまで築き上げてきた実績を踏まえ、着実な業務の遂行に努め、短答式2回及び論文式の試験の円滑な実施に取り組みました。その成果もあって、ここ数年続いていた、公認会計士試験の願書提出者数・合格者数の減少傾向に歯止めがかかり、平成28年試験の願書提出者数及び合格者数において増加に転じました。さらに、昨年8月に受付を行った平成29年第I回短答式試験の受験申込みから、インターネットを通じての出願を可能にするなど、出願時の利便性の向上にも努めました。

企業の積極的な国際展開を背景に、監査業務もグローバル化がめざましく進んでいます。審査会は、諸外国の監査監督当局との協力・連携の構築・強化に積極的に努めており、平成28年4月にはフランス当局（フランス会計監査役高等評議会）との間で監査監督上の協力に関する書簡の交換を行いました。また、平成18年の創設以来のメンバーとして、積極的に議論に参画し、活動にも貢献している監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）については、平成27年1月に常設事務局の東京招致への立候補を表明して以来、鋭意誘致に努めてきましたが、平成28年4月に開催されたロンドン本会合において、平成29年4月に東京に常設事務局を開設することが決まりました。また、平成27年に合意された監査監督上の多国間情報交換枠組み（MMOU）への参加申請も行いました。平成29年4月の東京本会合でMMOU署名式が行われる予定です。審査会は、このように絶えず、IFIARの活動を通じて

グローバルな監査品質の向上に貢献する努力を続けております。

## 2. 今後の課題

平成 29 年度は金融庁が策定した「監査法人の組織的な運営に関する原則」（監査法人のガバナンス・コード）の運用が開始される年となります。審査会では、既に大規模監査法人等に対するモニタリングにおいて、各監査法人のガバナンス等経営管理態勢や業務管理態勢の実効性を検証しているところですが、監査の品質の確保・向上を図る主体は監査事務所であることに鑑み、監査事務所自らの行動をさらに促すような実効性のあるモニタリングに引き続き取り組んでいく必要があります。また、監査品質に関する情報を広く一般に提供していくため、監査事務所の概況を取りまとめたモニタリングレポートについて、内容を見直し、更に充実するよう努めます。

公認会計士試験については、出願者数の下げ止まりは見られるものの、この傾向を持続し、さらに将来の受験生を確保するためにも、引き続き、若年層や女性も含めて、より多くの人々に挑戦していただけるよう、試験に関する情報提供の充実に努めるとともに、公認会計士の使命・役割等をテーマとした講演を行って、公認会計士という資格・職業の魅力について、なお一層の情報発信を続けてまいります。

また、我が国の監査制度を更に実効性あるものとして発展させるためには、引き続き各国当局との連携強化やグローバルな人材の育成・確保を図るとともに、会計監査に関する国際的な制度・運用の把握やグローバルな監査品質の向上に係る国際的な議論に積極的に参画していく必要があります。特に、IFIAR 常設事務局が東京に開設され、多国間の監査監督協力ネットワークの拠点として、我が国の国際的重要性、プレゼンスが高まる中、審査会が IFIAR の活動により積極的に貢献するとともに、IFIAR 常設事務局の円滑な運営に向けて必要な支援を行っていくことは、我が国の役割・責任であると考えております。

平成 29 年度は、第 5 期審査会の 2 年目となります。公認会計士・監査法人を取り巻く環境、さらには、被監査会社を取り巻く環境等の変化に対応するため、引き続き、国内外の関係諸機関と連携して、グローバルな監査の質の向上、資本市場の信頼性の向上に努め、ひいては我が国国民経済の健全な発展に貢献してまいります。

平成 29 年 3 月

公認会計士・監査審査会会長

廣本 敏郎

## 第1章 組織

### 1. 公認会計士・監査審査会

審査会は、公認会計士法（以下、「法」という。）第35条第1項及び金融庁設置法第6条に基づき、金融庁に設置された合議制の行政機関である（平成16年4月設置。P40資料1-1参照）。

審査会は、公認会計士に関する事項について理解と識見とを有する者のうちから、両議院の同意を得て内閣総理大臣から任命された、会長及び9人以内の委員により組織される。委員は非常勤であるが、うち1人については常勤とすることができる。任期は3年である（法第36条、第37条の2、第37条の3）。

会長及び委員は独立してその職権を行い、また、法定の事由がある場合を除き、在任中にその意に反して罷免されることはない（法第35条の2、第37条の4）。

平成28年4月1日に発足した第5期（平成28年4月～平成31年3月）においては、廣本会長、松井常勤委員が新たに任命されたほか、新任委員3人を含む非常勤委員8人の計10人の構成で活動を行っている（P42資料1-2参照）。

審査会の主な業務は以下のとおりである。

- ① 公認会計士、監査法人及び外国監査法人等（注）並びに協会に対する検査等
- ② 公認会計士試験の実施
- ③ 公認会計士及び監査法人に対する懲戒処分等の調査審議

（注）我が国に有価証券報告書等を提出する外国会社等の財務書類について監査証明業務を行う外国所在の者をいう。

### 2. 事務局

審査会には、審査会の事務を処理するために事務局が置かれている（法第41条第1項）。

事務局は、事務局長の下、総務試験室及び審査検査室で構成され、総務試験室は、公認会計士試験の実施、公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議及び事務局全体の総合調整を所掌し、審査検査室は、監査法人等の監査業務の運営状況に関する審査及び協会の事務の適切性についての審査並びに監査法人等及び外国監査法人等並びに協会に対する検査を所掌している。

事務局の定員は、平成16年4月発足時40人であったが、その後順次増員



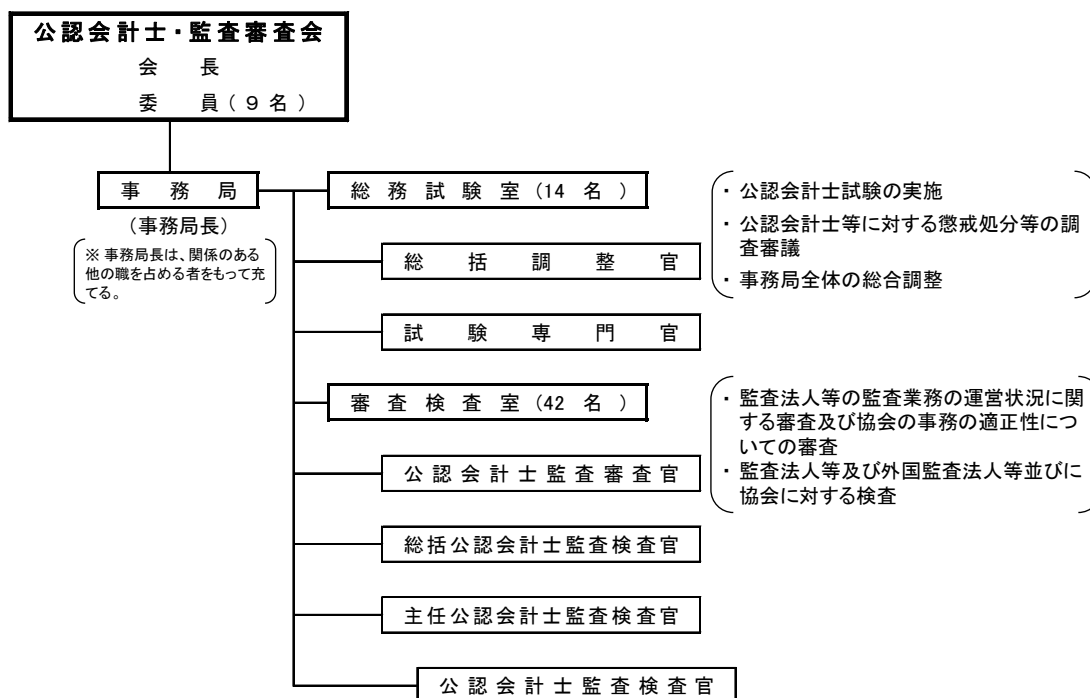
され、平成 28 年度末の定員は、総務試験室 14 人及び審査検査室 42 人の計 56 人となっている。

《事務局の定員の推移》

(年度末ベース)

年度	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
総務試験室	11	12	12	12	12	14	14	14	14	14	14	14	14
審査検査室	29	29	31	35	39	41	44	43	42	42	42	42	42
総括公認会計士 監査検査官	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
主任公認会計士 監査検査官	4	4	4	4	5	5	7	7	7	7	7	7	6
公認会計士 監査検査官	18	18	20	24	26	28	28	27	26	26	26	26	26

《公認会計士・監査審査会の機構図》



(注) 上図中 ( ) 内は、28 年度末における定員を示す。

## 第2章 監査事務所に対する審査及び検査等

### 1. 概説

資本市場の公正性及び透明性を確保し、投資者の信頼が得られる市場を確立する観点等から、平成15年6月の法改正により、監査法人等に対する監視・監督の機能の充実・強化策として、それまで自主規制として行われていた協会による監査法人等に対する品質管理レビュー（注）が法定化された。審査会は当該レビューの結果について協会から報告を受け、審査等を行い、必要があると認める場合には報告徴収及び検査を行うこととされた。

また、平成19年6月の法改正により、我が国金融資本市場の健全性を確保していくため、金融商品取引法による開示規制の対象となる外国会社等の監査を行う外国監査法人等が我が国当局の検査・監督の対象とされ、審査会が報告徴収及び立入検査を行うこととされた。

具体的には、審査会は、金融庁長官の権限のうち、

- ・協会による会員の法第2条第1項業務（監査又は証明業務）の運営状況の調査の結果報告の受理に関する事務（法第46条の9の2第2項）
- ・上記報告に関して行う協会及び公認会計士・監査法人に対する報告徴収及び検査（法第46条の12第1項、第49条の3第1・2項）
- ・外国監査法人等に対する報告徴収、検査（法第49条の3の2第1・2項）

について委任されている（法第49条の4第2・3項）。

これらを受けて、審査会では、品質管理レビューに関する報告の審査等を行い、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認める場合には、報告徴収、検査を行うこととしている（P46資料2-1参照）。

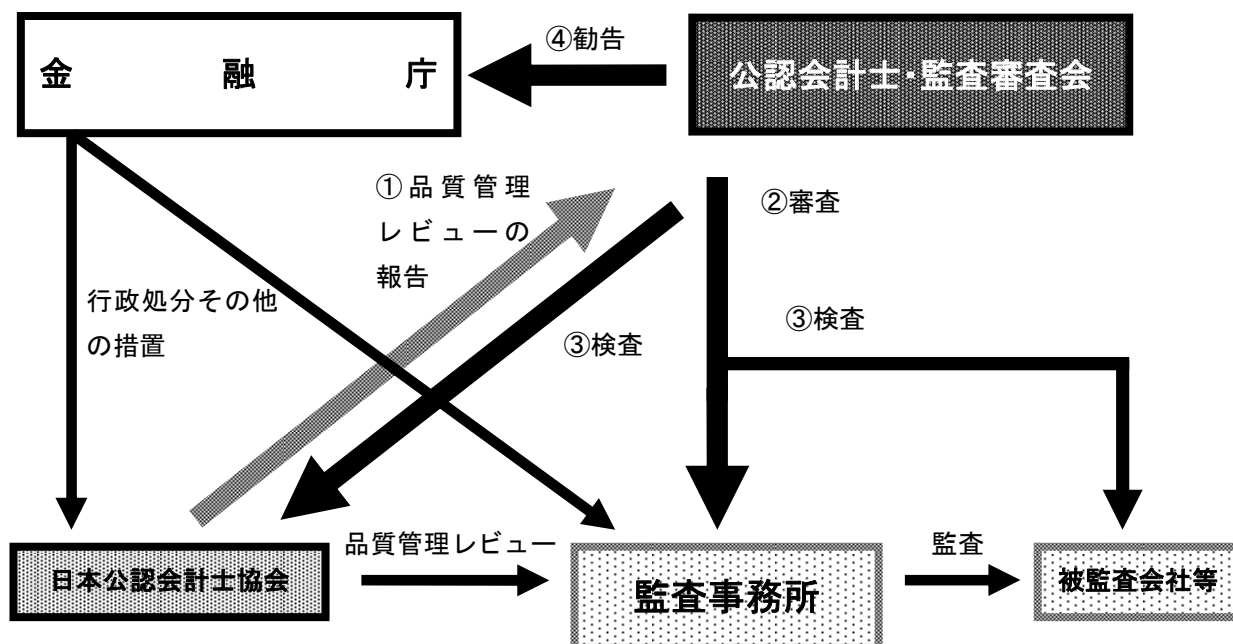
また、審査又は検査の結果、必要があると認める場合には、行政処分その他の措置について金融庁長官に勧告することとしている（法第41条の2）。

#### （注）品質管理レビュー

品質管理レビューとは、監査の品質管理状況のレビューとして協会が行うものであり、法では、「協会は、会員の第2条第1項業務の運営の状況の調査を行う」（法第46条の9の2第1項）と定義されている。

具体的には、監査業務の適切な質的水準の維持、向上を図り、監査に対する社会的信頼を維持、確保するため、協会が監査法人及び公認会計士事務所（以下、「監査事務所」という。）の行う監査の品質管理の状況を調査し、必要に応じ改善を勧告し、当該勧告に対する改善状況の報告を受けることである。

《審査及び検査の概要》



① 品質管理レビューの報告

協会は原則として3年に1度(協会が必要と認めた場合は2年に1度等に短縮)、法令、監査基準等及び協会の会則・規則等への準拠状況を事後的に調査しており、審査会はその調査結果に関して報告を受ける。

② 審査

審査会は、協会から報告を受け、主として、協会の品質管理レビュー制度の運営が適切に行われているか、監査事務所の監査業務が適切に行われているかを確認する。

審査会は、審査の過程において、必要があると認める場合には、協会又は監査事務所に対して報告又は資料の提出を求める。

③ 検査

審査会は、公益又は投資者保護のため必要かつ相当と認めるときは、監査事務所(監査事務所の監査業務に関係のある被監査会社等を含む)に対して検査を行う。

また、協会の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、協会に対して検査を行う。

④ 勧告

審査会は、審査又は検査の結果、必要があると認める場合には、監査事務所の監査業務又は協会の事務の適正な運営を確保するために行うべき行政処分その他の措置について金融庁長官に勧告する。

(注) 外国監査法人等に対する報告徴収・検査については、後記「3.(7)イ 外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する考え方」(P16)を参照。

## 2. 監査事務所等モニタリング基本方針等

### (1) 監査事務所等モニタリング基本方針（審査・検査基本方針）

審査会は、第4期まで（平成16年4月～平成28年3月）の審査及び検査の実績を踏まえつつ、監査の品質のより一層の向上という観点から、審査及び検査を通じ監査事務所の行う監査の実効性向上を図るため、第5期（平成28年4月～平成31年3月）における「監査事務所等モニタリング基本方針（審査・検査基本方針）－より実効性のある監査の実施のために－」を策定し、平成28年5月13日に公表した（P47資料2－2参照）。

#### <基本方針の概要>

##### ア 視点

監査事務所の実態を踏まえて効果的・効率的なモニタリング（注）を実施し、監査の品質の確保・向上を通じた監査の信頼性確保を、積極的に図る。

また、モニタリングで得られた情報を分析した結果、業界横断的な問題等の有益な情報については、協会、金融庁等の関係先に積極的に提供するとともに、広く一般に提供する情報の充実も図る。

（注）モニタリングとは、検査を指すオンサイト・モニタリング及び報告徴収、意見交換等を通じた情報収集など検査以外の活動を指すオフサイト・モニタリングの両方を包含したものをいう。

##### イ 目標

監査事務所等における監査業務等の適正な運営の確保を図ることを目的とする。特に、監査の品質の確保・向上を図る主体は、監査事務所であることに鑑み、監査事務所自らの行動を促すような実効性のあるモニタリングを行う。

また、形式的に監査の基準に準拠しているというだけでなく、会計不正等を見抜くような適切な職業的懐疑心を発揮しているかなど、実質的に監査の品質の確保・向上に向けたものとなっているかを重視する。

##### ウ オフサイト・モニタリングに係る基本方針

審査会は、協会からの品質管理レビュー結果の報告を受理し、必要と認めるときは当該報告に関し、監査事務所等に対し報告徴収やヒアリングを行うとともに、関係先とも意見交換・連携を行うなどして情報等の収集・分析の強化・高度化に努める。

さらに、監査事務所や個別監査業務に係る実態やリスクを的確に把握する観点から、得られた情報を活用し、協会の品質管理レビューの検証

や報告徴収の実施など監査事務所の態様に応じた実効的なオフサイト・モニタリングを実施する。

## エ 検査基本方針

審査会は、監査事務所のリスクや態様に応じたより効果的・効率的な検査を実施するとともに、検査手法の向上など検査の実効性の向上に努める。また、オフサイト・モニタリングとの一体的な運用に努め、監査事務所の監査の品質の確保・向上を図る。

大手監査法人（注1）及び準大手監査法人（注2）については、資本市場における役割等を勘案し、品質管理レビューの結果の報告も踏まえつつ、定期的に検査を実施する。

中小監査事務所（注3）については、品質管理レビューの結果等を踏まえ、必要に応じて検査を実施する。

（注1）大手監査法人とは、上場会社を概ね100社以上被監査会社として有し、かつ常勤の監査実施者が1,000名以上いる監査法人をいう。

大手監査法人が上場会社の監査を占める割合：72.7%（平成28年4月末時点）。

（注2）準大手監査法人とは、大手監査法人以外で、比較的多数の上場会社を被監査会社としている監査法人をいう。

準大手監査法人が上場会社の監査を占める割合：11.8%（平成28年4月末時点）。

（注3）中小監査事務所とは、大手監査法人及び準大手監査法人以外の監査事務所をいう。

中小監査事務所が上場会社の監査を占める割合：15.6%（平成28年4月末時点）。

## オ モニタリング情報の提供方針

監査の品質の確保・向上に資するよう、監査事務所の監査の品質管理上の問題点を監査事務所及び被監査会社等に示すほか、検査結果を含むモニタリングの成果を報告等の形で投資者など広く一般に提供していくこととする。

### （2）監査事務所等モニタリング基本計画

審査会は、上記「監査事務所等モニタリング基本方針」を踏まえ、各事務年度におけるモニタリングの方向性を示すものとして、「監査事務所等モニタリング基本計画」を策定している。

「平成28事務年度監査事務所等モニタリング基本計画」については、

- ・ 近時の不正会計事案等を契機として、改めて会計監査の信頼性が問われ、「会計監査の在り方に関する懇談会」から、会計監査の信頼性確保のための取組について提言（平成 28 年 3 月 8 日金融庁公表）されたところであり、会計不正への適切な対応が求められていること
- ・ 審査会においても、監査事務所のリスクを踏まえた検査の一層の実効性向上を図ることを目的に、これまでの検査内容や手法等について検討を行い、「公認会計士・監査審査会検査の実効性の向上」（平成 28 年 3 月 24 日公表。以下、「実効性向上策」という。）を公表したこと

等の情勢を踏まえ策定し、平成 28 年 7 月 14 日に公表した（P68 資料 2-5 参照）。なお、モニタリング期間は、平成 28 年からは事務年度（7 月～翌年 6 月）に変更している。

#### <基本計画の概要>

#### ア オフサイト・モニタリングに係る基本計画

##### （ア）協会の品質管理レビューの検証

品質管理レビューの有効性を含め品質管理レビュー制度等を中心として、監査の品質の向上に向けた自主規制機関としての協会の方針や対応等について、総括的検証を行う。

なお、品質管理レビューアーとの意見交換を継続して実施するなど、協会と実効的な連携を図ることとするほか、審査会と協会との適切な役割分担について、協会の品質管理レビュー等の実効性向上に向けた取組の状況を踏まえ、議論を行うこととする。

##### （イ）報告徴収

##### ・ 大手監査法人に対する継続的報告徴収

ガバナンス等経営管理態勢や業務管理態勢等の検証に必要な定性・定量の情報を報告徴収において継続的に求めることとし、これにより得られた情報については、分析の上、その後実施する当該監査法人の効果的・効率的な検査に資するよう活用するほか、当該監査法人以外の手監査法人との比較分析や横断的な問題等の把握に活用する。

##### ・ 立入検査を実施しない準大手監査法人及び中小監査事務所に対する報告徴収

監査事務所の適切な監査の品質管理の定着を促す観点から、監査業務の運営について適時に報告徴収を実施する。

また、品質管理に関する指摘が広範に認められるなどの監査事務

所における品質管理のシステムの整備状況に加え、中小監査事務所  
にみられる業界横断的な問題等について、監査事務所ごとの特性等  
を踏まえ、重点的に検証する。

- ・ 検査実施後の改善状況の報告徴収（フォローアップ）  
検査結果通知後、一定期間を経過した監査事務所については、必  
要に応じて報告徴収を行い、また、適宜、ヒアリングを行いつつ、  
品質管理の状況を確認・検証する。

## イ 検査基本計画

重点事項として、①監査事務所の経営方針、経営管理に関する措置等  
が監査事務所の規模や特性等に応じた適切なものとなっているかについ  
ての検証、②被監査会社の事業上のリスクを適切に評価して監査を実施  
しているかについての検証等を掲げるとともに、監査事務所自らが根本  
的な原因の究明を踏まえた有効な改善に向けた行動を促すことに重点を  
置き、以下のとおり、監査事務所の態様に応じた検査を実施する。

### （ア）大手監査法人

資本市場における役割や監査監督を巡る国内外の動向等を踏まえ、  
協会からの品質管理レビューの結果に係る審査結果に基づき、定期的  
に検査を実施する。ただし、市場に大きな影響を及ぼす被監査会社に  
会計上の重大な問題が判明した場合など、早急に確認する必要がある  
場合には、機動的に検査を実施する。

本事務年度においては、経営管理態勢・業務管理態勢、組織の末端  
までの品質管理の定着の状況の検証、収益認識及び会計上の見積りに  
係る監査手続の検証、IPO に関する監査についての態勢や独立性に係  
る状況、監査手続等の検証などに重点を置いて検査を実施する。

また、検査のフォローアップの強化の観点から、定期的を実施する  
通常の検査において重要な不備事項が指摘された場合には、当該検査  
の次事務年度において、改善状況を検証するためのフォローアップ検  
査を実施する。

### （イ）準大手監査法人

被監査会社の状況や監査法人の業容等を勘案し、我が国監査業界に  
おける重要性に鑑みて、重点的に検査を実施することとし、共通した  
リスクに着目した効果的かつ効率的な実施に配意しつつ、定期的に検  
査を実施する。ただし、大手監査法人と同様、必要がある場合には、  
機動的に検査を実施する。

本事務年度においては、個別監査業務が抱えるリスクに着目し、業務運営上の本質的な問題に焦点を当てた検証、組織としての一体性など経営管理態勢・業務管理態勢等の検証などに重点を置いて検査を実施する。

#### (ウ) 中小監査事務所

代表者や社員の意向及び資質等を踏まえた監査事務所の品質管理態勢・業務管理態勢、個別監査業務の監査の基準等への準拠性など監査品質の確認を中心とした検査を実施することとし、必要に応じて検査を実施する。

本事務年度においては、監査事務所の体制に起因して生じる業務運営や品質管理に関する問題点に留意した検証、被監査会社の国際化などの監査上のリスクに対応できる十分かつ適切な経験及び能力等を含めた監査資源の検証などに重点を置いて検査を実施する。

### 3. 監査事務所に対する審査及び検査の状況等

監査事務所は、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査証明業務（法第2条第1項の業務）を行うほか、公認会計士の名称を用いて、他人の求めに応じて報酬を得て、財務書類の調製、財務に関する調査・立案、財務に関する相談の業務（法第2条第2項の業務）を行うことができる。平成28年度末現在、公認会計士登録者数は29,367人、監査法人数は222法人である。

このうち、大手監査法人に所属する公認会計士数は11,002人であり、約4割を占める（平成29年3月末現在）。

（参考）

	24年度末	25年度末	26年度末	27年度末	28年度末
公認会計士登録者数	24,964	26,260	27,313	28,286	29,367
うち大手監査法人	9,313	10,074	10,312	10,846	11,002
監査法人数	214	216	219	214	222

#### (1) 協会による品質管理レビューの状況

##### ア 平成27年度

協会による平成27年度の品質管理レビューは83件（監査法人57件（大手2件、準大手2件、公認会計士共同事務所6件を含む）、公認会計士26件）実施されており、結論の状況は下表のとおりである。



《実施結果に基づく結論の状況(平成27年度)》

(監査事務所数)

区分	限定事項のない結論		限定事項付き結論		結論の不表明		否定的結論		計
	(a)	a/e	(b)	b/e	(c)	c/e	(d)	d/e	
監査法人	42	73.7%	13	22.8%	—	—	2	3.5%	57
公認会計士	21	80.8%	5	19.2%	—	—	—	—	26
合計	63	75.9%	18	21.7%	—	—	2	2.4%	83

(注) 83件中80件に改善勧告事項がある。

イ 平成28年度

協会による平成28年度の品質管理レビューは101件(監査法人71件(大手2件、準大手3件、公認会計士共同事務所1件を含む。)、公認会計士30件)であり、下表のとおり、平成29年2月までに全て実施されている。

《品質管理レビューの実施状況》

品質管理レビュー 実施年月	28年						29年			合計
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
品質管理レビュー 実施監査事務所数	7	22	5	24	20	13	7	3	0	101

審査会に対しては、平成29年3月31日までに、50件の報告が行われており、結論の状況は以下のとおりである。

- ・ 限定事項のない結論45件(監査法人27件、公認会計士18件)
- ・ 限定事項付き結論5件(監査法人2件、公認会計士3件)

(2) 品質管理レビューに対する審査の状況

ア 審査の対象

平成28事務年度(年度からの変更期であるため、平成28年4～6月分の実績も含む。)の審査対象は、協会が平成27年度(83件)及び平成28年度(101件)に実施した品質管理レビューである。

イ 審査の概要

品質管理レビューに関する指摘事項の内容やレビュー対象会社の状況等の報告を分析し、以下の観点から審査を行っている。

- ・協会による品質管理レビューの適切性
- ・監査事務所における、監査業務の品質を合理的に確保するための、品質管理のシステムの整備・運用状況
- ・個々の監査業務について、監査事務所の設けた品質管理のシステムの準拠性

審査に当たっては、限定事項や多数の不備事項など、監査事務所に対する指摘状況や指摘内容を勘案し、検査実施の必要性を検討するほか、

- ・報告徴収（下記（３）参照）を実施し、監査事務所の品質管理態勢等を確認
- ・検査において、品質管理レビューにおける指摘の適切性等を検証

している。また、金融庁内の関係部局、協会、証券取引所、監査役協会等の関係機関等との連携及び意見交換（「４．関係機関との連携」（P17）を参照）から得た情報も審査の際に活用している。

### （３）監査事務所に対する報告徴収の状況

#### ア 大手監査法人に対する継続的報告徴収

平成 28 事務年度においては、大手監査法人 4 法人に対してガバナンス等経営管理態勢や業務管理態勢等の検証のため報告徴収を実施した。また、報告徴収により得られた情報を分析し、効果的・効率的な検査の実施につなげたほか、大手監査法人における品質管理活動の状況等の横断的な実態把握を行った。なお、今後も毎年定期的に報告徴収を実施する予定である。

#### イ 立入検査を実施しない準大手監査法人及び中小監査事務所に対する報告徴収

審査会は、「平成 28 事務年度監査事務所等モニタリング基本計画」（P68 資料 2-5 参照）に基づき、準大手監査法人及び中小監査事務所における品質管理レビューの改善状況の検証及び経営管理態勢等の実態把握を行うため、平成 28 年 8 月に、83 監査事務所に対して報告徴収を実施した。

《報告徴収実績》

	28 事務年度報告徴収実績		
	報告徴収 実施先数 (a)	27 年度 品質管理 レビュー 実施先数 (b)	報告徴収 実施率 a/b
監査事務所	83	83	100%
監査法人	51	51	100%
個人事務所 (注)	32	32	100%

27 年度報告徴収実績		
報告徴収 実施先数 (c)	26 年度品質 管理レビュー 実施先数 (d)	報告徴収 実施率 c/d
58	89	65.2%
40	65	61.5%
18	24	75.0%

(注) 公認会計士共同事務所を含む。

ウ 検査実施後の改善状況の報告徴収（フォローアップ）

平成 28 事務年度においては、審査会が検査結果を通知した監査事務所のうち 5 件（平成 27 年度からの継続 1 件を含む。）に対して検査における指摘事項の改善状況を確認するため報告徴収を実施した。

(4) 監査事務所に対する検査の状況

平成 28 事務年度の検査は、大手監査法人について、通常検査（2 法人）に加え、フォローアップ検査（2 法人）を実施し、準大手監査法人については、2 法人に対して検査を実施した。また、中小監査事務所については、品質管理レビューでの指摘事項の内容等を踏まえ、4 法人に対して実施した。

監査事務所に対して、不備の発生した直接的な原因のみならず、当該不備の根本的な原因の究明を踏まえた有効な改善に向けた行動を促すことに資するよう検証を行った。

《直近 5 年間の検査の実施状況（着手ベース）》 (平成 29 年 3 月 31 日現在)

年度/事務年度	24	25	26	27	28
件数	11	13	15	9	10

(注) 平成 28 年 7 月から事務年度（7 月～翌年 6 月）に変更。なお、平成 28 事務年度は変更期であるため、平成 28 年 4 月～6 月分の実績も含んでいる。

(5) 金融庁長官に対する勧告の状況

審査会は、検査した結果、以下の監査法人の運営が著しく不当なもの認められたことから、金融庁長官に対し、法第 41 条の 2 の規定に基づき、行政処分その他の措置を講ずるよう勧告した（これまでの勧告一覧 P79 資料 2-6 参照）。

- ・ 監査法人よつば総合事務所（平成 28 年 11 月 9 日。P80 資料 2-7 参照）

## (6) 情報発信

### ア 「監査事務所検査結果事例集」の作成・公表

審査会は、監査事務所の監査の品質の維持・向上を図る観点から、平成 20 年 2 月に公表した事例集について毎年見直しを行っている。

平成 28 年 7 月に公表した平成 28 年版の改訂のポイントは以下のとおりである（P83 資料 2－8 参照）。

- ・ 「Ⅰ. 根本原因の究明」及び「Ⅱ. 品質管理編」  
監査事務所は、その規模により運営方法等の特性が異なる。特に品質管理態勢について、検査結果事例の傾向が異なっていることから、大手監査法人と中小監査事務所に区分して記載
- ・ 「Ⅲ. 個別監査業務編」  
指摘事例について、監査手続の不備の重要性等が一層理解できるよう、被監査会社を巡る事業環境、監査状況など事例の背景を可能な範囲で記載するとともに、監査品質の向上に資するものという観点で事例を見直し

また、平成 28 年版の事例集においては、「監査事務所の概況（平成 28 年版モニタリングレポート）」を参考資料として添付している。

なお、英語版は平成 28 年 12 月に公表した。

### イ 「監査事務所の概況」（平成 28 年版モニタリングレポート）の作成・公表

審査会は、投資者等が監査に対する理解を深めることに資するよう、監査事務所の状況や審査会のモニタリングの状況を整理した上で、「監査事務所の概況（平成 28 年版モニタリングレポート）」を作成し、平成 28 年 7 月に公表した。

今後、審査会のモニタリング活動に係る情報を可能な範囲で盛り込むなど、内容を一層充実させて、毎年見直しを行う予定である。また、平成 28 年版については、事例集の参考資料としたところであるが、平成 29 年版については、事例集から独立した形で公表する予定である。

### ウ 検査結果（事例集）についての講演等の実施

審査会は、適切な監査手続の実施に資するため、検査結果（事例集）について、協会等が実施する研修会に会長及び検査官が講演等を行っている。

平成 28 事務年度においては、監査の品質の維持・向上に向けた自主的な取組の促進のため、平成 28 年 10 月から 12 月にかけて全国 7 つの協会

地域会で計8回の講演を行ったほか、外部監査の実態把握等のために事例集が広く参照されるよう、監査役を対象に、日本監査役協会において、平成28年12月に2回講演を行った。

また、事例集が、監査事務所等において参考資料として積極的に活用されるよう、日本公認会計士協会、日本監査役協会等の関係機関の機関誌等に掲載するなど、内容の周知を行った。

#### エ 審査会の活動状況等に関する講演の実施等

審査会は、業務内容を記載した審査会パンフレットを作成、配布しているほか、上場会社等の監査役や内部監査部門等の市場関係者に対して講演を行い、審査会の活動状況及び今後の課題について紹介している。

平成28事務年度においては、日本監査役協会、日本内部監査協会、日本証券アナリスト協会、資本市場研究会において講演を行い、審査会が監査法人に対する検査等を通じて把握した諸課題等について講演を行った。

### (7) 外国監査法人等に対する検査・監督の状況

#### ア 外国監査法人等の届出

外国会社等が金融商品取引法の規定により提出する財務諸表について外国監査法人等が監査証明業務に相当すると認められる業務を行うときは、あらかじめ金融庁長官に届け出ることが求められている（平成29年3月31日現在、31か国、88監査法人等）。

#### 《外国監査法人等の届出状況》

(平成29年3月31日現在)

	国・地域数	監査法人等数
北米	3	15
中南米	2	2
欧州	15	43
アジア・大洋州	10	27
中東	1	1
計	31	88

#### イ 外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する考え方

審査会は、外国監査法人等に対する対応について、「平成21年度の審査基本計画及び検査基本計画」に基づき、金融庁と連名で「外国監査法人等に対する検査監督の考え方」を策定し、平成21年9月に公表した（P52資料2-3参照）。

また、「外国監査法人等に対する検査監督の考え方」等を踏まえ、外国

監査法人等に対する報告徴収・検査に関する具体的な実施手続や留意事項等について定めた「公認会計士・監査審査会の実施する外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する基本指針」を平成 22 年 1 月に公表している（P55 資料 2－4 参照）。

当該考え方及び基本指針においては、原則として 3 年に一度、金融庁に届出を行っている外国監査法人等に対し報告徴収を実施し、提出された資料の内容について分析・評価を行い、監査証明業務に相当すると認められる業務が適切に行われているか等について検査で確認する必要があると認められる場合には、当該外国監査法人等に対する検査を実施することとしている。

ただし、外国監査法人等の所属する国の監査制度や監査人監督体制が我が国と同等であり、情報交換等に係る取決め等により、必要な情報が得られ、かつ、相互主義が担保される場合には、審査会は、当該国当局が行う報告徴収又は検査に依拠することとし、外国監査法人等に対する報告徴収及び検査は実施しないこととしている。

#### ウ 外国監査法人等に対する報告徴収

審査会は、上記イに示した考え方及び基本指針を踏まえ、平成 27 年度に 27 か国・72 の外国監査法人等に対して報告徴収を実施した。

平成 28 事務年度は、上記の報告徴収により提出された回答及び資料の内容について分析・評価を行った。その結果、1 外国監査法人に対して検査を実施することとした。

また、法に基づく金融庁への届出内容との整合性を確認したところ、適切な届出（変更・廃業）がなされていない外国監査法人等が確認されたことから、必要な届出を行うよう指示した。

#### エ 外国監査法人等に対する検査

審査会は、上記ウに示した 1 外国監査法人に対し、検査の実施に向けての具体的な検討を行うため、当該外国監査法人が所在する国の監督当局と検査の実施に向けた協議協力要請を行い、情報収集を進めているところである。

### 4. 関係機関との連携

監査の品質の維持、向上を図るためには、監査事務所が行う監査の実効性の確保だけでなく、監査事務所や監査先である被監査会社（個別企業等）を取り巻く関係先とも一層の連携強化を行い、監査を巡る共通課題、問題意識の共有化を図ることが重要である。

このため、審査会は、金融庁内の関係部局だけでなく、協会及び証券取引

所等の関係機関との意見交換を実施している。

(1) 金融庁関係部局との連携

個別監査業務の監査に関する問題点等については、対象企業の調査・検査等を行う金融庁関係部局（総務企画局、証券取引等監視委員会等）と連携を行うことにより、より効果的・効率的な検査等が実施できると考えられることから、審査会は、関係部局と積極的に情報共有、意見交換を行うなど連携を図った。また、財務局に対しても近時の監査における問題点等について情報共有等を実施した。

(2) 協会との連携

審査会は、協会による品質管理レビューの一層の実効性向上を公的立場から促すとともに、監査事務所における監査業務等の適正な運営の確保を図ることを目的に審査・検査を実施している。協会は、品質管理レビューの担い手であることから、レビュー実施態勢の強化などを通じ、より一層の実効性の向上を図ることにより、監査事務所における適切な監査の品質管理がなされるものと考えられる。このため、審査・検査を通じて把握した問題点等について、協会幹部や協会レビューアーとの間で双方向の議論を行うなど、協会との情報共有、連携の強化に取り組んでいる。

平成 28 事務年度においては、品質管理レビューの強化策及び上場会社監査事務所登録制度の運用状況のほか、審査会検査等において把握した品質管理レビューに係る諸問題やレビュー結果の開示拡充について意見交換等を実施した。

(3) 証券取引所との連携

審査会は、検査等を通じて監査の信頼性を確保することにより、我が国資本市場の公正性・透明性を高めることを使命としており、検査結果等から得られる監査に関する業界横断的な問題点等について、上場企業についての自主規制機能を担っている各証券取引所と意見交換を行うなど、問題意識の共有に努めた。

(4) 日本監査役協会との連携

審査会は、企業財務情報の適正な開示を図るためには、監査人のみならず、企業のコーポレートガバナンス機能を担う監査役等との連携が重要であるとの観点から、監査役等と監査人とのコミュニケーションの状況を監査事務所に対する検査等において検証してきたところである。加えて、会社法の改正やコーポレートガバナンス・コードにより、監査役等の役割・責務がますます重要なものとなってきている。

こうしたことから、審査会では、日本監査役協会が主催する講演会等を

通じ、検査における指摘事例や監査事務所の問題点等について、監査役等に対して情報提供を行うなどの連携を図った。

## 5. 平成 28 事務年度の課題に対する取組

### (1) 大手監査法人を中心とした検査の実効性の向上 (P92 資料 2-9 参照)

#### ア 検査の機動的な実施

平成 28 事務年度においては、被監査会社に会計上の重大な問題が懸念される状況がある又は当該被監査会社の監査業務を行う監査事務所の品質管理体制を早急に確認する必要がある場合に、機動的な検査が実施できるよう「平成 28 事務年度監査事務所等モニタリング基本計画」(P68 資料 2-5 参照)において明示した。

#### イ 大手監査法人に係る検査のフォローアップの強化

平成 28 事務年度においては、平成 27 年度に通常検査を実施した大手監査法人に対し、フォローアップ検査を実施した。

#### ウ 協会との適切な役割分担等

各監査事務所の提供する監査業務の品質水準を、全体として向上させていくためには、審査会と協会との適切な役割分担を図ることが重要である。役割分担の議論を始める前提として、まずは、個別監査業務に対する品質管理レビューの内容、水準や改善手法等について、審査会検査との相違点を検討する必要があることから、上記「4. 関係機関との連携 (2) 協会との連携」(P18)に記載のとおり、検査事例を元に検査官とレビューアーの意見交換会を開催し、情報共有、連携の強化に取り組んでいる。

#### エ 検査手法の向上

大手監査法人に関し、ガバナンス等経営管理態勢や業務管理態勢の検証について、より効果的・効率的に行うための取組として、当該検証に必要な定性・定量の情報を、事前に報告徴収により入手し、検査の着手前の分析等を充実させ、検査を効率的に行うこととした。

なお、今後においても一定時期に継続して報告徴収により、必要な定性・定量の情報を入手することとする。



#### オ 検査結果の取扱い（監査の品質の見える化）

検査先が検査における指摘事項を適切に改善するためには、指摘内容等が的確に検査先に対して伝達されることが重要であることから、平成28事務年度においては、検査結果通知書の「特に留意すべき事項」について、総合的な評価、品質管理態勢に関する評価、個別監査業務に関する評価及び審査会からのメッセージに区分して記載し、検査先に交付することとした。

#### （2）協会による品質管理レビューの一層の機能向上など協会の自主規制機能の強化

平成28年3月に公表された「会計監査の在り方に関する懇談会」提言に記載された協会による品質管理レビューの一層の機能向上など協会の自主規制機能の強化に関し、審査会としては、品質管理レビュー制度及びその運営の適切性の検証や協会と双方向の議論等を継続的に行っているところである。

平成28事務年度においても、このような取組を継続し、審査会検査等において把握した品質管理レビューに係る問題点や改善余地等について認識を共有したことで、協会における品質管理レビューの向上につなげた。

#### （3）情報発信の強化

審査会は、広く一般に提供される監査の品質に係る情報を充実させる観点から、「監査事務所の概況（平成28年版モニタリングレポート）」を作成し、平成28年7月に公表した（前記「3.（6）イ「監査事務所の概況」（平成28年版モニタリングレポート）の作成・公表（P15）を参照）。

### 6. 今後の課題

#### （1）大手監査法人を中心とした検査の実効性の向上

近時の不正会計事案などを契機として、改めて会計監査の信頼性が問われている状況にあるところ、審査会において、実効性向上策を取りまとめ公表した。

上記「5. 平成28事務年度の課題に対する取組」（P19）にあるとおり、実効性向上策を実施してきているものの、更に適時・適切に対応を図っていくこととしている。

#### （2）監査法人のガバナンス・コードへの対応

金融庁においては、平成29年3月31日に、「監査法人の組織的な運営に関する原則」（監査法人のガバナンス・コード）を策定し公表した。

本コードでは、大手上場企業等の監査を担う監査法人の組織的な運営に

において確保されるべき原則を取りまとめている。

審査会としては、既に、ガバナンス等経営管理態勢、業務管理態勢に一層重点を置いた検証を行っているが、現在、大手監査法人を中心として、本コードを踏まえた態勢強化に取り組んでいる状況であることから、各監査法人が構築・強化した態勢の実効性を検証していく。

### (3) 協会による品質管理レビューの機能向上などの取組状況の継続的なフォロー

審査会は、設置当初より協会の品質管理レビューの一層の機能向上を公的立場から促すことを目標としている。

協会は、平成 28 年 3 月に公表された「会計監査の在り方に関する懇談会」提言を受け、平成 28 年度の品質管理レビューで実行可能な施策を実施するとともに、今後の課題への取組についても検討を行っていくとしている。

審査会としては、協会との双方向の議論や検査結果等を通じ、これらの取組の十分性及び適切性を検証することにより、品質管理レビュー、上場会社監査事務所登録制度をはじめとする協会の自主規制機能の更なる向上につなげることが必要である。

### (4) 情報発信の強化

平成 28 事務年度において、検査先に指摘内容を的確に伝達するよう、検査結果通知書の記載内容の見直しを行うとともに、大手監査法人に対し当該通知書の「特に留意すべき事項」が被監査会社の監査役などに的確に伝達されるよう、記載の見直しを行ったところであるが、大手監査法人以外の被監査会社にも広がるよう対応することとする。

また、投資者や監査役等が監査に対する理解を深め、監査法人を評価することに資するよう、「監査事務所の概況（平成 28 年版モニタリングレポート）」を公表したところであるが、更にモニタリング情報を収集・蓄積の上、一層充実させていくこととする。

### (5) 監査事務所を巡る課題に対応した体制の充実

監査事務所を巡っては、企業の海外進出の加速化や海外取引の増加など会計実務の国際化、監査手続などにおける IT 化が進展しているところである。また、近時の検査等では、大手監査法人において、組織の末端にまで品質管理の改善が浸透できていないなど業務運営上の本質的な問題点が認められている。さらに、監査における不正リスク対応は、一層重要なものとなっている。

こうした状況に対応し、検査が適切に実施されるよう、引き続き、人材確保、情報収集分析体制の強化など検査実施体制の充実を図ることが、重要な課題と考えている。

## 第3章 公認会計士試験の実施

### 1. 概説

#### (1) 試験制度の概要

公認会計士試験は、公認会計士になろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的として、短答式及び論文式による筆記の方法で行う（法第5条）ものであり、審査会が、毎年1回以上行うこととされている（法第13条第1・2項）。

現行の試験制度（新試験制度）は、平成15年の法改正において、試験の質を確保しつつ幅広い多様な者が受験しやすくすることを主な目的として大幅な見直しが行われ、平成18年試験から実施されている。

平成15年法改正による主な見直しの内容

- ①試験体系の簡素化
- ②試験科目の見直し
- ③試験科目の一部免除の拡大
- ④短答式試験の合格者に対する合格発表の日から2年間における短答式試験の免除制度の導入
- ⑤論文式試験の試験科目のうち一部の科目について相当と認められる成績を得た者に対する論文式試験の合格発表の日から2年間における当該科目の免除制度の導入

公認会計士試験に関する事務のうち、合格の決定、不正受験による合格の決定の取消し・受験の禁止、試験問題の作成・採点等を除く、試験監督等の試験実施事務については各財務局長等に委任している（法第49条の4第5項、同法施行令第36条）。

試験問題の作成及び採点のために、審査会に試験委員が置かれている。試験委員は試験の執行（実施年）ごとに、審査会の推薦に基づき、内閣総理大臣が任命する（法第38条第1・2項）。

#### (2) 現行試験の概要

公認会計士試験は、短答式（択一式）及び論文式による筆記の方法により、全国の財務局等管内の試験場（全国11都道府県）で行う。なお、受験資格による制限は設けられていない（P95資料3-1参照）。

##### ア 短答式試験

- ・ 実施回数・時期  
年2回（12月、5月）

- ・ 試験科目  
必須4科目：財務会計論、管理会計論、監査論、企業法
- ・ 合格基準  
総点数の70%を基準として、審査会が相当と認めた得点比率を合格基準としている。ただし、1科目につき、その満点の40%に満たないもののある者は、不合格となることがある。

《過去の合格点》

24年		25年		26年		27年		28年		29年
第I回	第II回	第I回	第II回	第I回	第II回	第I回	第II回	第I回	第II回	第I回
70%	67%	67%	67%	70%	68%	60%	67%	67%	66%	71%

(注) 27年第I回試験を除き、1科目につき満点の40%未満のもののある者は不合格。

なお、短答式試験は年2回実施されるが、第I回短答式試験の願書提出では、当該短答式試験受験者のみ受け付けることとし、短答式試験の全科目免除者及び旧第2次試験合格者等の短答式試験みなし合格者については、第II回に願書を提出することとしている。

- ・ 短答式試験科目の全部又は一部免除  
短答式試験合格者は、申請により、当該短答式による試験に係る合格発表の日から起算して2年を経過する日までに行われる短答式試験の免除を受けることができる。  
また、大学等において3年以上商学若しくは法律学に属する科目の教授等であった者又は博士の学位取得者、司法試験合格者、税理士資格取得者、会計専門職大学院修了者等についても、申請により試験科目の全部又は一部の免除を受けることができる。

《平成28年度の免除件数》

全部免除	司法試験合格者	56件
	商学若しくは法律学に係る大学教授等又は博士の学位取得者	11件
一部科目免除	税理士資格取得者等	63件
	会計専門職大学院修了者	144件
	会計又は監査に関する実務経験者	5件

## イ 論文式試験

- 実施回数・時期

年 1 回（8 月）

- 試験科目

必須 4 科目：会計学、監査論、企業法、租税法

選択科目：経営学、経済学、民法、統計学のうち 1 科目

- 合格基準

52%の得点比率を基準として、審査会が相当と認めた得点比率を合格基準としている。ただし、1科目につき、その得点比率が40%に満たないもののある者は、不合格となることがある。

なお、論文式試験は、1人の答案を複数の試験委員が採点しており、試験委員間及び試験科目間の採点格差は、標準偏差により調整している。

### 《過去の合格点》

24 年	25 年	26 年	27 年	28 年
52.0%	52.0%	52.0%	52.0%	52.0%

（注）1科目につき得点比率が40%未満のもののある者は不合格。

- 論文式試験科目の一部免除

論文式試験のうち一部の科目について、審査会が相当と認める成績を得た者は、申請により、当該論文式試験に係る合格発表の日から起算して2年を経過する日までに行われる論文式試験の当該科目の免除を受けることができる（注）。

また、大学等において3年以上商学、法律学若しくは経済学に属する科目の教授等であった者又は博士の学位取得者、司法試験合格者、税理士資格取得者等についても、申請により試験科目の一部の免除を受けることができる。

（注）試験科目のうち一部の科目について、同一の回の論文式試験合格者の平均得点比率を基準として、審査会が相当と認めた得点比率以上を得た者を一部科目免除資格取得者としている。

### 《平成 28 年度の免除件数》

税理士資格取得者	16 件
司法試験合格者	56 件
不動産鑑定士試験合格者	3 件
商学、法律学若しくは経済学に係る大学教授等又は博士の学位取得者	13 件

## 2. 公認会計士試験の実施状況

### (1) 平成 28 年公認会計士試験

平成 28 年公認会計士試験のスケジュール及び実施状況は以下のとおりである。

#### 《平成 28 年公認会計士試験実施スケジュール》

区 分	願書受付 開 始	願書受付 締 切	試験期日	合格者発表
第 I 回 短 答 式	27 年 8 月 28 日	27 年 9 月 11 日	27 年 12 月 6 日	28 年 1 月 12 日
第 II 回 短 答 式	28 年 2 月 5 日	28 年 2 月 19 日	28 年 5 月 29 日	28 年 6 月 24 日
論 文 式	—		28 年 8 月 19 日 ～21 日	28 年 11 月 11 日

#### 《平成 28 年公認会計士試験結果の概要》

区 分	平成 28 年 試験	短答式試験 の受験者等 (免除者を含む)	短答式試験み なし合格者 (旧第 2 次試 験合格者)	(参考)	短答式試験 の受験者等 (免除者を含む)	短答式試験み なし合格者 (旧第 2 次試 験合格者)
				平成 27 年 試験		
願書提出者数 (a)	10,256 人 (注 1)	10,139 人	117 人	10,180 人	10,050 人	130 人
短答式試験 受験者数	8,644 人	8,644 人	—	8,620 人	8,620 人	—
短答式試験 合格者数	1,501 人	1,501 人	—	1,507 人	1,507 人	—
論文式試験 受験者数	3,138 人	3,021 人 (注 2)	117 人	3,086 人	2,956 人	130 人
最終合格者数 (b)	1,108 人	1,098 人	10 人	1,051 人	1,030 人	21 人
合格率 (b/a)	10.8%	10.8%	8.5%	10.3%	10.2%	16.2%

(注 1) 平成 28 年の願書提出者数は、第 I 回短答式試験における願書提出者が 7,030 人、第 II 回短答式試験における願書提出者が 7,968 人となっているところ、第 I 回、第 II 回のいずれにも願書を提出した受験者を名寄せして集計したもの（平成 27 年試験についても同様の考え方に基づいた計数を記載）。

(注 2) 「短答式試験の受験者等（免除者を含む）」欄の「論文式試験受験者数」には、当該試験年の短答式試験合格者のほか、その前年又は前々年の短答式試験合格による短答式試験免除者及び大学教授や司法試験合格者等の短答式試験免除者を含む（平成 27 年試験についても同様の考え方に基づいた計数を記載）。

ア 願書提出者

平成 28 年公認会計士試験の願書提出者は、10,256 人となっている。  
このうち、旧第 2 次試験合格者の短答式試験みなし合格者（117 人）を除く願書提出者は 10,139 人であり、前年の 10,050 人に比べ 89 人（0.9%）増加した。

イ 短答式試験合格者

- ・短答式試験受験者 8,644 人
- ・短答式試験合格者 1,501 人

第 I 回短答式試験は、受験者 7,030 人、合格者 863 人となっており、第 II 回短答式試験は、受験者 6,331 人、合格者 638 人となった（P96 資料 3-2 参照）。第 I 回、第 II 回のいずれも受験した受験者を名寄せして集計した短答式の受験者は 8,644 人であり、合格者は 1,501 人となった。

ウ 論文式試験合格者（最終合格者）

- ・論文式試験受験者 3,138 人  
うち答案提出者数 2,790 人
- ・最終合格者 1,108 人（合格率 10.8%（1,108 人/10,256 人））  
うち短答式試験受験者等（免除者を含む。）1,098 人（合格率 10.8%（1,098 人/10,139 人））

論文式試験は、平成 28 年の短答式試験合格者（1,501 人）に、平成 26 年又は平成 27 年の短答式試験合格者で平成 28 年の短答式試験が免除された者（1,367 人）、大学教授・司法試験合格者等の免除者（153 人）及び旧第 2 次試験合格者の短答式試験みなし合格者（117 人）を加えた 3,138 人が受験し、最終合格者は 1,108 人となった（論文式試験合格率 35.3%）（注 1）。このうち旧第 2 次試験合格者の短答式試験みなし合格者を除いた最終合格者は 1,098 人となった（P99 資料 3-3 参照）。

なお、次回以降の 2 年間で論文式試験の一部科目について免除を受けることができる科目免除資格取得者（注 2）は 454 人（属人ベース）となった。

（注 1）合格者を年齢別にみると、30 歳未満が全体の 76.5% を占め、平均年齢は 26.2 歳であった（最高年齢は 67 歳、最低年齢は 19 歳）。

また、合格者を職業別にみると、「学生」・「専修学校・各種学校受講生」が 795 人（構成比 71.8%）、「会社員」が 70 人（構成比 6.3%）であった。

なお、女性の合格者は 236 人（構成比 21.3%）となっている。

（注 2）論文式試験の一部科目免除資格の付与として審査会が相当と認めた得点比率は 55.7%。

(2) 平成 29 年公認会計士試験

平成 29 年公認会計士試験のスケジュール及び実施状況は以下のとおりである。

《平成 29 年公認会計士試験実施スケジュール（予定）》

区 分	願書受付 開 始	願書受付 締 切	試験期日	合格者発表
第 I 回 短 答 式	28 年 8 月 26 日	(インターネット出願) 28 年 9 月 15 日	28 年 12 月 11 日	29 年 1 月 16 日
		(書面による出願) 28 年 9 月 9 日		
第 II 回 短 答 式	29 年 2 月 10 日	(インターネット出願) 29 年 3 月 2 日	29 年 5 月 28 日	29 年 6 月 23 日
		(書面による出願) 29 年 2 月 24 日		
論 文 式	—	—	29 年 8 月 25 日 ～27 日	29 年 11 月 17 日

＜第 I 回短答式試験の試験結果の概要＞

- ・ 願書提出者 7,818 人
- ・ 答案提出者 6,045 人
- ・ 短答式試験合格者 1,194 人

平成 29 年第 I 回短答式試験は平成 28 年 12 月 11 日に実施し、願書提出者（受験者）は 7,818 人であり、合格者は 1,194 人となった（P110 資料 3－4 参照）。

3. 受験願書等のインターネット受付

平成 25 年 6 月 14 日に閣議決定された「世界最先端 IT 国家創造宣言」に基づく「オンライン手続の利便性向上に向けた改善方針」（平成 26 年 4 月 1 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）において、公認会計士試験の受験願書の提出等が改善促進手続とされ、オンライン手続の改善と利用の促進を図っていくことが求められた。

こうしたことを踏まえ、受験者等の利便性向上に向けて、公認会計士試験の受験願書の提出等のオンライン手続について、民間のインターネット受付サービスを導入することとし、平成 29 年第 I 回短答式試験の申込分から運用を開始した。

平成 29 年第 I 回短答式試験では、願書提出者数 7,818 人のうち 3,470 人



がインターネット受付により出願した（44.4%）。

平成29年第Ⅱ回短答式試験では、願書提出者数8,214人のうち3,700人がインターネット受付により出願した（45.0%）。なお、このうち、短答式試験全科目免除者等を除いた願書提出者数でみると、6,577人のうち3,300人がインターネット受付により出願している（50.2%）（注）。

（注）第Ⅰ回短答式試験と同様、少なくとも1科目短答式試験を受ける者の比率でみるために、第Ⅱ回短答式試験願書提出者に含まれる全科目免除者等を除いたもの。

#### 4. 情報発信等

「平成28事務年度金融行政方針」において、「監査業界を担う公認会計士という職業に関心を持つ者の拡大を図るため、会計監査や公認会計士資格に関し、高校生等若年層や女性に向けた広報活動を、日本公認会計士協会と連携して推進する」とされているように、審査会では、公認会計士という職業への関心を高め、公認会計士試験受験者のすそ野拡大を図る観点から、主に大学生・高校生等若年層に向けた広報活動に努めている。

具体的には、全国の大学・高等学校等で、会長・常勤委員等が、公認会計士の社会的使命や公共財としての会計監査等をテーマとした講演を行っており、平成28年度においては、全国9大学、3商業高校で講演を実施した。（P112資料3-5参照）。

また、情報発信を充実させる観点から、審査会の業務内容を記載した審査会パンフレットや、公認会計士の業務や試験の概要等を掲載した試験パンフレットを作成しており、上記講演等において配布したほか、審査会ウェブサイトに掲載した。

なお、試験の透明性や信頼性の確保を図る観点から、平成25年より、試験結果に係る情報の提供について順次拡大を進めており、試験問題に加えて受験者数、合格者数、欠席者数、得点階層分布、短答式試験における平均得点比率等について、平成28年試験においても引き続き公表を行った（P96資料3-2、P99資料3-3、P110資料3-4参照）。

#### 5. 公認会計士試験事業に係る市場化テスト

「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づく「公共サービス改革基本方針」（閣議決定）において、関東財務局において実施する公認会計士試験業務が市場化テストの対象とされたことにより、平成23年度以降市場化テストを実施してきた。（注）

（注）市場化テストの概要

- ・対象 受験願書の配布及び受付、試験会場の確保、試験の立会い等の民間委託
- ・期間 第1期：平成23年4月から26年8月まで（3年5ヶ月）  
第2期：平成26年4月から29年8月まで（3年5ヶ月）

上記業務については、公共サービス改革を所管する官民競争入札等監理委員会において、これまでの市場化テストの良好な実施結果を踏まえ、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」等に基づく市場化テスト事業としては終了し、今後は関東財務局における通常の民間委託事業として実施することとされた。

## 6. 今後の課題

公認会計士試験を運営・実施していく上での基本的課題は、試験を公平かつ円滑に実施するとともに、我が国経済の将来を担う前途有為な若者をはじめ多様な人々が公認会計士試験に挑戦することを促していくことである。

### (1) 公認会計士試験の公平かつ円滑な実施

公認会計士試験は、公認会計士になろうとする者に必要な学識及び応用能力を有するかどうかを判定することを目的とした試験であり、その実施に当たっては、公平かつ円滑に実施する必要がある。このため、試験問題の作成・採点を行う試験委員の選任や問題作成に当たっての事務局によるサポート、財務局等による各試験の適切な実施等の一連の試験運営に当たり、引き続き様々な点に細心の注意を払い、万全な態勢で取り組んでいく必要がある。

また、公認会計士試験における透明性・信頼性を確保するため、試験結果に係る積極的な情報提供を引き続き行っていく必要がある。

### (2) 公認会計士試験受験者増への取組

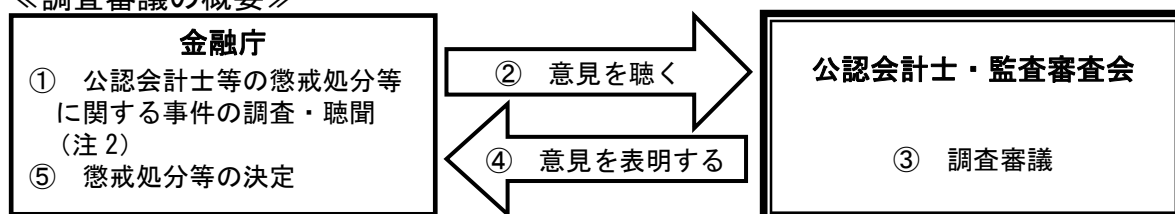
多様な人々が公認会計士試験に挑戦することを促す観点から、公認会計士の使命、資本市場における会計・監査の重要性、さらには、監査業務以外の活躍フィールドの拡大といった公認会計士の魅力等について、全国の大学等における講演活動を継続していく必要がある。特に、高校生等若年層や女性に向けた広報活動の充実に、引き続き取り組んでいく必要がある。

## 第4章 公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議

### 1. 制度の概要

金融庁長官が公認会計士及び監査法人に対して懲戒処分等（注1）をするとき（審査会の勧告に基づいて懲戒処分等が課される場合又は監査法人に対する課徴金納付命令は除く。）には、聴聞を行った後に、審査会の意見を聴くこととされている（法第32条第5項）。具体的には、審査会は、金融庁長官から示された、処分対象の事実、適用法令、聴聞内容及び量定（処分の重さ）等の処分に関する事項について審議を行い、金融庁長官の判断が妥当かどうかに関して意見を表明している。

#### 《調査審議の概要》



（注1）懲戒処分等は、公認会計士及び監査法人が監査業務において虚偽又は不当な証明を行った場合、公認会計士等が法令等に違反した場合若しくは著しく不当と認められる業務の運営を行った場合等に課される。

（注2）懲戒処分等に関する事件の調査（事件関係人等に対する審問又は意見若しくは報告を徴すること、帳簿書類その他の物件の提出を命じること等）は、金融庁長官が行う。

### 2. 事案の概要

平成28年度において、金融庁から意見を求められ、審査会が調査審議を行った事案は無かった。

## 第5章 諸外国の関係機関との協力

### 1. 監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）における活動

米エンロン及び米ワールドコム等における会計不祥事に端を発して、会計監査の品質の確保及び向上の必要性が認識され、平成14(2002)年以降、世界各国で会計プロフェッションから独立した監査監督機関が設立された。

こうした中、各国における監査監督機関の情報交換等を行うことを目的として、金融安定化フォーラム（FSF：Financial Stability Forum。現在は、金融安定理事会（FSB：Financial Stability Board）に再構成）主催により、平成16(2004)年9月に第1回監査人監督者会議がワシントン D.C.において非公式に開催され、我が国を含む9か国（日、米、英、独、仏、伊、加、豪、シンガポール）が参加した。その後も非公式会合として開催回数を重ねたが、常設の国際会合設立の機運が高まり、平成18(2006)年9月にパリで開催された第5回監査人監督機関会議において監査監督機関国際フォーラム（IFIAR：International Forum of Independent Audit Regulators）の設立が正式に承認された。その最初の会合が、審査会主催により、平成19(2007)年3月に22か国の監査監督当局の参加を得て、東京で開催された。

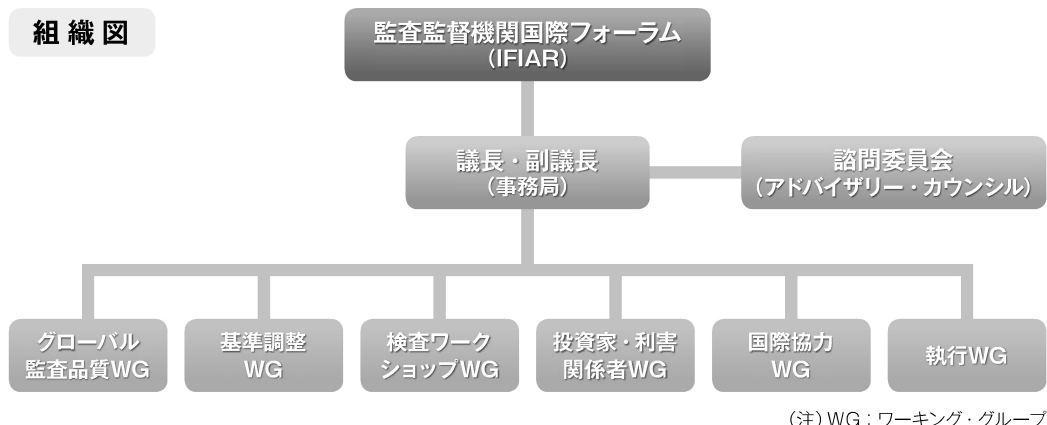
#### （1）組織

IFIARは、メンバー資格を有する各国の監査監督当局により構成され、その意思決定は、原則として、加盟国の全メンバー当局が参加する本会合（Plenary Meeting）において行われる。平成29(2017)年3月時点での加盟国数は、52か国・地域となっている。本会合は、平成28(2016)年4月のロンドン本会合まで、16回の本会合が開催されている。第17回目の本会合は、平成29(2017)年4月にIFIAR常設事務局が東京に開設されるのに併せ、東京で開催された。

IFIARの活動を円滑に進めるため、個人資格としての議長及び副議長が置かれている。平成29(2017)年3月末現在、議長国はオランダ、副議長国はカナダとなっている。議長及び副議長への支援及び助言を行う機関として諮問委員会（Advisory Council）が設置されており、平成29(2017)年3月末現在、諮問委員会は、オーストラリア、フランス、ドイツ、日本、シンガポール、英国、米国の7か国で構成されている。平成29(2017)年4月の常設事務局設置後は、諮問委員会に替わり、新たに15名の理事から構成される代表理事会（IFIAR Board）が設置されている。

また、IFIARには、平成29(2017)年3月末現在、6つのワーキング・グループが設けられている。それぞれの目的及びその活動状況等については、（3）イにおいて詳しく述べる。

≪ IFIAR の組織図（平成 29 年 3 月末現在） ≫



(2) 目的

IFIAR は、平成 20 (2008) 年 9 月の第 4 回ケーパタウン本会合において採択した憲章 (Charter) において、以下を活動目的として定めている。

- ① 監査事務所の検査に焦点を当て、監査市場の環境に関する知識や監査監督活動の実務的な経験を共有すること。
- ② 監督活動における協力及び整合性を促進すること。
- ③ 監査の品質に関心を有する他の政策立案者や組織との対話を主導すること。
- ④ 個々のメンバーの法令で定められた任務及び使命を考慮の上、メンバーにとって重要事項に関する共通かつ一貫した見解又は立場を形成すること。

(3) 活動状況

ア 本会合等における活動

(ア) 第 16 回ロンドン本会合

平成 28 (2016) 年 4 月 19 日から 21 日の日程で、第 16 回本会合が英国財務報告評議会 (FRC: Financial Reporting Council) の主催でロンドンにおいて開催された (P117 資料 4-3 参照)。

当該会合では、常設事務局の東京への設置のほか、投資家・利害関係者ワーキング・グループに対するアドバイザー・グループの設立を合意した。また、基準設定主体 (国際監査・保証基準審議会 (IAASB)、国際会計士倫理基準審議会 (IESBA)) 及び公益監視委員会 (PIOB) の議長と、基準設定がどのように監査品質の向上に資するかにつき議論した。さらに、6 大監査ネットワーク (注) の CEO と監査品質に関する議論を行った (P113 資料 4-1、P115 資料 4-2 参照)。

(注) 6大監査ネットワークは、Deloitte Touche Tohmatsu、Ernst & Young、KPMG、PricewaterhouseCoopers、BDO 及び Grant Thornton で構成されている。

#### (イ) 中間会合

平成 25(2013)年以降、これまで年 2 回開催していた本会合を年 1 回の開催とし、別途オフィサー (IFIAR 議長及び副議長をいう)、諮問委員会メンバー及びワーキング・グループ議長等に参加者を絞った中間会合を開催して、IFIAR 業務の管理等に関するハイレベルな議論を行っている。平成 28(2016)年は 10 月 31 日及び 11 月 1 日の 2 日間にわたってシンガポールで開催した。

#### イ 各ワーキング・グループにおける活動

##### (ア) グローバル監査品質 (GAQ) ワーキング・グループ

6大監査ネットワークとグローバルな監査の品質管理の在り方について意見交換を行うことを目的としている。「グローバル監査ネットワークの品質管理体制」等のテーマについて、各ネットワークと継続的に対話し、品質管理における改善状況や各ネットワークの組織展開状況を当局間で共有している。

今年度は、平成 28(2016)年 11 月 2 日から 4 日の日程でシンガポール会合が、平成 29(2017)年 2 月 28 日から 3 月 2 日の日程でフランクフルト会合が開催され、監査法人のデータアナリティクスへの取組、プロジェクト管理、グループ監査等について議論が行われた。

また、当ワーキング・グループにおいて、多国籍企業のグループ監査の有効性を評価するため、大手ネットワーク傘下の監査法人に対し複数当局による協同検査を実施することが提案され、平成 27(2015)年に、日本(審査会)主導で初めて実施され、平成 28(2016)年にも審査会主導で実施されている。

##### (イ) 基準調整ワーキング・グループ

国際監査・保証基準審議会 (IAASB: International Auditing and Assurance Standards Board) における国際監査基準の設定や、監査業務に係る基準設定主体との連携等について、意見交換を行うことを目的としている。

##### (ウ) 検査ワークショップ・ワーキング・グループ

検査官の技能研鑽と検査手法・経験の共有を目的としており、毎年、IFIAR 検査ワークショップを開催している。また、検査ワークショップの企画・調整及び事後的な評価等も行っている。

検査ワークショップは、平成 19(2007)年の第 1 回東京本会合において、各国当局の検査手法や検査における課題等を共有し、検査官の技

能研鑽を図ることを目的として、IFIAR メンバーの検査官を主体として開催することが承認されたものである。以降、検査ワークショップ・ワーキング・グループの企画・調整により、毎年開催されている。

第 11 回目の開催となる今年度は、平成 29(2017)年 2 月 8 日から 10 日の日程で、ギリシャ会計監査監督委員会 (HAASOB) の主催により開催され、日本を含め 41 か国・地域から 120 名以上の検査官等が参加した (P118 資料 4-4 参照)。なお、日本は、審査会から主任検査官をモデレーターとして派遣した。

(エ) 投資家・利害関係者ワーキング・グループ

監査報告書の利用者である投資家その他の利害関係者と、監査品質、監査報告書の在り方等について対話することを目的としており、IFIAR 会合における投資家代表との意見交換等の企画・調整等も行っている。

(オ) 国際協カワーキング・グループ

監査監督当局間の規制及び検査に関する、実務的な情報交換を促進することを目的としており、監査監督上の多国間情報交換枠組み (MMOU) の策定等を行っている。

MMOU については、平成 27(2015)年 6 月に最終化し、以降 IFIAR は第一次加盟申請国からの署名申請に対する評価作業を進めてきた。我が国は、MMOU 加盟申請国 (第一次) 23 カ国の一つとして、これまで IFIAR による審査を受けてきたところ、平成 29 (2017) 年 2 月、審査会及び金融庁は、IFIAR より、MMOU の署名当局となることについての承認を受けた。MMOU の署名・発効は平成 29(2017)年 4 月の東京本会合時に行われることが予定されている。

(カ) 執行ワーキング・グループ

投資家保護や監査品質向上のため、調査及び執行分野における監査監督当局間の協調関係を促進し、同分野に関する各当局の制度や取組について情報交換等を行うことを目的としている。

なお、本ワーキング・グループの議長は、平成 25(2013)年 7 月のワーキング・グループ設立以降、日本が務めている。

(4) 日本への IFIAR 常設事務局誘致への対応状況

IFIAR は、近年、当局間の意見交換フォーラムから国際機関としての実質的な活動を伴う組織へと急速に成長するとともに、金融安定理事会 (FSB)、証券監督者国際機構 (IOSCO)、バーゼル銀行監督委員会 (BCBS) 等、他の国際機関との関係強化の必要性も高まっている。このような背景から、平成 26(2014)年 4 月の第 14 回ワシントン本会合において常設事務

局設立が議論された。

審査会及び金融庁は、IFIAR を通じた国際的な監査品質向上への貢献、監査を含む国際金融規制活動における日本の発言力の向上、東京の国際金融センターとしての地位確立への貢献という観点から、平成 27(2015)年 1 月、常設事務局の東京誘致を目指して立候補を行った。審査会及び金融庁のみならず官邸を含めた政府一丸となった招致活動、民間経済団体や監査に関する各団体等からの招致支援声明などの協力があった結果、平成 28(2016)年 4 月の第 16 回ロンドン本会合において常設事務局の東京設置が決定され (P119 資料 4-5 参照)、平成 29(2017)年 4 月に常設事務局が開設された。現在、審査会及び金融庁は、同事務局の円滑な運営に向けて、必要な支援を行っている。

また、平成 28(2016)年 12 月、常設事務局の活動支援と我が国における監査品質に関する意識向上を図ることを目的として、日本で活動するステークホルダーによる「日本 IFIAR ネットワーク」が設立された (P120 資料 4-6 参照)。

## 2. 二国間での協力

企業活動のグローバル化を踏まえ、連結財務諸表監査における海外監査法人の監査結果の利用等、国境を越えた監査手続の品質確保がこれまで以上に重要になっており、グローバルな監査監督体制の構築を図る上で各国当局等との連携強化が不可欠となっている。審査会は、IFIAR への参加だけでなく、監査や検査に係る課題や国際的に活動する監査事務所に係る情報共有等を目的として、各国の監査監督当局との間で意見交換を実施し、監査監督上の情報交換枠組み (注) を策定し、審査・検査活動に資するなど、二国間での協力関係の構築・充実に努めている (P121 資料 4-7 参照)。

(注) 日本と監査監督上の情報交換枠組みのある関係当局

- ・米国公開会社会計監督委員会 (PCAOB: Public Company Accounting Oversight Board)
- ・カナダ公共会計責任委員会 (CPAB: Canadian Public Accountability Board)
- ・マレーシア監査監督委員会 (AOB: Audit Oversight Board of Malaysia)
- ・オランダ金融市場庁 (AFM: the Netherlands Authority for the Financial Markets)
- ・ルクセンブルク金融監督委員会 (CSSF: the Commission de Surveillance du Secteur Financier)
- ・英国財務報告評議会 (FRC: Financial Reporting Council)
- ・フランス会計監査役高等評議会 (H3C: Haut Conseil du commissariat aux comptes)



### 3. 今後の課題

企業活動のグローバル化により、国際的に活動する企業の連結財務諸表監査における海外監査法人が実施する監査結果の利用等、監査業務におけるクロスボーダー化が進展していること等を踏まえ、国境を越えた監査の品質確保が課題となっている。

こうした中で、国際的監査事務所のネットワーク全体での品質管理の在り方、監査におけるデータ分析手法の導入、世界的な経済・金融情勢等が監査の品質に与える影響についても留意していく必要がある。

また、会計・監査制度を巡る国際的な議論の動向について、審査会として国際機関及び諸外国での議論に係る監査事務所の活動や審査会の業務等に与える影響について分析し、必要に応じ、監査事務所に対する審査及び審査会検査に反映させる等、的確な対応を行う必要がある。

このような視点から、監査を巡るグローバルな課題について問題意識の共有や人的交流を行うなど、引き続き各国の監査監督当局との連携強化、東京に常設事務局が開設される IFIAR の活動への積極的貢献を通じた多国間の協力ネットワークの強化を図ることが必要である。

また、これらの動きに対応できるグローバルな人材の育成・確保も重要となっている。



# 資料編

## 【資料編】

### 1 公認会計士・監査審査会関連資料

- 1-1 公認会計士・監査審査会発足の経緯…………… 40
- 1-2 第5期 公認会計士・監査審査会会長及び委員名簿…………… 42
- 1-3 公認会計士・監査審査会の開催状況…………… 43

### 2 審査及び検査関連資料

- 2-1 品質管理レビューの審査及び監査法人等に対する検査手続…………… 46
- 2-2 監査事務所等モニタリング基本方針—より実効性のある監査の実施のために—…………… 47
- 2-3 外国監査法人等に対する検査監督の考え方…………… 52
- 2-4 公認会計士・監査審査会の実施する外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する基本指針…………… 55
- 2-5 平成28事務年度監査事務所等モニタリング基本計画…………… 68
- 2-6 公認会計士・監査審査会の勧告一覧…………… 79
- 2-7 監査法人よつば総合事務所に対する検査結果に基づく勧告について…………… 80
- 2-8 「監査事務所検査結果事例集」について…………… 83
- 2-9 公認会計士・監査審査会検査の実効性の向上（抄）～大規模監査法人を中心に～…………… 92

### 3 公認会計士試験実施関連資料

- 3-1 公認会計士試験制度の概要…………… 95
- 3-2 平成28年公認会計士試験第Ⅱ回短答式試験の合格発表について（抜粋）…………… 96
- 3-3 平成28年公認会計士試験の合格発表について（抜粋）…………… 99
- 3-4 平成29年公認会計士試験第Ⅰ回短答式試験の合格発表について（抜粋）…………… 110
- 3-5 平成28年度の講演会の開催状況…………… 112

### 4 諸外国の関係機関との協力関係資料

- 4-1 第16回監査監督機関国際フォーラム（ロンドン会合）について…………… 113
- 4-2 第16回監査監督機関国際フォーラム プレスリリース（仮訳）…………… 115
- 4-3 監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）本会合開催実績…………… 117
- 4-4 IFIAR 検査ワークショップ開催実績…………… 118
- 4-5 監査監督機関国際フォーラム・常設事務局の東京設置について…………… 119
- 4-6 日本IFIARネットワーク会員…………… 120
- 4-7 監査監督上の協力に関するフランス会計監査役高等評議会（H3C）との書簡交換について…………… 121

## 公認会計士・監査審査会発足の経緯

平成 12 年 6 月の公認会計士審査会(当時)において取りまとめられた公認会計士制度整備に関する検討を引き継いだ金融審議会公認会計士制度部会は、平成 13 年 10 月以降、公認会計士監査制度の在り方について検討を行った。本検討は、企業会計不正事件に対する米国政府の対応などの国際的動向も踏まえ、グローバルな経済環境のもとにある今日の我が国の経済社会において、資本市場に対する信認をいかに確保し、その機能を向上させるべきかという観点から行われた。

同部会による報告では、市場の機能が十分に発揮されるためには、内部監査や監査役(監査委員会)監査と公認会計士監査との連携をはじめとするコーポレート・ガバナンスの充実・強化とともに、公認会計士監査を巡る制度環境の整備が必要不可欠であるとの基本認識のもと、

- 1 公認会計士は不断の自己研鑽による専門知識の習得、高い倫理観と独立性の保持により、監査と会計の専門家としての使命と職責を果たすべきとの観点から、公認会計士の使命と監査の目的を法制度上明確化すること
- 2 監査の適切性を確保するため、被監査企業への非監査証明業務の同時提供の禁止、監査法人における関与社員による継続的監査の制限、関与社員の被監査企業への就任制限を行い、公認会計士や監査法人の独立性を強化すること
- 3 協会による自主規制の限界を補完するとともに、公平性・中立性・有効性を確保するとの観点から、協会が行っている品質管理レビューに対する行政によるモニタリングを導入すること
- 4 我が国の経済社会において公認会計士が担うべき役割に鑑み、監査証明業務に従事しうるにふさわしい一定水準の能力を有する監査と会計の専門家の存在を今後とも確保していくために、公認会計士試験制度を見直し、①社会人を含めた多様な人材にとっても受験しやすい制度とすること、②一定の要件のもとで、実務経験者等に対して試験の一部を免除すること、③専門職大学院との連携を図ること

などが提言された。

本報告を踏まえ、公認会計士法の一部を改正する法律案が平成 15 年の第 156 回国会に提出され、国会の審議を経て、同年 5 月に改正公認会計士法が成立し、平成 16 年 4 月に金融庁に従前の公認会計士審査会を改組・拡充して「公認会計士・監査審査会」が設置された。

(参考) 組織の沿革

- 昭和 23 年 8 月
- ・ 公認会計士法の施行。
  - ・ 公認会計士試験の実施及び公認会計士等の監督のための行政委員会として「会計士管理委員会」を設置。
- 昭和 24 年 6 月
- ・ 「会計士管理委員会」が廃止。
  - ・ 同委員会の所掌事務が大蔵省に移管され、大蔵大臣の諮問機関としての「公認会計士審査会」を設置。
- 昭和 25 年 4 月
- ・ 「公認会計士審査会」が廃止。
  - ・ 公認会計士試験の実施及び公認会計士等の監督のために大蔵省の外局である行政委員会として「公認会計士管理委員会」を設置。
- 昭和 27 年 8 月
- ・ 「公認会計士管理委員会」の所掌事務が大蔵省に再度移管。
  - ・ 新たに公認会計士試験の実施及び公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議のため「公認会計士審査会」を設置。
- 平成 13 年 1 月
- ・ 中央省庁再編に伴い、公認会計士等の監督に関する事務が金融庁に移管。
  - ・ 金融庁に「公認会計士審査会」を設置。
- 平成 16 年 4 月
- ・ 改正公認会計士法の施行。
  - ・ 「公認会計士審査会」が改組・拡充され「公認会計士・監査審査会」を設置。
  - ・ 従前の公認会計士審査会が担っていた①公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議、②公認会計士試験の実施に係る事務に加え、③協会が実施する監査業務の状況調査に対する審査及び検査、すなわち公認会計士等が行う監査業務の監視を新たに担当。

## 第5期 公認会計士・監査審査会会長及び委員名簿

(平成28年4月1日～平成31年3月31日)

会長（常勤）	廣本 敏郎	一橋大学名誉教授
委員（常勤）	松井 隆幸	元青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科教授
委員（非常勤）	木村 明子	アンダーソン・毛利・友常法律事務所顧問 富士電機(株)社外監査役 第一三共(株)社外監査役 野村アセットマネジメント(株)社外取締役
委員（同）	佐藤 淑子	(一社)日本IR協議会専務理事
委員（同）	徳賀 芳弘	京都大学副学長・教授
委員（同）	淵田 康之	(株)野村資本市場研究所研究理事
委員（同）	水口 啓子	(株)日本格付研究所チーフアナリスト兼格付企画部長
委員（同）	八木 和則	横河電機(株)参与 (株)横河ブリッジホールディングス社外監査役 J S R(株)社外取締役 T D K(株)社外監査役 応用地質(株)社外取締役
委員（同）	山田 辰己	有限責任あずさ監査法人パートナー
委員（同）	吉田 慶太	有限責任監査法人トーマツパートナー

〔委員（非常勤）は五十音順〕

## 公認会計士・監査審査会の開催状況

(平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日)

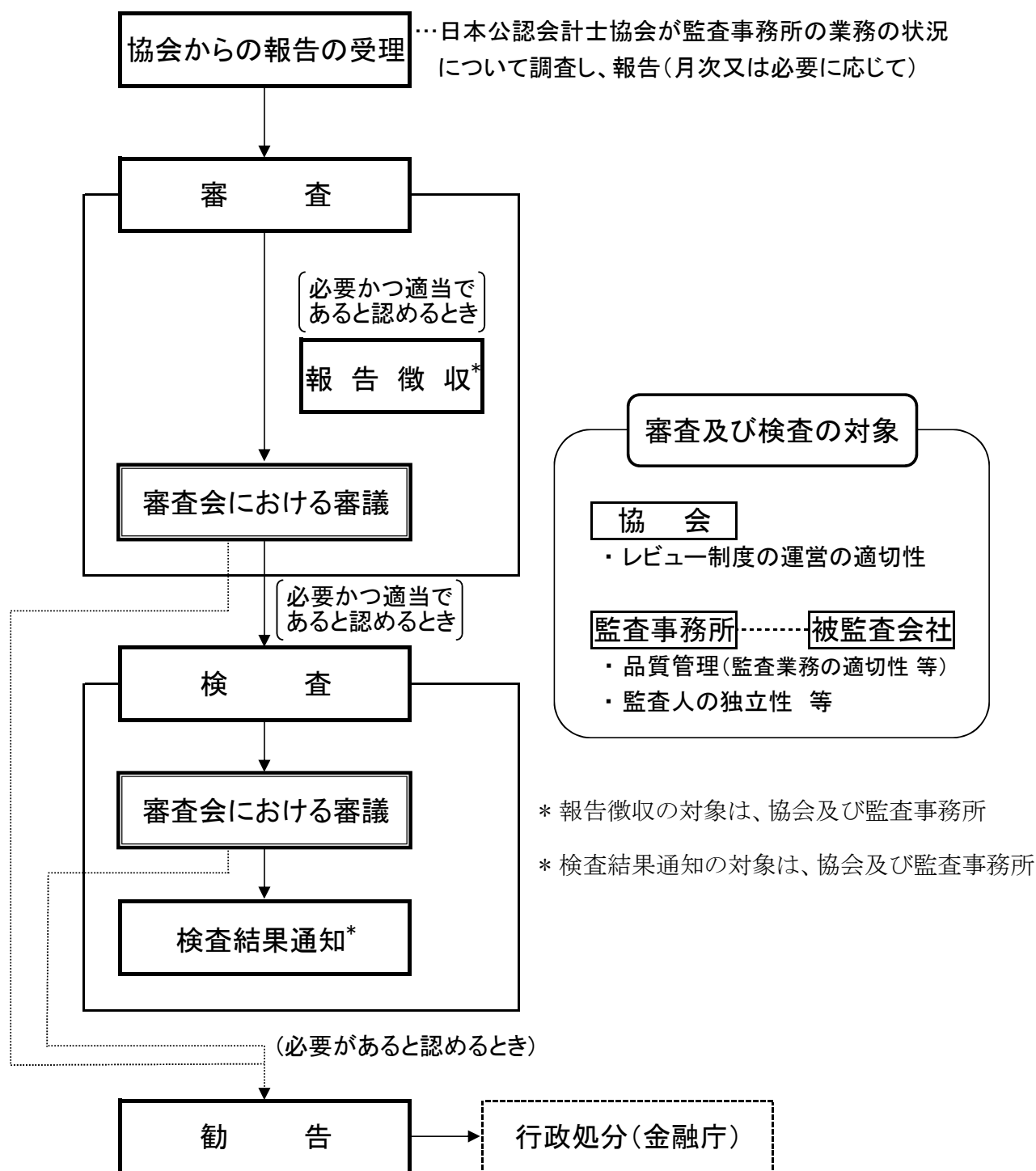
回	開催日	主な議題
287	28. 4. 15	(1) 会長代理の指名 (2) 議事録等の取扱いについて (3) 公認会計士試験について ①小委員会の小委員長等の選任について ②公認会計士試験の試験免除申請について (4) 国際関係について ○フランス会計監査役高等評議会 (H3C) との間における情報交換の取決めについて (5) 審査及び検査について
288	28. 5. 10	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 国際関係について ○第 16 回監査監督機関国際フォーラム (IFIAR) の模様等について (3) 大規模監査法人等に対する検査の実効性向上について ○過去の審査会検査に係る調査報告書について (4) 審査及び検査について ○「監査事務所等モニタリング基本方針 (審査・検査基本方針) -より実効性のある監査の実施のために-」の案文について
289	28. 5. 24	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 公認会計士試験について ○公認会計士試験の運營業務における市場化テスト等について (3) 審査及び検査について
290	28. 6. 13	公認会計士試験について ○平成 28 年公認会計士試験第 II 回短答式試験について
291	28. 6. 17	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 公認会計士試験について ①平成 28 年公認会計士試験第 II 回短答式試験の結果等について ②平成 29 年公認会計士試験の出題範囲の要旨について ③公認会計士試験の試験免除申請について (3) 審査及び検査について
292	28. 6. 30	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 審査及び検査について
293	28. 7. 15	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 審査及び検査について ○品質管理レビューに係る日本公認会計士協会との意見交換について



回	開催日	主な議題
		(3) 公認会計士試験について ①公認会計士試験の試験免除申請について ②市場化テスト等の取扱いについて
294	28. 7. 28	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 審査及び検査等について ○監査事務所の概況（平成 28 年版モニタリングレポート）の案文について (3) 公認会計士試験について ○公認会計士試験受験願書等のインターネット受付の準備状況について
295	28. 8. 25	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 審査及び検査等について ○平成 27 年度品質管理レビュー年次報告について (3) 公認会計士試験について ○平成 28 年公認会計士試験論文式試験の実施について
296	28. 9. 8	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 審査及び検査について
297	28. 9. 23	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 審査及び検査について
298	28. 10. 13	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 審査及び検査について (3) 公認会計士試験について ○公認会計士試験の試験免除申請について
299	28. 10. 27	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 審査及び検査について
300	28. 11. 1	(1) 公認会計士試験について ①平成 28 年公認会計士試験の結果について ②平成 29 年及び平成 30 年公認会計士試験の試験委員候補者について (2) 審査及び検査について
301	28. 11. 15	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 公認会計士試験について ○平成 29 年公認会計士試験試験委員について (3) 審査及び検査について
302	28. 11. 24	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 公認会計士試験について ○平成 30 年公認会計士試験実施スケジュール（予定）について (3) 審査及び検査について
303	28. 12. 8	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 公認会計士試験について

回	開催日	主な議題
		○平成 29 年公認会計士試験 試験委員の推薦について (3) 審査及び検査について
304	28. 12. 22	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 公認会計士試験について ○平成 29 年第Ⅰ回短答式試験の実施状況等について (3) 「監査法人の組織的な運営に関する原則」について (4) 審査及び検査について
305	29. 1. 6	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 公認会計士試験について ①平成 29 年公認会計士試験第Ⅰ回短答式試験の結果について ②公認会計士試験の試験免除申請について
306	29. 1. 17	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 審査及び検査について
307	29. 1. 26	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 日本取引所グループとの意見交換について (3) 審査及び検査について
308	29. 2. 9	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 審査及び検査について
309	29. 2. 23	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 審査及び検査について
310	29. 3. 9	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 公認会計士試験について ○公認会計士試験実施検討小委員会の委員の選任について (3) 審査及び検査について
311	29. 3. 23	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 審査及び検査について (3) 公認会計士試験について ○平成 29 年第Ⅱ回短答式試験の出願状況について

## 品質管理レビューの審査及び監査法人等に対する検査手続



※ 審査・検査の実務については、会長及び委員の指揮の下、事務局において行っている。

## 監査事務所等モニタリング基本方針 (審査・検査基本方針)

—より実効性のある監査の実施のために—

〔 公認会計士・監査審査会  
平成 28 年 5 月 13 日 〕

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、平成 16 年 4 月の発足以来、公認会計士監査の品質の向上を図り、その信頼性を確保することにより、我が国資本市場の公正性と透明性を高めることを使命として、投資者の資本市場に対する信頼の向上等に取り組んでいる。

第 5 期（平成 28 年 4 月～平成 31 年 3 月）においては、監査の品質のより一層の向上のために、以下の視点及び目標を基本として監査事務所等に係るモニタリングを実施することにより、投資者の資本市場に対する信頼の向上を図り、我が国経済の一層の発展に寄与していくこととする。

なお、本基本方針において、モニタリングとは、オンサイト・モニタリングとオフサイト・モニタリングの両方を包含している。また、オンサイト・モニタリングは検査を指し、オフサイト・モニタリングは、公認会計士又は監査法人（以下「監査事務所」という。）に係る報告徴収、ヒアリング、監査事務所及び関係先との意見交換・連携等を通じた情報収集など検査以外の活動を指すものとする。

### 【視点】

被監査会社を取り巻く環境は、コーポレートガバナンス・コードの導入等によるガバナンスの強化、海外進出の加速化、取引の複雑化、IT 化の進展など大きく変化している。これに伴い、監査事務所においても、被監査会社の環境変化に応じたグループ監査や IT 対応等の監査手法の高度化への対応など、より高い視点からのマネジメントが求められている。

こうした中、近年の上場大企業の会計不正事案や新規公開株に関する不適切事例を契機として、改めて監査の信頼性が問われており、これを受けて、監査法人のガバナンス・コードの策定などを今後検討することとされている。

このような状況に対応するため、審査会が実施するモニタリングは、常に国民の視点という公益的立場に立ち、審査会の有する権能を最大限に発揮して、

監査事務所の実態を踏まえて効果的・効率的に実施し、監査の品質の確保・向上を通じた監査の信頼性確保を、積極的に図っていくこととする。

また、モニタリングで得られた情報を分析した結果、業界横断的な問題等の有益な情報については、日本公認会計士協会（以下「協会」という。）、金融庁の関係部局、業界団体等の関係先、監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）や外国当局に積極的に提供することとし、協力・連携関係の強化を図るとともに、株主等が会計監査に対する理解を深めることに資するよう、広く一般に提供する情報の充実も図っていく。

## 【目標】

審査会が実施するモニタリングは、個別の監査意見そのものの適否を直接主眼とするのではなく、監査事務所及び外国監査法人等における監査業務等の適正な運営の確保を図ることを目的とする。特に、監査の品質の確保・向上を図る主体は、監査事務所であることに鑑み、監査事務所自らの行動を促すような実効性のあるモニタリングを行うこととする。

また、監査事務所の実施する監査が、形式的に監査の基準に準拠しているだけでなく、会計不正等を見抜くような適切な職業的懐疑心を発揮しているか、常に被監査会社の事業上のリスクを注視して監査上のリスクを評価しているかなど、実質的に監査の品質の確保・向上に向けたものとなっているかを重視する。

審査会は、以上の観点を踏まえ、監査事務所等モニタリング基本方針を次のように定める。この基本方針を踏まえ、事務年度（7月から翌年6月）ごとに「監査事務所等モニタリング基本計画」を策定する。

### 1. オフサイト・モニタリングに係る基本方針

審査会は、協会からの品質管理レビュー結果の報告を受領し、必要と認めるときは当該報告に関し、報告徴収やヒアリングを行うとともに、関係先とも意見交換・連携を行うなどして情報等の収集・分析の強化・高度化に努める。さらに、監査事務所や個別監査業務に係る実態やリスクを的確に把握する観点から、得られた情報を活用し、以下のとおり、協会の品質管理レビューの検証や報告徴収の実施など監査事務所の態様に応じた実効的なオフサイト・モニタリングを実施する。

## **(1) 協会による品質管理レビューの検証**

自主規制機関としての協会の監査の品質の向上に向けた対応等を公益的立場から促すことを目的として、協会による品質管理レビューの一層の実効性向上について、検証等を行う。

また、監査事務所に対する審査会検査と品質管理レビューが全体として最大限の効果を発揮するものとなるよう、協会との適切な役割分担について双方向の議論を実施する。

## **(2) 報告徴収**

監査業務の適正な運営について、監査事務所に対して適切な監査の品質管理の定着を促す観点から、限られた資源のもと、モニタリングを効率的に実施するために、協会の品質管理レビューの結果を踏まえ、以下のとおり、適時に報告徴収を実施する。

- ① 品質管理のシステムの整備状況や中小規模監査事務所にみられる業界横断的な問題等について、監査事務所ごとの特性等を踏まえた重点的な検証のための報告徴収
- ② ガバナンス等経営管理態勢や業務管理態勢に関する定量的・定性的な情報を継続的に把握するための報告徴収
- ③ 検査結果として通知した問題点について、その後の監査事務所における対応状況等を把握し、当該事務所の改善を促していくために実施する報告徴収

## **2. 検査基本方針**

審査会は、以下に掲げる事項に留意し、監査事務所のリスクや態様に応じたより効果的・効率的な検査を実施するとともに、検査手法の向上など検査の実効性の向上に努める。また、上記オフサイト・モニタリングとの一体的な運用に努め、監査事務所の監査の品質の確保・向上を図る。

### **(1) 検査の実施**

- ① 大規模な監査法人及び大規模な監査法人に準ずる規模の監査法人については、資本市場における役割等を勘案し、品質管理レビューの結果の報告も踏まえつつ、定期的に検査を実施する。中小規模監査事務所については、品

質管理レビューの結果等を踏まえ、必要に応じて検査を実施する。

- ② 監査事務所の内部管理体制を早急に確認する必要がある場合には、機動的に検査を実施する。

## (2) 検査にあたっての留意事項

- ① 品質管理体制の維持向上に向け、監査事務所が整備した業務の執行の適正を確保するための措置が監査事務所の規模や特性に応じたものとなっているかについて検証する。
- ② 被監査会社を取り巻く経済環境や企業環境等を含む事業上のリスクを適切に評価して監査手続を実施しているか検証する。
- ③ 監査事務所に根本的な原因を踏まえた有効な改善を促すことに資するような検証及び指摘内容等の的確な伝達を行う。

検査の実施にあたっては、「公認会計士・監査審査会運営規程」及び「公認会計士・監査審査会の実施する検査に関する基本指針」に従い、適切な手続により検査を実施することとする。

なお、検査においては、監査事務所の理解・協力が不可欠であるため、原則全件、検査に対する監査事務所の意見を聴取(検査モニター)することとする。

## 3. モニタリング情報の提供方針

審査会は、監査の品質の確保・向上に資するよう、監査事務所の監査の品質管理上の問題点を取りまとめ、監査事務所及び被監査会社等に示すほか、検査結果を含むモニタリングの成果を報告等の形で投資者など広く一般に提供していくこととする。

- ① 審査会は、検査結果について、監査事務所にその内容を通知するが、監査事務所に対して指摘内容等が的確に伝達されるとともに、監査事務所を通じて被監査会社等に検査結果及び検査関連情報が的確に伝達されるよう、検査結果等に係る情報の充実に努める。

(注) 監査事務所においては、関係法令に基づき、検査結果を踏まえ、監査事務所における職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制について、被監査会社の監査役等と認識の共有を図ることが求められる。

- ② 検査結果については、その分析結果から抽出された業界横断的な問題等について、関係先との連携、情報発信を行うなど、より一層の活用に努める。

(注) 監査事務所において監査の品質の確保・向上を図るための自主的な取組みの促進、審査会としての期待水準の提示、市場関係者への参考情報の提示等の観点から、検査で確認された事例等を、「監査事務所検査結果事例集」として取りまとめ、公表しており、毎年その内容を見直している。

- ③ 投資者等が会計監査に対する理解を深めることに資するよう、モニタリングの成果を整理した上で、取りまとめて公表する(「モニタリングレポート」)など、広く一般に提供される監査の品質に係る情報の充実に努める。

#### 4. 外国監査法人等に対する報告徴収・検査基本方針

審査会は、①外国監査法人等の所属する国の監査制度や監査人監督体制が我が国と同等であり、②情報交換等に係る取極め等により、必要な情報が得られ、かつ、③相互主義が担保される場合には、当該外国監査法人等の所属する国の当局が行う報告徴収又は検査に依拠することとし、原則として、当該国の外国監査法人等に対する報告徴収及び検査は行わないこととする。

金融庁・審査会においては、情報交換のあり方等について、諸外国の当局と交渉を行っており、いくつかの当局との間で、情報交換を含む監査監督上の協力に関する書簡を交換している。

審査会は、金融庁に届出を行っている外国監査法人等のうち、上記①から③までの条件のいずれかが満たされず、当該当局の報告徴収又は検査に依拠することが見込めない国の外国監査法人等に対して、実態把握の観点も含め、必要に応じて報告徴収及び検査を行っているところである。

今後も、上記の条件のいずれかが満たされず、相互依拠によることができない場合には、必要に応じ、引き続き外国監査法人等に対し報告徴収及び検査を実施することとする。その際、外国当局や国際機関等との協力関係の充実及び密接な連携等に留意し、円滑かつ効果的な実施の確保に努めることとする。

なお、報告徴収及び検査は、「公認会計士・監査審査会運営規程」及び「公認会計士・監査審査会の実施する外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する基本指針」に従い、適切な手続により実施することとする。



平成 21 年 9 月 14 日  
金 融 庁  
公認会計士・監査審査会

## 外国監査法人等に対する検査監督の考え方

### I 検査監督の基本的考え方について

金融庁及び公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、①外国監査法人等<sup>(注1)</sup>の所属する国の監査制度や監査人監督体制が我が国と同等であり<sup>(注2)</sup>、②情報交換等に係る取極め等により、必要な情報が得られ、かつ、③相互主義が担保される場合には、当該外国監査法人等の所属する国の当局（以下「当該国当局」という。）が行う報告徴収又は検査に依拠することとし、原則として、当該国の外国監査法人等に対する報告徴収及び検査は行わないものとする。当該情報交換等に係る取極め等においては、当該国当局の職員が職業上の守秘義務に服すること、目的外使用が禁止されること等を要件とする。

金融庁・審査会は、これらの条件のいずれかが満たされず、相互依拠によることができない場合には、報告徴収及び検査を実施する。また、これら相互依拠の条件がすべて満たされている場合でも、当該国当局より継続的に情報を入手できない、又は特定の行政処分の判断に係る情報といった必要な情報の提供が確保されない等、上記取極め等が十分に履行されない場合には、当該情報に限り外国監査法人等から直接情報の徴収を行うものとする。

(注1) 公認会計士法（以下「法」という。）第34条の35第1項の規定による届出をした者

(注2) 同等性については、プリンシプルベースの評価基準を策定・公表した上で、各国の監査制度や監査人監督体制等を総合的に勘案して評価を行う。

### II 検査監督の実施について

金融庁・審査会は、以下を基本として、報告徴収及び検査監督を実施するものとする。なお、実施に際しては、法制度等国毎の事情を勘案しつつ、適切に対応する。

#### 1. 報告徴収

審査会は、外国監査法人等から、届出書等<sup>(注3)</sup>として提出された情報に加え、原則として、3年に1度、当該国当局に通知した上で、以下の情報の提出を報告徴収により求める。

- ① 全ての外国監査法人等：監査法人等の状況、業務等の状況及び行政機関等<sup>(注4)</sup>による検査・レビュー結果の情報
- ② 我が国の金融商品取引所に上場されている有価証券の発行会社の監査証明業務に相当すると認められる業務を行う外国監査法人等：①の情報に加え、

監査等に関する事項の概要及び品質管理のシステムに関連する規程を含む業務管理体制に関する情報

合理的な理由なく報告徴収に応じない場合には、原則として、当該国当局に通知した上で、金融庁が業務改善指示を発出することとする。ただし、業務改善指示の発出に代えて、改善措置を当該国当局に要請することも可能とする。

なお、審査会は、必要かつ適当と認められる場合には、外国監査法人等から、上記情報の任意の提出を求めることとする。

(注3) 法第34条の36第1項及び第2項に規定する届出書（同法第34条の37第1項の規定による変更届出書を含む）及び添付書類

(注4) 外国監査法人等に関する内閣府令第5条第1項に規定する行政機関等

## 2. 検査対象先の選定等

審査会は、1.において徴収した情報及びその他の情報の分析を行い、外国監査法人等における監査証明業務に相当すると認められる業務が適切に行われているか、外国監査法人等における業務管理体制が有効に機能しているか等について、検査により確認することが必要と認められる場合には、当該外国監査法人等を検査対象先として選定する。

なお、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認められる場合、例えば、外国監査法人等による虚偽又は不当の証明に関する情報がある場合には、1.の手続きを経ずに、外国監査法人等に対する検査を実施することができる。この場合、当該外国監査法人等に対して検査実施を通知する前に、原則として、当該国当局に検査を行う旨を通知する。

## 3. 検査の実施

審査会は、外国監査法人等に対して検査実施を通知する前に、原則として、当該国当局に検査を行う旨を通知する。同時に、当該国当局との間で、審査会が行う検査と当該国当局が行う検査を同時に実施するよう、調整を図る。

審査会は、検査における検証対象に関して、個別監査業務については、我が国の金融商品取引法の規定により提出される財務書類<sup>(注5)</sup>に係るものに限定する。業務管理体制についても、検査の効率化と外国監査法人等の負担軽減に努める。

(注5) 公認会計士法施行令第30条に規定する有価証券の発行者が、金融商品取引法の規定により提出する財務書類(法第34条の35第1項)

## 4. 検査結果の通知、フォローアップ

審査会は、日本語を原本として検査結果を通知し、英語による翻訳文を参考として添付する。

さらに、金融庁は、検査結果の指摘事項に関する改善計画の報告徴収を行うことを基本とする。ただし、検査協力等の場合で、当該国当局が当該外国監査法人等に対して報告徴収を行うことが、我が国当局として公益又は投資者保護を図る観点からより実効性があると認められる場合には、報告徴収を当該国当局に要請することも可能とする。

また、これに基づき改善の進捗状況の確認及び必要かつ適切な場合における指示（以下「フォローアップ」という。）を行うことを基本とする。当該国当局による当該外国監査法人等に対するフォローアップが、我が国当局として公益又は投資者保護を図る観点からより実効性があると認められる場合には、当該国当局によるフォローアップを要請することとする。

なお、次回検査を行った場合には、当該検査において審査会が改善状況を検証する。

## 5. 行政処分

審査会の勧告等に基づき、外国監査法人等の監査証明業務に相当すると認められる業務の運営が著しく不当と認められる場合には、金融庁は、原則当該国当局に通知した上で、業務改善指示を発出することを基本とする。また、合理的な理由なく改善計画の報告徴収に応じない場合又は改善計画が実施されていないことが検査等で判明した場合には、原則当該国当局に通知した上で、金融庁が業務改善指示を発出することを基本とする。

以上の場合において、我が国当局として公益又は投資者保護を図る観点からより実効性があると認められる場合には、業務改善指示の発出に代えて、改善措置を当該国当局に要請することも可能とする。

外国監査法人等が、上記指示に従わないときは、金融庁は、その旨及びその指示の内容を公表することができる。その後、金融庁が指示に係る事項について是正が図られた旨の公表を行うまでの間、当該外国監査法人等が行う監査証明に相当すると認められる証明を受けた場合であっても、当該証明は金融商品取引法上有効とはみなされない。

(以上)

**公認会計士・監査審査会の実施する  
外国監査法人等に対する報告徴収・検査に  
関する基本指針**

**平成 22 年 1 月**

**公認会計士・監査審査会**

## I 報告徴収及び検査の相互依拠

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、①外国監査法人等<sup>(注)</sup>の所属する国の監査制度や監査人監督体制が我が国と同等であり、②情報交換等に係る取極め等により、必要な情報が得られ、かつ、③相互主義が担保される場合には、当該外国監査法人等の所属する国の当局（以下「当該国当局」という。）が行う報告徴収又は検査に依拠することとし、原則として、当該国の外国監査法人等に対する報告徴収及び検査は行わないものとする。当該情報交換等に係る取極め等においては、当該国当局の職員が職業上の守秘義務に服すること、目的外使用が禁止されること等を要件とする。

審査会は、これらの条件のいずれかが満たされず、相互依拠によることができない場合には、報告徴収及び検査を実施する。また、これら相互依拠の条件がすべて満たされている場合でも、当該国当局より継続的に情報を入手できない場合又は審査会が必要と認めた特定の情報の提供が確保されない場合等上記取極め等が十分に履行されない場合には、当該情報に限り外国監査法人等から直接情報の徴収を行うものとする。

(注) 外国監査法人等とは、公認会計士法（以下「法」という。）第 34 条の 35 第 1 項の規定による届出をした者をいう。

## II 報告徴収及び検査の目的等

本基本指針においては、報告徴収及び検査の実施に際して、その基本となる実施手続等を示すものとする。

### 1. 目的

審査会が外国監査法人等に対して実施する報告徴収及び検査は、公益的立場に立ち外国会社等財務書類（法第 34 条の 35 第 1 項に規定する外国会社等財務書類をいう。以下同じ。）に係る監査の質の確保・向上を図る観点から、外国監査法人等における法第 2 条第 1 項の業務（以下「監査証明業務」という。）に相当すると認められる業務が適切に行われているかどうかについて、確認・検証することを目的とする。

### 2. 根拠

審査会が実施する報告徴収及び検査の対象先及び法令上の根拠は以下のとおりである。

(1) 報告徴収（法第 49 条の 3 の 2 第 1 項）

外国監査法人等

(2) 検査（法第 49 条の 3 の 2 第 2 項）

外国監査法人等及び外国監査法人等が行う監査証明業務に相当すると認められる業務に係りのある場所

3. 外国当局との協力関係

外国監査法人等に対する報告徴収及び検査の円滑な実施を確保するため、当該国当局に事前に通知するなど、当該国当局との間において協力関係の充実に努めるものとする。

### III 報告徴収

1. 報告徴収の概要

(1) 定期的な報告徴収

審査会は、外国監査法人等から、原則として、3年に1度、当該国当局に通知した上で、以下の事項を記載した書面（以下「書面」という。）の提出を報告徴収により求めるものとする。

① 全ての外国監査法人等：「VIII 報告徴収事項一覧 A.」に定める監査法人等の状況、業務等の状況及び行政機関等<sup>(注)</sup>による検査・レビュー結果に関する事項

② 我が国の金融商品取引所に上場されている有価証券の発行会社の監査証明業務に相当すると認められる業務を行う外国監査法人等：①の事項に加え「VIII 報告徴収事項一覧 B.」に定める監査等に関する事項の概要及び品質管理のシステムに関連する規程を含む業務管理体制に関する事項

(注) 外国監査法人等に関する内閣府令第5条第1項に規定する行政機関等

(2) その他の報告徴収

上記の定期的な報告徴収のほかに、審査会は、必要かつ相当と認められる場合には、原則として、当該国当局に通知した上で、外国監査法人等から、審査会として必要な情報の提出を報告徴収により求めるものとする。

2. 外国監査法人等への連絡方法

報告徴収に当たっては、当該外国監査法人等に対し、上記1. に定める事項の提出を求める旨の文書を送付するものとする。当該文書は日本語を原本とし、英語に

よる翻訳文を参考として添付するものとする。

### 3. 使用する言語

外国監査法人等が提出する書面は、日本語により作成することを原則とするが、英語によって作成することも可能とする。

なお、上記1. に定める事項のうち既存の資料があるものについては、審査会が認める場合には、当該事項につき書面の提出に代えて、当該資料を提出することも可能とする。ただし、提出後に審査会が必要と認める場合については、審査会が指定した部分につき、日本語又は英語による翻訳文を提出するものとする。

### 4. 理由書の提出

外国監査法人等は、主たる事務所の所在する国の法令等により審査会から報告を求められた事項について書面を提出できない場合にあっては、当該書面の提出に代えて、次に掲げる事項を記載した理由書を提出するものとする。

- ① 提出を求められている事項が外国監査法人等の主たる事務所の所在する国の法令等により記載できない旨及びその根拠となる法令等の内容
- ② ①に記載された事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見
- ③ 提出を求められている事項の記載について当該法令等により第三者の許可、同意又は承認（以下「許可等」という。）を要する場合において、当該許可等が得られなかったことにより当該事項が記載できない場合にあっては、外国監査法人等が当該許可等を得るために講じた措置及び当該措置を講じてもなお当該許可等を得られなかった理由

なお、本理由書の提出なく報告徴収に応じない場合には、審査会はその旨を金融庁に通知するものとする。

### 5. 提出方法

書面の提出は、審査会あて送付するものとする。

## IV 検査

### 1. 検査事項及び検査方法

#### (1) 検査事項

審査会の検査における検査事項は以下のとおりとする。

① 外国監査法人等

外国監査法人等における監査証明業務に相当すると認められる業務に関する事項

② 外国監査法人等が行う監査証明業務に相当すると認められる業務に係のある場所

外国監査法人等が行う監査証明業務に相当すると認められる業務に関する事項

(2) 検査方法

審査会の検査は、以下の方法により行う。

- ① 検査対象先の帳簿書類その他の物件を検査する。
- ② 外国監査法人等における監査証明業務に相当すると認められる業務が主に以下の法令諸基準等に準拠して実施されているかについて確認・検証する。
  - イ. 法及び外国監査法人等に関する内閣府令並びに外国監査法人等が行う監査証明業務に相当すると認められる業務に関連する法令
  - ロ. 外国監査法人等が監査証明業務に相当すると認められる業務を行うに当たり準拠した監査の基準（国際監査基準（I S A）、国際品質管理基準第1号（I S Q C 1）等）
  - ハ. 外国会社等（外国監査法人等に関する内閣府令第4条第1項第3号に規定する外国会社等をいう。以下同じ。）が財務書類の作成に当たり準拠した企業会計の基準（国際財務報告基準（I F R S）等）

(3) 全般的留意事項

検査に当たっては、検査対象先に関する情報の収集に努めるとともに、検査対象先との意思疎通を十分に図り、効率的かつ効果的な検査の実施に努めるものとする。

なお、審査会の立入検査の権限は、法第49条の3の2第3項において準用する第49条の3第4項に規定されており、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

2. 検査対象先の選定

審査会は、Ⅲにおいて徴収した情報及びその他の情報を分析した結果、外国監査法人等における監査証明業務に相当すると認められる業務が適切に行われているか、外国監査法人等における業務管理体制が適切に整備されているか、また、有効に機能しているか等について、検査により確認する必要があると認められる場合には、当該外国監査法人等を検査対象先として選定する。



なお、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認められる場合、たとえば、外国監査法人等による虚偽又は不当の証明に関する情報がある場合には、Ⅲの手続きを経ずに、当該外国監査法人等を検査対象先として選定することができるものとする。

### 3. 検査予告

立入検査は、検査対象先の責任者（代表者又は検査対応に関する権限若しくは責任を有する者をいう。以下同じ。）に対して、原則として立入検査着手の2か月前までに予告を行うものとする。

この場合、検査対象先の責任者に対し、立入検査着手予定日及び検査基準日（検査の基準となる特定の日であり、原則として検査実施の通知日の前営業日）等の検査実施の内容について文書（日本語を原本とし、英語による翻訳文を参考として添付）により通知するものとする。同時に、電話連絡を行い、4.（2）記載の重要事項の説明の日程調整を行うものとする。

なお、検査対象先に対して検査実施を通知するに先立ち、原則として、当該国当局に検査を行う旨を通知するものとする。その際、当該国当局が検査対象先に対して検査を行う予定がある場合には、当該国当局との間で、審査会が行う検査と当該国当局が行う検査を同時に実施できるよう可能な限りの配慮を行うものとする。

### 4. 検査実施の留意事項

#### （1）検証対象範囲

検証対象に関しては次のとおりとし、検査に当たっては、検査の効率化と外国監査法人等の負担軽減に留意するものとする。

- ① 個別監査業務については、外国会社等財務書類に係るものに限定する。
- ② 業務管理体制については、監査事務所全体とする。

#### （2）重要事項の説明

主任検査官は、検査実施の通知日以後立入検査着手日までに検査対象先の責任者に対し、以下の事項について電話会議等の方法により説明を行うものとする。

- ① 検査の権限及び目的
- ② 検査の実施方法
- ③ その他必要な事項

#### （3）使用する言語

検査においては、日本語の使用を原則とする。

ただし、外国監査法人等における監査証明業務に相当すると認められる業務の

状況や品質管理システムの整備・運用状況の把握を行う場合などにおいて、主任検査官が認めたときは、英語の使用も可能とする。

#### **(4) 検査予告後の質問**

検査予告後、主任検査官は、提出された書面等の内容につき確認する必要がある場合は、立入検査着手前においても、検査対象先に対し、検査の手続の一環として文書（日本語を原本とし、英語による翻訳文を参考として添付）で質問を行うことができる。

#### **(5) 検査命令書等の提示**

主任検査官は、立入検査着手時に検査対象先の責任者に対し、検査命令書及び検査証票を提示するものとする。

#### **(6) 検査対象先の役職員に対するヒアリング**

検査官は、帳簿書類その他の物件の閲覧並びに検査対象先の役職員（監査責任者及び監査補助者を含む。）に対してヒアリングを実施し、法令諸基準等や外国監査法人等の定める品質管理に関する方針と手続への準拠の状況を検証するものとする。

検査官は、上記のヒアリングを行う際に他の者の同席の申し入れがあった場合には、その理由を確認した上で、検査に支障が生じない範囲内で、これを認めることができる。

#### **(7) 外国監査法人等の代表者等に対するヒアリング**

主任検査官は、外国監査法人等の業務等の状況及び品質管理に関する方針に関して、外国監査法人等の代表者等に対してヒアリングを行うものとする。

#### **(8) 検査対象先の就業時間への配慮**

検査官は、検査対象先の業務等に支障が生じないように配慮するものとする。

立入検査は、検査対象先の就業時間内に実施することを原則とし、就業時間外に実施しようとする場合は、検査対象先の承諾を得るものとする。

#### **(9) 効率的かつ効果的な検査の実施**

主任検査官は、立入検査期間中、適宜検査対象先との間で、検査の進捗状況、検査対象先の検査への対応などについて必要に応じて意見交換を行い、検査を効率的かつ効果的に実施するよう努めるものとする。

#### (10) 事実及び経緯の確認

検査官は、帳簿書類その他の物件を実際に調査検討することにより問題点を的確に把握し、主任検査官に報告後、指摘事項について検査対象先の責任者から確認を得るものとする。

この際、検査官は、必要に応じて質問事項又は指摘事項を記載した文書（日本語を原本とし、英語による翻訳文を参考として添付）に、検査対象先の責任者の認識について記載を求めるものとする。

### 5. 検査資料の徴求

#### (1) 既存資料等の有効利用

検査官は、原則として検査対象先の既存資料等を活用することとし、検査対象先の負担軽減に努めるものとする。なお、既存資料以外の資料を求める場合には、当該資料の必要性等を十分検討した上で求めるものとする。

検査官は、検査対象先から電子媒体による資料提出の希望があった場合には、検査に支障が生じない限りこれに応じることができる。

#### (2) 資料徴求の迅速化等

検査官は、検査対象先に対し資料の提出を求める場合には、資料徴求の趣旨を適切に説明するものとする。

また、帳簿書類及び業務上のメモ等の原資料（以下「現物」という。）を検査会場において検証する場合には、受渡書を取り交わし、かつ、確実に管理するものとする。

#### (3) 資料の返却等

検査官は、立入検査期間中、検査対象先から業務に必要な資料として、現物の一時持出しや返却の要求があった場合には、検査に支障が生じない範囲内で検査会場からの一時持出しや返却を認めるものとする。

また、検査期間中に徴求した現物は、検査の終了時まで返却するものとする。

### 6. 立入検査の終了

主任検査官は、検査期間中に認められた事実に関し、検査対象先との間に生じた認識の相違の有無について、検査対象先の責任者に対して確認した上で、立入検査を終了するものとする。

## 7. 検査事項に係る意見交換等

主任検査官は、立入検査終了後、検査により把握した外国監査法人等の問題点が整理された段階で、外国監査法人等の責任者に対し、当該問題点等が記載された文書（日本語を原本とし、英語による翻訳文を参考として添付）を送付するものとする。外国監査法人等は、当該文書の検討等に必要な期間として審査会が定めた期間内に、当該文書に記載されている事項に関する意見等を記載した意見書（日本語により作成することを原則とするが、英語によることも可能とする。）を審査会事務局長あてに提出することができる。この場合、意見等の内容を審査会に説明するものとする。

## 8. 検査結果の通知

検査結果の通知は、審査会会長名において、外国監査法人等の責任者に対して、検査結果を記載した文書（以下「検査結果通知書」という。）を交付することにより行うものとする。なお、日本語を原本として検査結果を通知し、英語による翻訳文を参考として添付するものとする。

なお、検査結果の通知の際は、外国監査法人等の責任者から当該通知を受けた旨の受領書を徴するものとする。

# V 検査結果等の取り扱い等

## 1. 検査結果等の取り扱い

- (1) 審査会は、検査結果通知書を公表しないものとする。
- (2) 検査結果及び検査関係情報<sup>(註)</sup>については、主任検査官は、立入検査着手日までに、検査対象先の責任者に対して、審査会の事前の承諾なく、検査対象先以外の第三者に開示してはならない旨を説明し承諾を得るものとする。

また、第三者に対する開示の事前承諾の申請に関しては、主任検査官は、①開示先、開示内容及びその理由を記載した申請書（英語により作成）の提出が必要であること、②当該開示先において第三者に開示しないことについての同意等の取り付けを求め、上記①の申請書中に、この同意等が得られたことについての記載が必要であること、を併せて説明するものとする。

(注) ここでいう「検査関係情報」とは、検査中の、検査官からの質問、指摘、要請その他検査官と検査対象先の役職員及び監査実施者との間のやりとりの内容をいう。

## 2. 勧告事案等の公表

(1) 審査会は、公益又は投資者保護に資するため、法第 41 条の 2 の規定に基づき、外国監査法人等の監査証明業務に相当すると認められる業務の適正な運営を確保するため行うべき行政処分その他の措置について金融庁長官に勧告した事案について、勧告後、原則として、公表するものとする。

なお、公益又は投資者等への影響等から、審査会が公表することを不相当と判断した事案については、公表を控える等の措置を講じるものとする。

(2) 上記 (1) のほか、監査の質の確保・向上に資すると考えられる場合には、検査対象先及び外国会社等が特定されない形で、検査事務の処理状況について取りまとめて公表するものとする。

## VI 情報管理上の留意点

検査官等職員は、報告徴収及び検査に関する情報並びに当該国当局から入手した情報を、我が国における行政機関の保有する個人情報保護に関する法律等の法令、一般的な行政文書の管理に関する規定等に則して、適切に管理するものとする。その際、特に、以下の点に配慮するものとする。

- (1) 報告徴収及び検査の実施並びに当該国当局との協力に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (2) 報告徴収及び検査に関する情報並びに当該国当局から入手した情報をその目的以外には使用（ただし、法令上の正当行為に該当する際の使用を除く。）してはならない。
- (3) 特に、報告徴収対象先、検査対象先及び当該国当局の秘密事項等に係る情報の取り扱いについては、細心の注意を払う。

## VII 施行日

本基本指針は、平成 22 年 1 月 14 日から施行する。

## VIII 報告徴収事項一覧（別添のとおり）

## Ⅷ 報告徴収事項一覧

### A. 全ての外国監査法人等から徴収する情報

#### I 監査法人等の状況

##### 1. 業務の概況

- (1) 所属国の監査制度の概要（概要を説明する公式サイトアドレスでも可）
- (2) 監査法人等の目的及び沿革
- (3) 監査法人等の法的構造及び所有形態
- (4) 監査法人等のガバナンス
- (5) 監査法人等の組織図

##### 2. 社員等の状況

- (1) 社員、使用人の状況  
社員、使用人の人数及び対前年度増減
- (2) 業務執行責任者の役職名、氏名及び職歴

##### 3. 事務所の状況（業務運営及び品質管理を行っている事務所、及び外国会社等を監査する事務所に限る。）

（事務所が2以上あるときは、事務所ごとに記載。）

事務所ごとに、事務所名、所在地、社員数、使用人数、被監査会社数（外国会社等の数を内書き）

##### 4. 関係会社の状況

名称、代表者、所在地、事業内容

##### 5. 売上高の状況

- (1) 直近3会計年度の売上高（監査証明業務及び非監査証明業務の内訳）
- (2) 「3. 事務所の状況」に記載された事務所ごとの売上高が区分して把握されている場合には、当該売上高（監査証明業務及び非監査証明業務の内訳）

##### 6. 被監査会社の概況（外国会社等に限る。）

名称、決算期、資本金、業務執行社員、共同監査人、新規契約又は契約解除の旨

#### II 業務等の状況

##### 1. 業務の状況

- (1) 業務の内容
  - ① 監査証明業務及び非監査証明業務を提供している会社数、対前年度増減（外国会社等の数を内書き）
  - ② 新たに開始した業務（過去3年間）

(2) 業務の運営の状況

- ① 業務の執行の適正を確保するための措置（経営の基本方針及び経営管理に関する措置、法令遵守に関する措置を含む。）
- ② 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置（品質管理に関する責任、職業倫理及び独立性、監査契約の新規の締結及び更新、監査実施者の採用、教育・訓練、評価及び選任、業務の実施（審査の状況を含む。）、品質管理のシステムの監視を含む。）

2. 業務提携の状況

- (1) 公認会計士又は監査法人との間における監査証明業務に関する提携の状況
- (2) ネットワーク組織に属する場合には、当該組織の概要及び当該組織における取決めの概要

3. 訴訟事件の概要

外国監査法人等が監査証明業務に関連して被告となった訴訟事件のうち、

- (1) 過去3年間に終結した件数及び判決等により支払うこととなった金額の総額
- (2) 現在係争中の訴訟事件の件数及び支払の請求を受けている金額の総額

4. 刑事罰又は行政罰等の有無及びその内容

外国監査法人等が監査証明業務に関連して過去3年間に受けた刑事罰又は行政罰等の内容

**Ⅲ 行政機関等による直近の検査・レビューの年月及びその結果**

検査結果等に基づく改善指示等、改善計画及び改善状況

## **B. 上場会社を監査する外国監査法人等から徴収する情報**

全ての外国監査法人等から徴収する情報に加え、次に掲げる情報

### **I 上場会社に係る監査証明業務等に関する情報（上場会社ごと）**

#### **1. 監査人等の概況**

##### **(1) 監査人の状況**

- ① 監査責任者等の氏名・連続して監査に関与した期間
- ② 補助者の人数・補助者であって過去において監査責任者であった者の氏名
- ③ 監査人等の異動状況

##### **(2) 監査契約等の状況**

- ① 監査報酬等の額（監査証明業務・非監査証明業務）
- ② 監査契約の解除

##### **(3) 品質管理の状況**

- ① 品質管理を担当する公認会計士の氏名又は監査法人の部署
- ② 意見審査を行った公認会計士又は監査法人の担当者の氏名等

#### **2. 監査の実施状況**

従事者の内訳別（監査責任者又は業務執行社員・公認会計士・その他）の人数・  
従事日数又は時間数

### **II 品質管理のシステムに関連する規程を含む業務管理体制に関する情報**

#### **1. 品質管理のシステムに関連する規程の名称（最終改定日を付記）及びその写し**

#### **2. 監査マニュアルの名称（最終改定日を付記）及びその写し**

#### **3. ネットワークにおける内部レビューの結果**

結果報告書、指摘内容、改善措置及び改善計画、改善状況



平成 28 年 7 月 14 日  
公認会計士・監査審査会

## 平成 28 事務年度監査事務所等モニタリング基本計画

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、監査の品質の確保と実効性の向上を図るため、監査事務所等モニタリング<sup>1</sup>基本方針<sup>2</sup>に掲げた視点及び目標を基本として、監査事務所等に係るモニタリングを実施する。

（監査事務所を取り巻く環境）

我が国経済をみると、景気は、弱さもみられるが、緩やかな回復基調が続いている。ただし、アジア新興国や資源国等の景気が下振れし、我が国の景気が下押しされるリスクがある。

公認会計士又は監査法人（以下「監査事務所」という。）を取り巻く環境としては、新規上場企業数は大幅増加となっているものの、上場企業数や上場企業の平均監査報酬額は概ね横ばいといった状況にある。

また、アジアを中心とした企業の海外進出や海外取引、M&A の増加に対応して、会計実務の国際化、経済取引の複雑化・専門化が進展しており、監査事務所として新たに対応すべき課題が増加している。

（不正会計問題等への対応）

こうした中、IPO に関する不適切な事例が多く指摘され、証券取引等監視委員会による有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金勧告においては、件数は減少したものの、いわゆる優良企業であるといわれる大手上場企業にもなされている。

こうした近時の不正会計事案等を契機として、改めて会計監査の信頼性が問われ、平成 28 年 3 月 8 日、金融庁の「会計監査の在り方に関する懇談会」から、会計監査の信頼性確保のための取組みについての提言が公表されたところであり、会計不正への適切な対応が求められている。

---

1 モニタリングとは、オンサイト・モニタリングとオフサイト・モニタリングの両方を包含している。また、オンサイト・モニタリングは検査を指し、オフサイト・モニタリングは、監査事務所に係る報告徴収、ヒアリング、監査事務所及び関係先との意見交換・連携等を通じた情報収集など検査以外の活動を指すものとする。

2 監査事務所等モニタリング基本方針：審査会が実施するモニタリングについて、各期における視点や目標、基本的な方針を定めるもの。第 5 期（平成 28 年 4 月～平成 31 年 3 月）については、平成 28 年 5 月 13 日に策定。

(コーポレート・ガバナンス等における役割)

改正会社法やコーポレートガバナンス・コードの導入などにより経営者等の役割・責務の明確化が図られるなど、企業のガバナンス機能の強化が図られており、監査事務所には、監査役等のガバナンス機能への情報提供を含む一層の連携強化が求められる。今後、企業におけるコーポレート・ガバナンスの取組みなどと一層連携することにより、形だけでない実効的なコーポレート・ガバナンスの実現に重要な役割を担うことが期待されている。

しかしながら、近年の不正会計事案においては、経営トップの不正によって、当該企業の内部統制が機能不全に陥っていたことが指摘されている。監査事務所には、財務諸表監査において被監査会社の内部統制を評価するとともに、上場被監査会社に対しては内部統制監査の実施が求められており、経営者の姿勢や取締役会等のガバナンス機能に関して実態を踏まえた具体的な評価の実施が徹底できているかが問われている。

このように、金融・資本市場に対する投資者の信頼を確保して、我が国経済の発展を図る上では、企業財務情報の適正な開示が不可欠であり、独立した専門的な立場において行われる公認会計士監査の果たす役割は、ガバナンス面においてもますます重要になっている。

(監査事務所における品質管理の現状)

一方、監査事務所の監査業務の運営の状況についてみると、日本公認会計士協会（以下「協会」という。）の品質管理レビューの結果、大部分の監査事務所については限定事項のない結論となっているものの、限定事項付き結論が付される監査事務所の割合が増加している。

また、昨年度の審査会検査の結果、業務運営が著しく不当であると認められるとして、金融庁長官に対し行政処分その他の措置を講じるよう勧告した監査事務所数は、前年度と同程度であったが、こうした勧告事案における監査事務所は、協会の品質管理レビューにおいて、限定事項付き結論となっていない。

審査会検査については、監査事務所のリスクを踏まえた検査の一層の実効性向上を図ることを目的に、これまでの検査内容や手法等について検討を行い、平成28年3月24日、「公認会計士・監査審査会検査の実効性の向上」<sup>3</sup>(以下「実効性向上策」という。)を公表したところである。

---

<sup>3</sup> 実効性向上策において、大規模な監査法人の「品質管理については一定程度有効に機能している」との認識を前提とした検査対応となっているが、品質管理体制の形式(組織・手続)は整備されているものの、その運用面を含めた有効性に何らかの不備があると考えざるを得ず、審査会検査において、大規模な監査法人の組織運営上の問題点などの真の原因に迫ることができておらず、組織運営上の問題により迫るような検証が行えるよう、検査手法の改善を検討する必要があるのではないか、との問題認識を示した。

加えて、監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）においては、監査事務所の監査品質の向上のペースが遅いことに懸念が示され、数値目標を示した上で、品質モニタリングの強化や国際監査法人ネットワークとの対話の増加とあわせ、根本原因分析の促進などを通じて、目標達成をサポートしていくこととしている。

以上のような情勢を踏まえ、平成 28 事務年度（平成 28 年 7 月～平成 29 年 6 月）における監査事務所等モニタリング基本計画を次のとおり策定する。

## 1 平成 28 事務年度監査事務所等モニタリング基本計画の考え方

本事務年度においては、次の点を重視して、下記（1）から（5）の基本的な考え方でモニタリングに取り組む。

- ・ 監査の品質の確保・向上を図る主体は、監査事務所であることから、監査事務所自らの行動を促す。
- ・ 形式的に基準に準拠しているかだけでなく、会計不正等を見抜くような適切な職業的懐疑心を発揮しているか、常に被監査会社の事業上のリスクを注視して監査上のリスクを評価しているかなど、実質的に監査の品質の確保・向上に向けたものとなっているか。

### （1）監査事務所の態様に応じたモニタリングの実施

監査事務所は、大規模な監査法人<sup>4</sup>、大規模な監査法人に準ずる規模の監査法人<sup>5</sup>、中小規模監査事務所<sup>6</sup>の態様の違いにより、ビジネスモデル、業務運営、監査実施態勢、外部からの監視などが大きく異なっている。したがって、監査事務所の態様に応じたモニタリングを実施する。

#### ① 大規模な監査法人

海外業務提携先との関係も含め、ガバナンス等経営管理態勢等に係る報告徴収の実施などオフサイト・モニタリングを強化する。

昨年度までの検査においては、「品質管理については一定程度有効に機

---

<sup>4</sup> 大規模な監査法人：上場会社を概ね 100 社以上被監査会社として有し、かつ常勤の監査実施者が 1,000 名以上いる監査法人

<sup>5</sup> 大規模な監査法人に準ずる規模の監査法人：大規模な監査法人以外で、比較的多数の上場会社を被監査会社としている監査法人

<sup>6</sup> 中小規模監査事務所：大規模な監査法人及び大規模な監査法人に準ずる規模の監査法人以外の監査事務所

能している」との認識を前提に、大規模な監査法人共通のテーマを選定し当該テーマ等に検証範囲を絞り込む検査を実施するとしていたところであるが、近時の検査結果を勘案した問題認識を踏まえ、本事務年度においては、ガバナンス等経営管理態勢や業務管理態勢の検証及び近時の検査結果等を踏まえた重点事項を設定し、それらに重点を置いて実施する。また、検査のフォローアップを強化するとともに、必要が認められる場合には、定期的な検査にとらわれない機動的な検査を実施する。

## ② 大規模な監査法人に準ずる規模の監査法人

大規模な監査法人以外の監査法人においても、実効的なガバナンスを確立し、マネジメントをより有効に機能させるとともに、その実施状況を当局等が外部からチェックすることで、これらの監査法人の監査品質の向上につなげることにより、大手上場企業等の監査を担う能力を有するようになることへの期待がある。

現状、大規模な監査法人に準ずる規模の監査法人は、百人を超す常勤の職員と数十社の上場被監査会社を有するに至っている。こうした我が国監査業界における重要性に鑑み、重点的にモニタリングを実施する。具体的には、検査を定期的実施するとともに必要が認められる場合には、定期的な検査にとらわれない機動的な検査を実施する。特に海外業務提携先との関係を含むビジネスモデル、ガバナンス等経営管理態勢や業務管理態勢の検証を重視する。

## ③ 中小規模監査事務所

当該監査事務所に係る情報収集・分析を的確に行った上で、代表者や社員の意向や資質等を踏まえた監査事務所の品質管理態勢・業務管理態勢、個別監査業務の監査品質の確認を中心とした検査など、基準等への準拠性の観点からのモニタリングを実施する。

特に、検査においては、中小規模監査事務所の体制や設立経緯等に起因するビジネスモデルの検証に重点を置くこととする。

## (2) 日本公認会計士協会の品質管理レビュー制度等の総括的検証

審査会は、協会の品質管理レビューの検証を行ってきたところであるが、品質管理レビューを受けた監査事務所に対する近時の検査等の結果を踏まえ、品質管理レビューの有効性の問題など品質管理レビュー制度や上場会社監査事務所登録制度等を中心として、監査の品質の向上に向けた自主規制機関としての協会の対応等について、引き続き、総括的な検証を行う。

なお、監査事務所に対する検査と品質管理レビューが全体として最大限の効果を発揮するものとなるよう、協会との適切な役割分担について双方向

の議論を実施する。

### (3) オフサイト・モニタリングの強化

効率的で実効性のあるモニタリングを実施するために、協会、金融庁の関係部局、取引所等の関係団体、国際的な監査監督機関・各国監査監督当局や監査事務所の海外提携先との意見交換・連携などを通じた情報共有のための取組みをより一層強化する。また、業界動向等の被監査会社を取り巻く環境に係る情報収集・分析など、リスク評価手法の一層の充実を図る。さらに、情報収集・分析結果については、必要に応じ報告徴収やヒアリングを実施するほか、検査に有効に活用するなどオンサイト・モニタリングとの一体的な運用に努めるものとする。

### (4) 国際的な連携強化

国際的な監査監督機関・各国監査監督当局等への情報発信・情報共有など連携をより一層強化していく必要があり、これまでの二国間の情報交換の枠組みである書簡交換（EOL）に加え、IFIAR で策定等が進められている多国間情報交換枠組み（MMOU）に向けても協議を継続していくこととする。

### (5) モニタリング実施態勢の検討

監査事務所の態様に応じた情報収集・分析、検査の実施に向けて、審査会のモニタリング実施態勢を強化する。

モニタリング実施態勢については、国内外からの情報、会計実務の国際化や我が国の監査事務所の態勢等について、適切に分析し対応を図ることができる人材、効率的で実効的なモニタリングを指導できる人材の登用に加え、海外監査監督当局への職員の派遣、会計・監査に係る国際的な動向や主要な課題にも留意した研修等を通じて人材の育成を進めるなど、一層の充実を図っていく。

## 2 オフサイト・モニタリングに係る基本計画

効率的で実効性のあるオフサイト・モニタリングを実施するために、協会の品質管理レビューに係る報告等のほか、協会、金融庁の関係部局、取引所等の関係団体に加え、国際的な監査監督機関・各国監査監督当局や監査事務所の海外業務提携先との間の意見交換・連携などを通じた情報共有をより一層強化するとともに、過去の報告徴収・検査結果を有効に利用する。

また、監査事務所のリスクに応じた様々な資料や情報等の収集・分析体制の強化・高度化に努める。さらに、監査事務所や個別監査業務に係るリスクを的確に把握する観点から、以下のとおり、協会の品質管理レビューの検証や監査事務所に対する報告徴収を行うほか、ヒアリングを実施するなど、監査事務所の態様に応じたオフサイト・モニタリングを実施する。

#### (1) 協会の品質管理レビューの検証

協会の品質管理レビューについては、

- ・ 品質管理レビューにおいて限定事項付き結論となっていない監査事務所について、審査会の検査で勧告となる事案も発生していること
- ・ 平成27年度から公認会計士法第2条第1項の業務すべてが品質管理レビューの対象とされており、新たに品質管理レビューの対象となる監査事務所が増加していること

等の状況を踏まえると、協会においては、レビュー実施体制の強化などを通じ、より一層の実効性向上を図ることにより、監査事務所における適切な監査の品質管理の定着を図り、業界横断的な問題への対応も含め、より強力な指導性を発揮することが期待される。

さらに、品質管理レビューについては、指導的機能から指導・監督機能へその性格の変更及び機動的・臨時的なレビューの新設などの制度見直しのほか、品質管理レビューアーの増員などを図ったところであるが、そのような取組みの運用状況を注視する必要がある。

以上のことから、品質管理レビューの有効性を含め品質管理レビュー制度等を中心として、監査の品質の向上に向けた自主規制機関としての協会の方針や対応等について、協会からのレビュー報告受理時における審査及び検査時におけるレビュー結果の対応状況の検証等を通じて総括的検証を行う。

なお、品質管理レビューアーとの意見交換を継続して実施するなど、協会と実効的な連携を図ることとする。

加えて、審査会と協会との適切な役割分担については、協会の品質管理レビュー等の実効性向上に向けた取組みの状況を踏まえ、議論を行うこととする。

#### (2) 報告徴収

- ① 監査事務所に対して、その適切な監査の品質管理の定着を促す観点から、協会の品質管理レビューの結果を踏まえ、監査業務の運営について適時に報告徴収を実施する。

中小規模監査事務所については、品質管理に関する指摘が広範に認められ

るなどの監査事務所における品質管理のシステムの整備状況に加え、中小規模監査事務所にみられる業界横断的な問題等について、監査事務所ごとの特性等を踏まえ、重点的に検証する。

特に、業務運営上の本質的な問題ともなり得る監査事務所の経営方針、収益・財務構造、組織・人材といった項目を報告徴収の対象とする。

また、報告徴収の結果、重大な問題が認められた監査事務所については、当該結果を検査等における重要な参考情報として活用することとする。

なお、報告徴収は、対面の方式を用いるなど効果的に検証を行うこととする。

- ② 大規模な監査法人については、ガバナンス等経営管理態勢や業務管理態勢等の検証に必要な定性・定量の情報を報告徴収において継続的に求めることとする。

報告徴収により得られた情報については、分析の上、その後実施する当該監査法人の効果的・効率的な検査に資するよう活用するほか、当該監査法人以外の大規模な監査法人との比較分析や大規模な監査法人における横断的な問題等の把握に活用することとする。

- ③ 検査結果通知後、一定期間を経過した監査事務所については、必要に応じて、報告徴収を行い、品質管理の状況を確認・検証する。その際、金融庁の関係部局と緊密に連携し、不備の内容や重要性に応じた確認・検証に努める。報告徴収の結果、不備等の改善状況が不十分であると認められた場合には、再度、報告徴収を実施することを検討する。

また、報告徴収を行った監査事務所において、問題となるような状況等を把握した場合には、適宜、ヒアリングを行うこととし、対象となった監査事務所の態様やリスクに応じた適切な対応を検討することとする。

なお、検査後の確認・検証において、監査事務所による十分な自主的な改善が認められない場合などについては、早期の再検査の必要性についても検討する。

### 3 検査基本計画

検査基本方針に基づき、検査対象先である監査事務所との双方向の対話を通じ、業務運営上の問題点等の認識を共有し、的確かつ効果的な指摘に努める。

その際、業務改善に向けた優れた取組み等が認められる場合には、当該取組み等も含めて評価するとともに、検査対象先等とも認識を共有することとする。

そのために必要な検査班の編成や運用を弾力的に行っていく。

検査結果については、監査事務所に対して指摘内容等を具体的かつ的確に伝達するとともに、監査事務所を通じて被監査会社等に検査結果及び検査関連情報が的確に伝達されるよう、検査結果通知書の記述方法や内容等について見直しを行い、検査結果等に係る情報の充実に努める。

以上を踏まえ、本事務年度検査においては、次に掲げる事項に重点を置き、監査事務所の態様に応じた検査を実施することとする。

- ① 品質管理態勢の維持向上に向け、監査事務所が整備した経営の基本方針及び経営管理に関する措置、法令遵守に関する措置などの業務の執行の適正を確保するための措置が監査事務所の規模や特性等に応じた適切なものとなっているかを検証する。

具体的には、業務に対する監査事務所の代表者の意向や姿勢、業務のリスク等に応じた人材の採用・育成・配置、社員等の評価・報酬決定の方針等のほか、社員間の協力及び相互牽制など組織的な監査を実施するための組織構築の状況について検証する。

また、中長期の経営方針・経営計画の策定状況や監査事務所を取り巻く環境を踏まえて、経営方針や経営管理に関する措置の見直し状況についても検証する。

- ② 被監査会社を取り巻く経済環境や企業環境等を含む事業上のリスクを適切に評価して、監査契約の締結・更新、監査計画の立案、その他監査手続を実施しているかを検証する。
- ③ 検査対象監査事務所に有効な改善を促すためには、不備の根本的な原因の究明と本質的な対応が必要であることから、監査事務所自らが根本的な原因の究明を踏まえた有効な改善に向けた行動を促すことに資するような検証及び指摘内容等の的確な伝達を行う。

本事務年度における監査事務所の態様に応じた検査対応は、以下のとおりである。

#### (1) 大規模な監査法人に対する検査

大規模な監査法人については、資本市場における役割や監査監督を巡る国内外の動向等を踏まえ、協会からの品質管理レビューの結果に係る審査結果に基づき、定期的に検査を実施する。ただし、市場に大きな影響を及ぼす



被監査会社に会計上の重大な問題が判明、または疑われる状況において、当該被監査会社の監査業務を行う監査法人の内部管理体制を早急に確認する必要がある場合には、機動的に検査を実施する。

大規模な監査法人は、数千人規模の職員を擁し、また複数の部門・事務所によって管理される巨大な組織であり、上場被監査会社も数百社有している。近時の大規模な監査法人に対するモニタリングの結果等を踏まえると、特に、現場で監査業務を行う監査チームの品質管理や業務管理など、監査法人のガバナンス等経営管理態勢や業務管理態勢に一層重点を置いて検査を実施する必要がある。

このため、本事務年度においては、以下の項目に重点をおいて検査を実施する。

- ・ 監査法人としての品質管理態勢が適切に運営されているかの観点から、経営管理態勢・業務管理態勢、組織の末端までの品質管理の定着の状況（特に、従たる事務所の業務運営等）の検証
- ・ 適切なリスク評価を行っているか、適切に職業的懐疑心を発揮しているかの観点から、収益認識及び会計上の見積りに係る監査手続の検証
- ・ IPOに関する監査についての態勢や独立性に係る状況、監査手続等の検証
- ・ 被監査会社とのコミュニケーションの状況、グループ監査の状況の検証
- ・ 財務諸表監査における内部統制の評価及び内部統制監査の状況、不正リスク対応基準の運用状況を含む不正リスクへの対応状況の検証
- ・ 海外業務提携先による監視活動の適切性の検証

加えて、検査のフォローアップの強化の観点から、定期的を実施する通常の検査において重要な不備事項が指摘された場合には、当該検査の次事務年度において、改善状況を検証するためのフォローアップ検査を実施する。

なお、フォローアップ検査は、検証範囲の限定、検査報告書（通知書）の簡素化など効率的に実施する。

## （2）大規模な監査法人に準ずる規模の監査法人に対する検査

大規模な監査法人に準ずる規模の監査法人については、被監査会社の状況や監査法人の業容等を勘案し、我が国監査業界における重要性に鑑みて、重点的に検査を実施することとし、共通したリスクに着目した効果的かつ効率的な実施に配意しつつ、協会からの品質管理レビューの結果に係る審査結果等に基づき、定期的な検査を実施する。ただし、市場に大きな影響を及ぼす被監査会社に会計上の重大な問題が判明、または疑われる状況において、

当該被監査会社の監査業務を行う監査法人の内部管理体制を早急に確認する必要がある場合には、機動的に検査を実施する。

このため、本事務年度においては、以下の項目に重点を置いて検査を実施する。

- ・ 当該監査法人における品質管理や個別監査業務に関する重要度の高い情報を入手し、これまでの検査結果や海外業務提携先による監視活動の状況など海外業務提携先との関係等も踏まえ、個別監査業務が抱えるリスクに着目し、業務運営上の本質的な問題に焦点を当てた検証
- ・ 組織としての一体性など経営管理態勢・業務管理態勢等の検証
- ・ 被監査会社の国際化などの監査上のリスクに対応できる十分かつ適切な経験及び能力等を含めた監査資源についての検証
- ・ グループ監査において、特に海外に所在する構成単位の監査人とのコミュニケーション等の状況についての検証
- ・ 監査役等とのコミュニケーション、協会の品質管理レビューや検査における指摘事項に対する改善策の実効性、監査意見の審査体制、専門家の利用の状況、これまでのモニタリングを通じて把握した業界横断的な問題についての対応状況の検証
- ・ 監査人の交代時における基準等を踏まえた監査事務所としての対応状況についての検証
- ・ 財務諸表監査における内部統制の評価及び内部統制監査の状況、不正リスク対応基準の運用状況を含む不正リスクへの対応状況の検証

### (3) 中小規模監査事務所に対する検査

中小規模監査事務所については、代表者や社員の意向及び資質等を踏まえた監査事務所の品質管理態勢・業務管理態勢、個別監査業務の監査の基準等への準拠性など監査品質の確認を中心とした検査を実施することとし、協会からの品質管理レビューの結果に係る審査結果等を踏まえ、必要に応じて検査を実施する。

このため、本事務年度においては、以下の項目に重点を置いて検査を実施する。

- ・ 中小規模監査事務所の体制に起因して生じる業務運営や品質管理に関する問題点に留意した検証  
特に、組織としての一体性など経営管理態勢・業務管理態勢等の検証
- ・ 被監査会社の国際化などの監査上のリスクに対応できる十分かつ適切な経験及び能力等を含めた監査資源についての検証
- ・ 監査役等とのコミュニケーション、監査実施者に対する指導・監督状

況、専門家の利用の状況、これまでのモニタリングを通じて把握した業界横断的な問題についての対応状況の検証

- ・ 監査人の交代時における基準等を踏まえた監査事務所としての対応状況についての検証
- ・ 監査における不正リスク対応基準への対応状況の検証
- ・ グループ監査において、特に海外に所在する構成単位の監査人とのコミュニケーション等の状況についての検証
- ・ オフサイト・モニタリング等を通じて把握した問題についての検証
- ・ 品質管理レビューによる指摘等に対する改善状況の検証
- ・ 財務諸表監査における内部統制の評価及び内部統制監査の状況の検証

#### 4 モニタリング情報の提供

モニタリングの結果や状況等については、監査の品質の確保・向上に資するよう深度ある分析を行い、以下のとおり、広く一般に情報提供していくこととする。

- ① 優れた取組み等を含め、検査で確認された事例等を抽出し、検査結果事例集として取りまとめ、説明会等を通じて、協会や監査事務所及び被監査会社等の関係先だけでなく、市場関係者等に対して積極的に発信する。
- ② 投資者等が監査に対する理解を深めることに資するよう、モニタリングの状況を整理した上で、モニタリングレポート<sup>7</sup>として取りまとめて公表するなど、監査の品質に係る情報の充実に努める。

---

<sup>7</sup> 平成27年度のモニタリングの状況に係るモニタリングレポートについては、試行的なものとして作成することとする。

## 公認会計士・監査審査会の勧告一覧

勧告年月日	監査法人・公認会計士
平成18年6月30日	あずさ監査法人
平成18年6月30日	監査法人トーマツ
平成18年6月30日	新日本監査法人
平成18年6月30日	中央青山監査法人
平成18年11月29日	有恒監査法人
平成19年3月28日	麴町監査法人
平成19年7月5日	東陽監査法人
平成19年10月25日	なごみ監査法人
平成20年2月7日	KDA監査法人
平成20年3月5日	六本木監査法人
平成20年3月20日	福北監査法人
平成20年4月16日	監査法人夏目事務所
平成21年2月17日	監査法人ウイングパートナーズ
平成21年11月17日	プライム監査法人
平成22年7月13日	永昌監査法人
平成23年6月7日	堂島監査法人
平成24年2月1日	ロイヤル監査法人
平成24年11月22日	阪神公認会計士共同事務所
平成26年2月24日	東京中央監査法人
平成26年6月13日	清和監査法人
平成26年7月11日	九段監査法人
平成26年10月24日	才和有限責任監査法人
平成27年1月30日	監査法人セントラル
平成27年3月20日	有限責任クロスティア監査法人
平成27年6月19日	仁智監査法人
平成27年12月15日	新日本有限責任監査法人
平成28年1月12日	明誠有限責任監査法人
平成28年3月24日	KDA監査法人
平成28年11月9日	監査法人よつば総合事務所

## 監査法人よつば総合事務所に対する検査結果に基づく勧告について

平成 28 年 11 月 9 日  
公認会計士・監査審査会

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、監査法人よつば総合事務所（法人番号 1011105002706、以下「当監査法人」という。）を検査した結果、下記のとおり、当監査法人の運営が著しく不当なものと認められたので、本日、金融庁長官に対して、公認会計士法第 41 条の 2 の規定に基づき、当監査法人に対して行政処分その他の措置を講ずるよう勧告した。

### 記

当監査法人を検査した結果、以下のとおり、当監査法人の運営は、著しく不当なものと認められる。

#### 1. 業務管理態勢

最高経営責任者である代表社員（以下「代表社員 CEO」という。）は、非監査業務の拡大に注力する中、グループ法人の運営に主として従事しており、他の代表社員も、自己の個人事務所の運営に主として従事していることから、いずれの代表社員も当監査法人の品質管理業務にほとんど関与していないだけでなく、監査実施者の専門的能力が不足しているなど監査実施態勢が脆弱であることを認識していない。

また、代表社員 CEO は、直近の日本公認会計士協会（以下「協会」という。）による品質管理レビューで重要な不備事項を指摘されているにもかかわらず、個別監査業務の品質や監査実施者の専門的能力について適切な評価を実施しておらず、現行の監査の基準で求められる水準に関する理解・知識が不足している社員に上場会社の業務執行社員や審査担当者を長期間継続させているなど、実効的な品質管理のシステムを構築していない。

さらに、当監査法人では、これまでの監査補助者の中核となっていた常勤の公認会計士が相次いで退職したため、新規に採用した非常勤の公認会計士や常勤の公認会計士試験合格者以外の職員により監査チームを編成せざるを得ないなど、監査実施態勢は従前にも増して脆弱なものとなっている。

#### 2. 品質管理態勢

##### （独立性等の確認）

当監査法人においては非監査業務のウエイトが高く、またグループ法人から非監査業務を受託しているなど、独立性の確認手続は重要なものとなっている。しかしながら、独立性の確認手続を職員に任せきりにしていることから、独立性の確認に関連して入手すべき確認書について入手できていないものがみられる。また、インサイダー取引防止に関連して入手すべき業務提供先の特定有価証券等の売買等を行わない旨の誓約書についても入手できていないものがみられる。

##### （教育・訓練）

当監査法人においては、品質管理レビューで多数の不備が指摘されているが、当該不備の多くは監査実施者における監査の基準で求められる水準に関する理解・知識の不足に起因していることから、監査実施者の知識・能力等を高めることが必要となっている。しかしながら、協会の CD-ROM 教材を用いた研修を中心に年間 10 回程度の研修を実施しているものの、当該研修の内容は、現行の監査の基準で求められる水準と、当監査法人

の監査実施者の能力の差を勘案したものではなく、監査実施者の能力を向上させるために必要な研修を実施していない。また、法人内で実施する研修について、履修を義務付けておらず、研修を履修していない社員、職員に対するフォローアップをしていない。さらに、非常勤の職員については研修履修に関するルールが定められておらず、履修状況も管理していない。

(監査補助者に対する指示、監督及び監査調書の査閲)

代表社員 CEO を含めた業務執行社員は、現行の監査の基準で求められる水準に関する理解・知識が不足していたことから、会計基準に反する売上計上が判明し過年度の決算書を訂正するに至った監査業務において、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況に該当するかを当年度の売上計上に関連して検討すべきであったにもかかわらず、監査補助者に対し適切な指示を実施していない。

また、特別な検討を必要とするリスクを識別した収益認識の検討において、監査目的に適合した監査証拠の入手を指示していないほか、会計上の見積りの監査等において、監査補助者が、前期と同様の手続を実施するのみで、被監査会社の主張に対して批判的な検討を実施していないことについて、査閲を通じて是正できていない。

(審査)

代表社員 CEO は全ての上場被監査会社の審査を特定の 1 名の社員に担当させているが、当該社員は、不正に関連した監査の基準の理解・知識が不足していたことから、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況に該当するかを検討すべき事象を、業務執行社員からの報告により識別した際に、業務執行社員に対し重要な監査手続上の不備を指摘できていない。また、当該社員は、監査の基準に準拠して、監査チームが監査意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手していることなどを確かめなければならないという審査の重要性を理解していなかったことから、特別な検討を必要とするリスクである収益認識の検討において、重要な監査手続上の不備を指摘できていない。

(品質管理レビューでの指摘事項の改善状況)

代表社員 CEO は、監査法人における品質管理業務の重要性を認識していないことから、直近の品質管理レビューで法人の監査の品質に重要な不備があることを指摘されたにもかかわらず、改善に向けての対応は指摘事項を並べたチェックリストを利用するなどの形式的なものにとどまり、自ら主導的に実効性のある改善に取り組みなかった。また、改善の進捗状況についても自ら確認をしていなかった。この結果、品質管理レビューで指摘された監査業務と同一の業務において同一の不備が認められているほか、他の監査業務においても同一又は同様の不備が認められている。

このように、当監査法人の品質管理態勢においては、監査補助者に対する指示、監督及び監査調書の査閲、審査並びに品質管理レビューでの指摘事項の改善状況について重要な不備が認められ、また、他の事項においても検証した範囲において広範に不備が認められるなど著しく不十分である。

### 3. 個別監査業務

代表社員 CEO を含めた業務執行社員は、不正に関連した監査の基準や収益認識に関連した項目を含め、現行の監査の基準で求められる水準に関する理解・知識が不足している。

このようなことから、会計基準に反する売上計上が判明し過年度の決算書を訂正するに至った監査業務において、職業的専門家としての懐疑心を発揮して不正による重要な虚偽表示を示唆する状況に該当するかを十分に評価すべきであるにもかかわらず、被監査会社の誤謬であるという主張を批判的に検討することなく受け入れている。また、当該会計処理に関連して追加で実施した売上の期間帰属に係る実証手続において、仕入先の納品書又は請求書と突合しているが、売上計上基準が顧客への引渡基準であることや

過年度の決算書を訂正するに至った事案に関連する手続であることを踏まえ、監査証拠として利用する納品書又は請求書の適合性や信頼性を評価した上で手続を立案していないなど重要な不備が認められる。

上記のほかにも、収益認識や会計上の見積りなど職業的専門家としての判断を伴う項目を含め、複数の個別監査業務で広範かつ多数の不備が認められる。

このように、検証した個別監査業務においては、重要な不備が認められるほか、広範かつ多数の不備が認められるなど、当監査法人の個別監査業務は著しく不十分である。

お問い合わせ先  
公認会計士・監査審査会事務局  
審査検査室  
(代表) 03-3506-6000 (内線 2475)

## 「監査事務所検査結果事例集」について

審査会は、平成 16 年 4 月の発足以来、公益の確保及び投資者保護の観点から、我が国における監査の品質の維持・向上のために監査事務所への検査を実施してきた。平成 20 年から、監査事務所における品質の維持・向上に向けた自主的な取組を促進する観点から、主な指摘事例を「事例集」として取りまとめ、毎年公表している。この間、監査品質に対する審査会としての期待水準を提示するなど、年々内容を充実させている。加えて、情報提供機能を強化する観点から、企業の役員や一般投資家等の市場関係者にも利用していただくよう努めており、平成 28 年度、会計専門家でない株主等が会計監査に関する理解を深めることに資するよう「モニタリングレポート」を作成した。

平成 28 年 7 月 29 日公表の事例集は、平成 27 年度までの検査結果を反映するとともに、昨年版を対象に実施した監査事務所及び監査役等に対する利用者アンケートで寄せられたご意見等を踏まえ、不備の背景等もできるだけ記載するようにしている。改訂のポイントは次のとおりである。

- ・「Ⅰ．根本原因の究明」及び「Ⅱ．品質管理編」

監査事務所は、その規模により運営方法等の特性が異なり、このような特性は、品質管理態勢の不備の傾向にも現れていることから、大手監査法人と中小監査事務所（準大手監査法人を含む。）に区分して記載している。

- ・「Ⅲ．個別監査業務編」

指摘事例について、監査手続の不備の重要性等が一層理解できるよう、被監査会社を巡る事業環境、監査状況など事例の背景を可能な範囲で記載するとともに、監査品質の向上に資するものという観点で事例の選定を見直している。

審査会としては、それぞれの監査事務所において、本事例集に掲載されている指摘事例やその発生原因等を参考として、個別監査業務や品質管理のシステムについて自ら点検するとともに、品質管理のシステムに不備事項が発見された場合には、当該不備事項の改善にとどまらず、その根本的な発生原因を究明し、当該発生原因の改善に取り組むことを期待している。

なお、本事例集には、参考資料として、監査事務所の状況等に関する情報を整理し、図表化した「監査事務所の概況（平成 28 年版モニタリングレポート）」を添付しているが、来年以降は、モニタリング活動の内容も含め記載内容を一層充実させたいと、独立させた形で公表する予定である。

本事例集の全文については、審査会ウェブサイトの「検査結果等の取りまとめ」から、『監査事務所検査結果事例集』の公表について（平成 28 年 7 月 29 日）」にアクセスすることにより、閲覧できる。（<http://www.fsa.go.jp/cpaob/shinsakensa/kouhyou/20160729.html>）



(以下は本事例集の「Ⅰ. 根本原因の究明」と「Ⅱ. 品質管理編」の内容を一部要約して記載したものである。)

## Ⅰ. 根本原因の究明

検査で発見された不備は、一部の不備が表面化したものに過ぎない場合があり、発見された不備と根本原因を同じくする未発見のものが潜在する可能性がある。また、不備の直接的な原因のみを考慮して講じる改善策については、その効果を減殺するような根本原因の存在も考えられる。

このように、根本原因を考慮せずに講じた安易な改善策は、監査事務所の品質管理のシステムの向上につながるだけでなく、監査従事者の負担となる恐れもある。そのため、各監査事務所においては、不備の根本原因の究明の重要性を十分に認識し、監査事務所の態様に応じた本質的な対応を図る必要がある。

### 1. 大手監査法人

大手監査法人では、品質管理体制は整備されているものの、個別監査業務において多くの不備事項が検出されているものもあることから、その運用面を含めた有効性に何らかの不備があると考えられる。これまでの審査会検査において確認された不備をみると、大手監査法人における根本原因は以下に大別できる。

#### (1) 品質管理に対する認識不足

- ・ 最高経営責任者をはじめとする経営層において大局的な観点から業務の見直しを行う風土や、現場の監査チームにおける監査の品質を自ら向上させる風土が醸成できていない。
- ・ 監査での品質改善業務を担っている各事業部等は、最高経営責任者をはじめとする経営層の方針を踏まえて監査チームに監査の品質を改善させるための取組を徹底させていない。

#### (2) 改善策の検証が不十分

- ・ 最高経営責任者及び品質管理責任者が、指摘事項に対する改善策について、これまでの慣行から現場に指示を行うにとどまっており、改善策の適切性や実効性に係る検証の必要性を認識しておらず、検証をしていない。

### 2. 中小監査事務所

中小監査事務所は、その規模や沿革も様々であり、品質管理の水準も事務所によって大きく異なる。しかし、監査チームへ組織的な支援を十分に行うことが難しいということは共通しており、業務の運営や品質管理の水準が、最高経営責任者も含めその監査事務所に所属する個人の力量や、所属する人員と事務所との関係に大きく依拠する場合が多いことが特徴として挙げ

られる。

これまでの審査会検査において確認された不備をみると、中小監査事務所における根本原因は以下に大別できる。

### (1) 監査事務所の経営管理態勢、経営方針又はビジネスモデル

- ・ 業務執行社員は、被監査会社と良好な関係を保つことにより、安定した監査収入が得られると考えていることから、被監査会社との関係維持に意識が向いており、監査の基本である投資者及び債権者のために監査を行うという意識が希薄である。

### (2) 最高経営責任者、品質管理担当責任者及び業務執行社員による品質管理に対する取組

- ・ 監査事務所の実施する教育・訓練の内容が上場会社の監査に対応するものとなっていないことなどから、業務執行社員を含む監査実施者において、現行の監査の基準についての理解が不十分なものとなっている。

### (3) 各社員の職責に対する自覚、社員間の牽制

- ・ 当監査法人が最高経営責任者の個人事務所を母体に設立され、主な被監査会社の受嘱についても最高経営責任者が中心的な役割を果たしてきたことから、最高経営責任者以外の各社員においては、当監査法人は最高経営責任者の個人事務所という意識が強く、法人運営の多くを最高経営責任者に依存している。

なお、準大手監査法人には、合併や積極的な新規監査契約の受嘱により、業務を拡大しているケースが多くみられる。その中で、業務の拡大に応じた品質管理のシステムを十分に整備、運用できていない事例や、被合併法人の社員等の一部において監査の基準の趣旨や要求事項を十分に理解していない者がいるにもかかわらず、合併後においても監査業務ごとの品質管理の水準を一定にするような措置を十分にとっていない事例など、組織の一体運営に関する不備がみられている。

## II. 品質管理編

既述のとおり、今年版より「大手監査法人編」と「中小監査事務所編」に分けて記載している。それぞれに記載されている指摘事例の概要は以下のとおり。

### 大手監査法人編

#### 1. 業務改善への取組

(指摘事例の概要)

一部の大手監査法人においては、前回審査会検査や品質管理レビューと同一・同様の不備が指摘されている。これについて、審査会では、不備に対する改善の過程において、改善策を組

織全体に浸透させる取組や、個々の監査チームの理解又は法人全体への改善策の浸透度合の検証など、品質管理のシステムの運用の様々な段階で不備を検出している。特に、業務執行社員が多数の監査業務を担当している監査チームや、他事業部等との人事交流がなく人材が固定している事業部及び地方事務所において、業務改善の取組が浸透していない事例がみられる。

(指摘事例の原因分析)

業務改善に向けて、本部における品質管理の担当部署による施策を組織の末端まで浸透させ、十分な効果を上げるためには、限られた部門による対応に留まらず、法人の構成員全体における品質管理業務に対する理解のもと、事業部長等の監査法人のマネジメント層とともに法人全体を挙げて対応する必要があるが、そのような対応がなされていなかったものである。

## **2. 品質管理のシステムの運用**

(指摘事例の概要)

査閲を行う業務執行社員等、審査担当者及び定期的な検証の担当者が、被監査会社を取り巻く環境変化や被監査会社の実態、あるいは監査チームの実施した監査手続を十分に理解せず、個別の監査業務に内在していた不備を発見できていないなどの不備が生じている状況が多くみられる。

(指摘事例の原因分析)

業務執行社員や審査担当者など、社員間において監査の品質に対する意識や品質管理に関する能力に格差があり、その格差を品質管理担当部門が十分に把握できておらず、結果として適切な業務執行社員や審査担当者が配置されていないことや、監査チームがマニュアルや本部の指導に頼り、監査の品質確保に関して主体的に検討していないことなどが挙げられる。

### **中小監査事務所編**

#### **1. 業務管理体制**

##### **(1) 業務改善への取組**

(指摘事例の概要)

品質管理レビューの指摘事項の改善に向けた取組が十分に実施されておらず、複数の指摘事項について、改善措置が未実施又は改善が不十分となっているものがみられる。

(指摘事例の原因分析)

品質管理担当責任者等が、品質管理レビューの指摘の趣旨を踏まえずに、研修による単なる指摘事項の周知といった形式的な対応にとどまっていることや指摘事項の改善の実効性のあるモニタリングを実施する態勢を構築していないことなどが挙げられる。

##### **(2) 内部規程の整備、周知及び運用**

(指摘事例の概要)

独立性や非監査業務の提供等に関する内部規程の整備及び契約管理に係る規程の運用に不備がみられる。

(指摘事例の原因分析)

監査事務所に適用される法令諸基準の理解が不十分であること、監査事務所の実態等に応じた修正を行うことなく、協会の示した雛形をそのまま内部規程として採用していることなどが挙げられる。

### **(3) 法令諸基準の遵守**

(指摘事例の概要)

社員の競業禁止の遵守のための規程の不備のほか、業務管理のための社員要件の充足の不備や、定款における監査事務所の目的に記載された事項と実際の業務内容に齟齬がある事例等がみられる。

(指摘事例の原因分析)

品質管理担当責任者等が、法令諸基準を十分に理解していないことや法令諸基準の遵守状況の確認が必要とされる各業務について、当該確認作業に係る実施担当者や業務フローを明確かつ具体的に定めていないこと等が挙げられる。

### **(4) 情報管理**

(指摘事例の概要)

監査事務所の情報セキュリティに関する内部規程で定められている情報漏えい防止措置を適切に実施していない、業務でインターネットサーバーサービスを利用する場合の取扱いルールを定めていないといった不備がみられる。

(指摘事例の原因分析)

情報管理に係る責任者等が、情報セキュリティに係る内部規程を形式的に整備するだけで、PC等を利用する監査実施者（非常勤の監査実施者を含む。）に運用を任せきりにしていることや、情報管理に係る責任者等が、監査事務所の情報機器の使用実態に応じた規程の整備を行っていないことなどが挙げられる。

## **2. 職業倫理及び独立性**

(指摘事例の概要)

内部規程等で定められた独立性の確認手続を適切に実施していないものなどがみられる。

(指摘事例の原因分析)

品質管理担当責任者等が、独立性の確認手続に関し、実施手順（被監査会社の連結子会社等に係る最新情報の把握方法等を含む。）、実施時期や実施担当者を具体的に定めていないことなどが挙げられる。

### **3. 契約の新規の締結及び更新**

#### **(1) 監査契約の新規の締結及び更新に伴うリスクの評価**

(指摘事例の概要)

監査契約の新規の締結及び更新は、監査事務所の経営判断において重要な事項であるにもかかわらず、監査契約の新規の締結や更新に際して、監査責任者（予定者）が入手した被監査会社の情報等が新規受嘱及び更新の承認権者（社員会等）間で共有されておらず、深度あるリスク評価が行われていないものなどがみられる。

(指摘事例の原因分析)

- ・ 監査責任者（予定者）において、経営者不正、内部統制監査、会計上の見積り等に関する確な判断を行うために必要な経験が不足しており、予備調査や監査業務の引継等により把握した事実に基づく監査受嘱リスクの識別・評価を適切に実施できていない。
- ・ 社員間で新規受嘱の可否について議論する際、前任監査人から入手した情報等を基に、リスク評価を行う重要性を理解せず、監査責任者（予定者）以外の社員において、他の社員が獲得してきた監査業務について批判的な見地から検討することに消極的な姿勢がある。

#### **(2) 監査業務の引継**

(指摘事例の概要)

前任監査人に対する質問が適切に実施されていないものや内部規程に沿った検討がなされていないものがみられる。

(指摘事例の原因分析)

監査責任者（予定者）が、慎重なリスク評価及び問題点の解決、あるいは、監査事務所における手続を適時かつ適切に実施することよりも、監査業務の早期受嘱及び当該業務への早期着手を優先させていることが挙げられる。

### **4. 採用、教育・訓練、評価及び選任**

#### **(1) 教育・訓練**

(指摘事例の概要)

教育・訓練制度が適切に構築されていないもののほか、制度を構築していても、リスク・アプローチに基づく監査計画の策定等の重要な監査項目において、実施すべき手続の内容や深度について具体的な事案を用いるなどの実効性のある教育・訓練が行われていないものがみられる。

(指摘事例の原因分析)

品質管理担当責任者等が、監査業務に係る知識等の習得を監査責任者による指導・監督に全面的に委ねていることが挙げられる。また、非常勤の監査実施者に関しては、各人の自主性に委ねれば十分であると考え、監査事務所全体における監査の品質を維持・向上させようとする意識が乏しいことなどが挙げられる。

## (2) 評価、報酬及び昇進

(指摘事例の概要)

監査実施者等の評価にあたって、専門家としての能力（特に、品質管理に係る能力）や職業倫理の遵守状況に基づき評価を行っていないものがみられる。

(指摘事例の原因分析)

監査実施者の評価及び報酬について、最高経営責任者が、その主観的評価に基づき決定していることなどが挙げられる。

## (3) 選任

(指摘事例の概要)

適切な監査責任者等の選任や監査チームの編成が行われていないものがみられる。

(指摘事例の原因分析)

- ・ 監査事務所として、新規の監査業務の獲得を優先し、監査実施者の能力・経験や監査事務所全体での業務遂行能力等について十分に考慮していない。
- ・ 監査事務所として、監査責任者等の品質管理に係る能力や監査業務に従事可能な時間を的確に把握していない。

## 5. 監査調書

### (1) 監査調書の作成及び査閲

(指摘事例の概要)

監査チームが実施した監査手続や結論に至る判断根拠が監査調書に記載されていないなど、監査手続を実施したと認められない不備が多数みられる。

また、業務執行社員が、実施した監査手続の内容が適切に記載されているかといった観点から査閲を実施していない結果、監査調書における不備が生じているものがみられる。

(指摘事例の原因分析)

- ・ 監査実施者において監査調書の重要性についての認識が不足している。
- ・ 監査チーム内で被監査会社の問題点や実施すべき監査手続について共通の認識を保持できているとの誤解から、監査責任者が監査調書の査閲の必要性を感じておらず、監査手続の実施を監査補助者任せとしている。

### (2) 監査ファイルの最終的な整理及び監査調書の管理・保存

(指摘事例の概要)

監査調書等の最終的な整理及び管理手順等が具体的に定められていないもの、重要な監査手続が終了していないにもかかわらず、監査調書の最終的な整理を完了させてしまっているものなどがみられる。

(指摘事例の原因分析)

- ・ 監査調書の管理に対する意識が不足している。
- ・ 監査実施者が、監査事務所における品質管理関連業務の実施や外部に対する説明等の際に、

監査調書が重要な役割を果たすことについて十分に認識していない。

## **6. 監査業務に係る審査**

(指摘事例の概要)

監査業務に係る審査は、意見表明前に監査事務所として監査チームが行った業務を評価するという、いわば「最終的なチェック」であり、重要な手続である。しかしながら、監査上の重要な項目に対する監査証拠の適切性・十分性や判断過程について、審査担当者が客観的な評価を行うという観点から審査を実施しておらず、個別監査業務における重要な監査手続上の不備を発見できていないなど、審査の実効性が確保されていないものがみられる。

(指摘事例の原因分析)

- ・ 監査リスクに対応した十分な知識や経験と能力を有し、審査に十分な時間をかけられる者が、審査担当者として選任されていない。
- ・ 審査担当者が、日常的な監査チームとのコミュニケーションを通じて、監査チームが実施した監査手続に不備はないものと思い込んでおり、監査調書を通じた検証を行っていない。

## **7. 品質管理のシステムの監視**

(指摘事例の概要)

日常的監視や定期的な検証の実施担当者（外部の実施担当者を含む。）が、その実施においてチェックリスト等を用いて形式的に終了させているものなどがみられる。

(指摘事例の原因分析)

監査事務所において、品質管理のシステムの監視に対する理解が適切に行われず、結果として十分な時間や人員を投入していないことが挙げられる。

## **共通事項**

### **監査役等との連携**

#### **(1) 会計監査人と監査役等との連携**

審査会検査や品質管理レビューを受けた監査事務所から監査役等に対する通知内容において、検査における重要な不備や、品質管理レビューにおける改善勧告事項等があるにもかかわらず、勧告に至らないことや限定事項が付されていないことを理由に、「品質管理レビューにおいて重要な指摘を受けていない」等の結論のみを、書面ではなく口頭で通知している事例が数多くみられる。

また、監査役等から質問を特段受けていないことから、審査会検査や品質管理レビューの結果について通知を行っていない監査事務所もみられる。

平成 27 年 5 月に改正された監査基準委員会報告書 260「監査役等とのコミュニケーション」においては、監査の実施に当たり特に重要な事項に係るコミュニケーションの充実が図られるとともに、会計監査人の品質管理のシステムの整備・運用状況に係る説明の一環として、品質管理レビューや審査会検査等の結果に係る監査役等への伝達内容及び方法が具体的に明示されるなど、監査役等とのコミュニケーションを行う事項が具体化されていることに

留意する必要がある。

(注) 審査会検査の結果の第三者開示については、原則として、審査会による事前承諾が必要であるが、被監査会社の監査役等に対して「監査事務所の品質管理のシステムの整備・運用等に関する指摘の有無及びその概要」、「被監査会社が検査対象となった場合の当該被監査会社に係る指摘の有無及びその内容」を開示する場合には、事前承諾なく開示できる取扱いとしている。

## (2) 不正・違法行為発見時の対応

監査事務所における評価できる取組として、以下の事例が挙げられる。

- ・ 金融商品取引法において法令違反等事実発見への対応に係る規定が導入された際、社員等に対し、法令違反等事実を発見した場合の被監査会社の監査役等に対する通知例を示すなどして、周知徹底を行っている。



## 公認会計士・監査審査会検査の実効性の向上（抄） ～大規模監査法人を中心に～

### 1～3 省略

### 4. 今後の対応

上記の問題認識及び調査結果報告を踏まえ、審査会は、今後、以下の対応を進めていくこととする。

なお、以下の対応とともに、質の高い検査官を十分に確保することは、検査の実効性の維持・向上に不可欠である。審査会検査においては、その専門性に鑑み、任期付職員の公認会計士の役割が重要となっているところ、審査会検査に検査官として従事した経験が、その後の公認会計士業務の質の向上につながるなど、公認会計士としての魅力的なキャリアパスとして認識されるよう、審査会として努めていく。

#### (1) 検査の機動的な実施

モニタリング基本計画において、大手・準大手監査法人については、2ないし3年に1度定期的に検査を実施することとしている。このため、被監査会社に会計上の重大な問題が懸念される状況があり、当該被監査会社の監査業務を行う監査事務所の品質管理体制を早急に確認する必要がある場合においても、次の定期的検査まで検証が行えないのではないかと危惧が示されている。

したがって、そのような状況において、当該監査事務所の内部管理体制を早急に確認する必要がある場合には、機動的に検査を実施することを明確にする必要がある。

具体的には、協会の品質管理レビュー結果を踏まえ、監査事務所の品質管理を検証するという法的枠組を前提としつつ、市場に大きな影響を及ぼす被監査会社に会計上の重大な問題が判明、又は疑われる状況において、当該被監査会社の監査業務を行う監査事務所等の内部管理体制を早急に確認する必要がある場合には、機動的に検査を実施することとし、その方針を平成28年度のモニタリング基本計画等において明確化する。

#### (2) 大手監査法人に係る検査のフォローアップの強化

既述のとおり、大手監査法人については、2年ごとに検査が実施されること等から、次回検査時に前回検査のフォローアップを実施しているところであるが、近時の大手監査法人に対する検査において、前回検査と同様又は同種の不備を繰り返し指摘している状況にある。

このような大手監査法人の検査結果をみると、フォローアップの強化にあたっては、品質管理体制面の整備状況よりも、改善策が組織末端まで浸透しているかどうか等の運用面に重点を置いた検証をすることがより有効である。これを踏まえると、フォローアップの手法としては、検査において重要な不備事項が指摘された場合には、オフサイトである報告徴収ではなく、当該検査の翌年にオンサイトである立入検査により改善状況を検証することが適当である。【平成28事務年度検査から実施】

その場合、フォローアップの検査も含めて、毎年検査を実施することとなるため、フ

フォローアップ検査の検査体制、検証範囲の絞り込み、報告書の簡素化を行うなど、効率的・効果的な実施に留意する。【平成 28 事務年度検査から実施】

### (3) 協会との適切な役割分担等

① 監査事務所の監査の品質管理の検証は、協会の品質管理レビュー及び同レビューを踏まえた審査会の検査の双方で実施しているところである。審査会は大手監査法人において特に重要であるガバナンス等経営管理態勢や業務管理態勢につき深度ある検査を実施している一方で、協会は、中小を含めたすべての監査事務所を対象として定期的に品質管理レビューを実施している。こうした審査会、協会双方の検証の特性を活かした役割分担により、監査事務所に対する検証を全体として最大限の効果を発揮するものとする。

【継続的検討】

② 審査会検査官と協会の品質管理レビュアーとは、これまでも意見交換等を通じ、品質管理レビューの一層の充実を働きかけるとともに検査官の能力・知見の向上を図ってきた。このような意見交換等は、検査官及びレビュアーの能力等の向上に資するものであるため、今後も継続的に実施していく。

### (4) 検査手法の向上

検査の実効性を向上させるためには、検査手法についても、より効率的・効果的なものとなるよう工夫することが必要である。

特に大手監査法人は、数千人規模の職員を擁する巨大な組織であり、上場被監査会社も数百社有している。したがって、大手監査法人のガバナンス等経営管理態勢や業務管理態勢の検証を、より効率的・効果的に行えるように重点を置いて取り組む。

① 大手監査法人のガバナンス等経営管理態勢や業務管理態勢の検証を、より効率的・効果的に行うための取組み

ガバナンス体制等の検証に必要な定性・定量の情報を、報告徴収により継続的に入手することとする。また、入手した情報を分析し、監査法人内部やグローバルネットワークの取組みも参考にし、検査の着眼や検査官の目線の形成に監査品質指標として活用することを検討する。

【平成 28 事務年度から実施】

② 個別監査業務に係るリスクベースの検査手法向上のための取組み

業界動向等の被監査会社を取り巻く環境に係る情報収集・分析など、リスク評価手法を一層充実させるとともに、その効果を検証し、継続的に見直していくこととする。

【平成 28 事務年度から実施】

③ 監査法人のガバナンス・コードが策定された場合には、ガバナンスの向上につなげるとの観点から、その対応状況を検証することを検討する。

### (5) 検査結果の取扱い（監査の品質の見える化）

検査先が検査における指摘事項を適切に改善するためには、指摘内容等が的確に検

査先に対して伝達されることが重要である。

また、財務書類の作成責任は経営者にあることに鑑み、監査役等に対する検査結果の開示を通じて、被監査会社における会計上の問題点の改善に資するものとする必要がある。さらに、会社法の改正やコーポレートガバナンス・コードの策定等を受け、監査役等の会計監査に関する責任が拡充していることから、監査役等による審査会検査結果の利用の重要性も増している。

このようなことを踏まえ、被監査会社等に対して、検査結果及び検査関連情報を的確に伝達するため、以下のような取組みを行う。

- ① 検査結果通知の記述方法について、以下の観点から見直す。
  - ・ 検査先に問題点を具体的かつ的確に伝達し、適切な改善がなされる内容とすること
  - ・ 検査結果の開示を受けた第三者、特に監査役にとって有効に活用できるよう、指摘内容の明瞭性、比較可能性の向上等を図ること

【平成 28 事務年度から実施】

なお、個別の検査結果の開示範囲の拡大については、将来的な検討課題とする。

- ② 広く一般に提供される監査の品質に係る情報を充実させる観点から、検査結果事例集を毎事務年度見直し、公表しているが、同事例集において大手監査法人に係る指摘事例とその他の監査法人に係るものを区別することとする。また、検査その他のモニタリングの成果については、監査の品質の確保・向上に資すると考えられる場合には、その内容を整理し、新たにモニタリングレポートとして取りまとめ、公表することとする。

【平成 27 事務年度検査等の状況から対応】

(以上)

# 公認会計士試験制度の概要

## 受験資格

受験資格の制限なし。年齢、学歴等にかかわらず受験可能

## 受験地

東京都、大阪府、北海道、宮城県、愛知県、石川県、広島県、香川県、熊本県、福岡県、沖縄県

## 短答式試験

年2回(第Ⅰ回12月上旬、第Ⅱ回5月下旬)実施

試験科目

■財務会計論 ■管理会計論 ■監査論 ■企業法

## 短答式試験合格

合格者は、翌年及び翌々年の2年間、短答式試験の免除を受けることが可能

## 論文式試験

年1回(8月中下旬)実施

試験科目

必須科目 ■会計学 ■監査論 ■企業法 ■租税法  
 選択科目 ■経営学 ■経済学 ■民法 ■統計学

(以上の4科目から1科目選択)

※論文式試験で不合格になった場合でも、公認会計士・監査審査会が相当と認める成績を得た科目については、翌年及び翌々年の2年間、当該科目の免除を受けることが可能

## 公認会計士試験合格

## 登録

○2年以上の実務経験

業務補助 又は 実務従事 ※試験合格の前に行うことも可

○実務補習

公認会計士となるのに必要な技能を取得(講習を受け、必要な単位を取得)

※日本公認会計士協会による修了考査を含む

(注)実務経験

①業務補助 監査証明業務について公認会計士又は監査法人を補助

②実務従事 財務に関する監査、分析、その他の実務に従事

(実務従事に該当する業務の例:企業における経理、予算管理、原価計算、企業財務分析や財務コンサルタントなど。単純な経理事務等は除く。)

## 公 認 会 計 士

平成 28 年 6 月 24 日  
公認会計士・監査審査会

平成 28 年公認会計士試験第Ⅱ回短答式試験の合格発表について

本日、平成 28 年公認会計士試験第Ⅱ回短答式試験の合格発表を行いました。  
試験結果の概要、合格者番号等は、次のとおりです。

1. 試験結果の概要について
2. 得点階層分布表（総合得点比率）（省略）
3. 正解、満点及び配点（省略）
4. 合格者受験番号（省略）  
（関東財務局）  
（近畿財務局）  
（関東財務局及び近畿財務局以外）
5. 第Ⅰ回及び第Ⅱ回短答式試験の属人ベースでの試験結果

【お問い合わせ先】

公認会計士・監査審査会事務局

総務試験室

03-5251-7295

## 試験結果の概要について

(1) 願書提出者数

7,968 人

(2) 受験者数（答案提出者数）

4,740 人（注）

（注）願書提出者数と受験者数の差の内訳

- ・ 欠席者数 1,591 人（第Ⅱ回短答式試験の受験予定科目すべてを欠席した者）
- ・ 短答式試験免除者数 1,637 人
  - うち 平成 26 年又は平成 27 年短答式試験合格者 1,367 人
  - うち 司法試験合格者や大学教授等 153 人
  - うち 旧第二次試験合格者 117 人

(3) 合格者数

638 人

- ・ 合格取扱い者 1 名のほか、総点数の 66%以上を取得した者
- ・ ただし、試験科目のうち 1 科目につき、その満点の 40%未満のものがある者は不合格。

(4) 総合平均得点比率・科目別平均得点比率

		平均得点比率
総合		46.0%
科目別	財務会計論	43.8%
	管理会計論	48.0%
	監査論	48.4%
	企業法	45.9%

## 第 I 回及び第 II 回短答式試験の属人ベースでの試験結果

(1) 願書提出者数

10,256 人

(2) 受験者数 (答案提出者数)

6,789 人 (注)

(注) 願書提出者数と受験者数の差の内訳

- ・ 欠席者数 1,855 人 (第 I 回及び第 II 回短答式試験の受験予定科目すべてを欠席した者)
- ・ 短答式試験免除者数 1,637 人

(3) 合格者数 (第 I 回及び第 II 回の合算)

1,501 人

- ・ 第 I 回短答式試験において 863 人
- ・ 第 II 回短答式試験において 638 人

(4) 論文式試験受験予定者数

3,138 人

- ・ 短答式試験合格者 1,501 人
- ・ 短答式試験免除者 1,637 人
  - うち 平成 26 年又は平成 27 年短答式試験合格者 1,367 人
  - うち 司法試験合格者や大学教授等 153 人
  - うち 旧第二次試験合格者 117 人

(注) 属人ベースとは、平成 28 年第 I 回短答式試験及び同第 II 回短答式試験のいずれにも願書を提出した受験者を名寄せして集計したもの。

平成 28 年 11 月 11 日  
公認会計士・監査審査会

平成 28 年公認会計士試験の合格発表について

本日、平成 28 年公認会計士試験の合格発表を行いました。合格発表の概要、合格者の受験番号等は、次のとおりです。

- 平成 28 年公認会計士試験の合格発表の概要について
- 平成 28 年公認会計士試験（論文式試験）の合格点及び合格率等について（省略）
- 平成 28 年公認会計士試験合格者調
- 論文式試験成績通知書について（省略）
- 平成 28 年公認会計士試験合格者受験番号（省略）
  - (関東財務局 100001～200000)
  - (関東財務局 200001～)
  - (近畿財務局)
  - (関東財務局及び近畿財務局以外)
- 平成 28 年公認会計士試験論文式試験一部科目免除資格取得者受験番号（省略）

【お問合せ先】  
公認会計士・監査審査会事務局  
総務試験室試験担当係  
03-5251-7295



# 平成 28 年公認会計士試験の合格発表の概要について

## 1. 試験結果の概要

### (1) 願書提出者数

10,256 人 (注)

うち 短答式試験の受験者等 10,139 人 (注)

(注)平成 28 年の願書提出者数は、第 I 回短答式試験における願書提出者が 7,030 人、第 II 回短答式試験における願書提出者が 7,968 人となっているところ、第 I 回、第 II 回のいずれにも願書を提出した受験者を名寄せして集計したもの。

### (2) 論文式試験受験者数

3,138 人

うち 答案提出者数 2,790 人

(注)論文式試験受験者数 3,138 人と答案提出者 2,790 人との差は、論文式試験の受験予定科目全てを欠席した者 348 人である。

### (3) 論文式試験合格者数

1,108 人(対前年比 57 人増、合格率 10.8%)

うち 短答式試験の受験者等 1,098 人

【平成 28 年公認会計士試験結果】

区 分	平成 28 年試験	短答式試験		(参考) 平成 27 年試験	短答式試験	
		の受験者等	みなし合格者 (旧第 2 次試験合格者)		の受験者等	みなし合格者 (旧第 2 次試験合格者)
願書提出者数 (a)	10,256 人	10,139 人	117 人	10,180 人	10,050 人	130 人
短答式試験 受験者数	8,644 人 (10,011 人)	8,644 人 (10,011 人)	—	8,620 人 (9,918 人)	8,620 人 (9,918 人)	—
短答式試験 合格者数	1,501 人 (2,868 人)	1,501 人 (2,868 人)	—	1,507 人 (2,805 人)	1,507 人 (2,805 人)	—
論文式試験 受験者数	3,138 人	3,021 人	117 人	3,086 人	2,956 人	130 人
最終合格者数 (b)	1,108 人	1,098 人	10 人	1,051 人	1,030 人	21 人
合格率 (b/a)	10.8%	10.8%	8.5%	10.3%	10.2%	16.2%

(注1)表中( )の数値は、前年又は前々年の短答式試験合格による短答式試験免除者を加えて算出したもの。

(注2)平成 28 年試験の「短答式試験の受験者等」の願書提出者数は、平成 28 年短答式試験受験者 8,644 人のほか、平成 27 年又は平成 26 年の短答式試験合格による短答式試験免除者 1,367 人並びに司法試験合格者等の短答式試験免除者 153 人を含んだもの。なお、平成 28 年短答式試験受験者 8,644 人のうち短答式試験免除者 25 人が重複しているので、合計は「短答式試験の受験者等」の願書提出者数と一致しない。(平成 27 年試験についても同様の考え方に基づいた計数を記載。)

#### (4) 参考資料

平成 28 年公認会計士試験論文式試験の得点階層分布表(総合得点比率)(別紙)

### 2. 合格者の概要

#### (1) 合格者

- 52.0%以上の得点比率を取得した者
- ただし、試験科目のうち1科目につき得点比率が 40%未満のものがある場合は不合格

#### (2) 合格者の年齢

- 最高年齢は 67 歳、最低年齢は 19 歳
- 合格者の平均年齢は 26.2 歳

#### (3) 合格者の性別

- 男性 872 人、女性 236 人
- 合格者に占める女性の比率は 21.3%

#### (4) 合格者の学歴

- 「大学卒業(短大含む)」以上が 616 人(構成比 55.6%)

#### (5) 合格者の職業

- 「学生」・「専修学校・各種学校受講生」が 795 人(構成比 71.8%)
- 「会社員」は 70 人(構成比 6.3%)

### 3. 一部科目免除資格取得者の概要

論文式試験の一部の試験科目について、次回以降の2年間免除を受けることができる一部科目免除資格取得者は 454 人(属人ベース)

(注1)科目別の免除資格取得者の延べ人数ベースでは 549 人

(注2)一部の試験科目について試験が免除される対象は、合格発表の日から起算して2年を経過する日までに行われる論文式試験

平成28年公認会計士試験論文式試験の得点階層分布表(総合得点比率)

階層	論文式試験受験者			40%未満の科目がある者(注1)	40%未満の科目がある者を除いた場合			
	人員	累計	論文式試験 受験者に対 する累計人 数の割合	人員	累計	人員 (A)-(D)	累計 (B)-(E)	論文式試験 受験者に対 する累計人 数の割合
	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)
	人	人	%	人	人	人	人	%
70%以上	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
69%	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
68%	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
67%	1	1	0.03	0	0	1	1	0.03
66%	2	3	0.10	0	0	2	3	0.10
65%	0	3	0.10	0	0	0	3	0.10
64%	7	10	0.32	0	0	7	10	0.32
63%	4	14	0.45	0	0	4	14	0.45
62%	13	27	0.86	0	0	13	27	0.86
61%	23	50	1.59	0	0	23	50	1.59
60%	40	90	2.87	0	0	40	90	2.87
59%	47	137	4.37	0	0	47	137	4.37
58%	75	212	6.76	0	0	75	212	6.76
57%	82	294	9.37	0	0	82	294	9.37
56%	141	435	13.86	2	2	139	433	13.80
55%	153	588	18.74	1	3	152	585	18.64
54%	162	750	23.90	1	4	161	746	23.77
53%	196	946	30.15	3	7	193	939	29.92
52%	174	1,120	35.69	5	12	169	1,108	35.31
51%	180	1,300	41.43	4	16	176	1,284	40.92
50%	186	1,486	47.36	10	26	176	1,460	46.53
49%	162	1,648	52.52	17	43	145	1,605	51.15
48%	114	1,762	56.15	20	63	94	1,699	54.14
47%	119	1,881	59.94	40	103	79	1,778	56.66
46%	123	2,004	63.86	52	155	71	1,849	58.92
45%	102	2,106	67.11	47	202	55	1,904	60.68
44%	80	2,186	69.66	46	248	34	1,938	61.76
43%	74	2,260	72.02	53	301	21	1,959	62.43
42%	51	2,311	73.65	48	349	3	1,962	62.52
41%	51	2,362	75.27	50	399	1	1,963	62.56
40%	38	2,400	76.48	38	437	0	1,963	62.56
39%	55	2,455	78.23	55	492	0	1,963	62.56
38%	41	2,496	79.54	41	533	0	1,963	62.56
37%	27	2,523	80.40	27	560	0	1,963	62.56
36%	13	2,536	80.82	13	573	0	1,963	62.56
35%	23	2,559	81.55	23	596	0	1,963	62.56
34%	19	2,578	82.15	19	615	0	1,963	62.56
33%	21	2,599	82.82	21	636	0	1,963	62.56
32%	12	2,611	83.21	12	648	0	1,963	62.56
31%	10	2,621	83.52	10	658	0	1,963	62.56
30%	10	2,631	83.84	10	668	0	1,963	62.56
29%	7	2,638	84.07	7	675	0	1,963	62.56
28%	4	2,642	84.19	4	679	0	1,963	62.56
27%	8	2,650	84.45	8	687	0	1,963	62.56
26%	7	2,657	84.67	7	694	0	1,963	62.56
25%	4	2,661	84.80	4	698	0	1,963	62.56
24%	5	2,666	84.96	5	703	0	1,963	62.56
23%	6	2,672	85.15	6	709	0	1,963	62.56
22%	2	2,674	85.21	2	711	0	1,963	62.56
21%	2	2,676	85.28	2	713	0	1,963	62.56

階 層	論文式試験受験者			40%未満の科目がある者(注1)		40%未満の科目がある者を除いた場合		
	人員 (A)	累計 (B)	論文式試験 受験者に対 する累計人 数の割合 (C)	人員 (D)	累計 (E)	人員 (A)-(D) (F)	累計 (B)-(E) (G)	論文式試験 受験者に対 する累計人 数の割合 (H)
	人	人	%	人	人	人	人	%
20%	6	2,682	85.47	6	719	0	1,963	62.56
19%	7	2,689	85.69	7	726	0	1,963	62.56
18%	0	2,689	85.69	0	726	0	1,963	62.56
17%	4	2,693	85.82	4	730	0	1,963	62.56
16%	6	2,699	86.01	6	736	0	1,963	62.56
15%	4	2,703	86.14	4	740	0	1,963	62.56
14%	11	2,714	86.49	11	751	0	1,963	62.56
13%	7	2,721	86.71	7	758	0	1,963	62.56
12%	3	2,724	86.81	3	761	0	1,963	62.56
11%	6	2,730	87.00	6	767	0	1,963	62.56
10%	5	2,735	87.16	5	772	0	1,963	62.56
9%	8	2,743	87.41	8	780	0	1,963	62.56
8%	8	2,751	87.67	8	788	0	1,963	62.56
7%	11	2,762	88.02	11	799	0	1,963	62.56
6%	10	2,772	88.34	10	809	0	1,963	62.56
5%	10	2,782	88.66	10	819	0	1,963	62.56
4%	4	2,786	88.78	4	823	0	1,963	62.56
3%	1	2,787	88.81	1	824	0	1,963	62.56
2%	0	2,787	88.81	0	824	0	1,963	62.56
1%	0	2,787	88.81	0	824	0	1,963	62.56
0%	3	2,790	88.91	3	827	0	1,963	62.56
欠席者	348	3,138	100.00	348	1,175	0	1,963	62.56

(注1)1科目につき得点比率が40%未満の科目がある者の人数。

(注2)各階層については、例えば、階層が「50%」の場合は、50%以上51%未満の人数。他の階層も同様。

# 平成 28年公認会計士試験

## 合格者調

1. 年別合格者調

年 別	願 書 提 出 者 (A)	論 文 式 受 験 者 (B)	合 格 者 (C)	合 格 率	
				(C)/(A)	(C)/(B)
	人	人	人	%	%
平成 18 年	20,796 (16,311)	9,617 (5,132)	3,108 (1,372)	14.9 (8.4)	32.3 (26.7)
平成 19 年	20,926 (18,220)	9,026 (6,320)	4,041 (2,695)	19.3 (14.8)	44.8 (42.6)
平成 20 年	21,168 (19,736)	8,463 (7,034)	3,625 (3,024)	17.1 (15.3)	42.8 (43.0)
平成 21 年	21,255 (20,443)	6,173 (5,361)	2,229 (1,916)	10.5 (9.4)	36.1 (35.7)
平成 22 年	25,648 (25,147)	5,512 (5,011)	2,041 (1,923)	8.0 (7.6)	37.0 (38.4)
平成 23 年	23,151 (22,773)	4,632 (4,254)	1,511 (1,447)	6.5 (6.4)	32.6 (34.0)
平成 24 年	17,894 (17,609)	3,542 (3,257)	1,347 (1,301)	7.5 (7.4)	38.0 (39.9)
平成 25 年	13,224 (13,016)	3,277 (3,069)	1,178 (1,149)	8.9 (8.8)	35.9 (37.4)
平成 26 年	10,870 (10,712)	2,994 (2,836)	1,102 (1,076)	10.1 (10.0)	36.8 (37.9)
平成 27 年	10,180 (10,050)	3,086 (2,956)	1,051 (1,030)	10.3 (10.2)	34.1 (34.8)
平成 28 年	10,256 (10,139)	3,138 (3,021)	1,108 (1,098)	10.8 (10.8)	35.3 (36.3)
合計	195,368	59,460	22,341	11.4	37.6

(注1) 平成28年合格者中

最高年齢67歳、最低年齢19歳、女性236人

(注2) 表中( )内の数値は、旧第2次試験合格者等の短答式試験みなし合格者を除いたものであり、当該試験年の短答式試験受験者のほか、前年又は前々年の短答式試験合格による短答式試験免除者並びに司法試験合格者等の短答式試験免除者を合計したものである。

(注3) 平成28年の願書提出者は、第I回短答式試験における願書提出者が7,030人、第II回短答式試験における願書提出者が7,968人となっているところ、第I回、第II回のいずれにも願書を提出した受験者を名寄せして集計したものである。

(参考) 過去の第2次試験結果状況

年 別	願 書 提 出 者 (A)	論 文 式 受 験 者 (B)	合 格 者 (C)	合 格 率	
				(C)/(A)	(C)/(B)
	人	人	人	%	%
平成 7 年	10,414	3,027	722	6.9	23.9
平成 8 年	10,183	3,017	672	6.6	22.3
平成 9 年	10,033	3,147	673	6.7	21.4
平成 10 年	10,006	3,395	672	6.7	19.8
平成 11 年	10,265	3,320	786	7.7	23.7
平成 12 年	11,058	3,381	838	7.6	24.8
平成 13 年	12,073	3,336	961	8.0	28.8
平成 14 年	13,389	3,414	1,148	8.6	33.6
平成 15 年	14,978	3,404	1,262	8.4	37.1
平成 16 年	16,310	3,278	1,378	8.4	42.0
平成 17 年	15,322	3,548	1,308	8.5	36.9
合計	134,031	36,267	10,420	7.8	28.7

(注1) 第2次試験が短答式及び論文式となった平成7年以降の状況

(注2) 昭和24年から平成17年までの累計

願書提出者(A) : 321,580人、合格者(C) : 24,430人、合格率(C)/(A) : 7.6%

2. 年齢別合格者調

区 分	願書提出者 (A)	論 文 式 受 験 者 (B)	合 格 者 (C)	合 格 率		合 格 者 構 成 比
				(C)／(A)	(C)／(B)	
	人	人	人	%	%	%
20歳未満	168	26	13	7.7	50.0	1.2
20歳以上25歳未満	3,343	1,018	565	16.9	55.5	51.0
25歳以上30歳未満	2,383	798	270	11.3	33.8	24.4
30歳以上35歳未満	1,813	589	155	8.5	26.3	14.0
35歳以上40歳未満	1,032	301	57	5.5	18.9	5.1
40歳以上45歳未満	613	177	27	4.4	15.3	2.4
45歳以上50歳未満	386	109	10	2.6	9.2	0.9
50歳以上55歳未満	229	49	7	3.1	14.3	0.6
55歳以上60歳未満	134	31	2	1.5	6.5	0.2
60歳以上65歳未満	79	21	1	1.3	4.8	0.1
65歳以上	76	19	1	1.3	5.3	0.1
合 計	10,256	3,138	1,108	10.8	35.3	100.0

(注) 平成28年11月11日時点の年齢によるもの。

3. 学歴別合格者調

区 分	願書提出者 (A)	論 文 式 受 験 者 (B)	合 格 者 (C)	合 格 率		合 格 者 構 成 比
				(C)／(A)	(C)／(B)	
	人	人	人	%	%	%
大 学 院 修 了	653	222	39	6.0	17.6	3.5
会 計 専 門 職 大 学 院 修 了	847	515	93	11.0	18.1	8.4
大 学 院 在 学	85	21	13	15.3	61.9	1.2
会 計 専 門 職 大 学 院 在 学	131	44	22	16.8	50.0	2.0
大 学 卒 業 (短大含む)	4,835	1,356	449	9.3	33.1	40.5
大 学 在 学 (短大含む)	2,548	727	412	16.2	56.7	37.2
高 校 卒 業	888	184	61	6.9	33.2	5.5
そ の 他	269	69	19	7.1	27.5	1.7
合 計	10,256	3,138	1,108	10.8	35.3	100.0

(注1) 第Ⅰ回、第Ⅱ回のいずれにも願書を提出した受験者については、第Ⅱ回における出願時の申告に基づく区分による。

(注2) 大学院の「修了」、大学及び高校の「卒業」には、見込者を含む。



4. 職業別合格者調

区 分	願書提出者 (A)	論 文 式 受 験 者 (B)	合 格 者 (C)	合 格 率		合 格 者 構 成 比
				(C)／(A)	(C)／(B)	
	人	人	人	%	%	%
会 計 士 補	103	99	8	7.8	8.1	0.7
会 計 事 務 所 員	456	165	56	12.3	33.9	5.1
税 理 士	57	20	3	5.3	15.0	0.3
会 社 員	2,074	386	70	3.4	18.1	6.3
公 務 員	339	72	14	4.1	19.4	1.3
教 員	40	13	3	7.5	23.1	0.3
教育・学習支援者	55	17	6	10.9	35.3	0.5
学 生	3,431	1,013	543	15.8	53.6	49.0
専修学校・ 各種学校受講生	1,658	721	252	15.2	35.0	22.7
無 職	1,770	519	143	8.1	27.6	12.9
そ の 他	273	113	10	3.7	8.8	0.9
合 計	10,256	3,138	1,108	10.8	35.3	100.0

(注) 第Ⅰ回、第Ⅱ回のいずれにも願書を提出した受験者については、第Ⅱ回における出願時の申告に基づく区分による。

5. 財務局別合格者調

区 分	願書提出者 (A)	論 文 式 受 験 者 (B)	合 格 者 (C)	合 格 率		合 格 者 構 成 比
				(C)／(A)	(C)／(B)	
	人	人	人	%	%	%
北 海 道	185	44	12	6.5	27.3	1.1
東 北	280	78	24	8.6	30.8	2.2
関 東	6,358	1,949	692	10.9	35.5	62.5
北 陸	119	40	8	6.7	20.0	0.7
東 海	596	199	67	11.2	33.7	6.0
近 畿	1,834	620	251	13.7	40.5	22.7
中 国	164	46	10	6.1	21.7	0.9
四 国	114	27	7	6.1	25.9	0.6
九 州	92	16	3	3.3	18.8	0.3
福 岡	469	109	32	6.8	29.4	2.9
沖 縄	45	10	2	4.4	20.0	0.2
合 計	10,256	3,138	1,108	10.8	35.3	100.0

(注) 合格者構成比の合計欄の値は、端数処理の関係で各区分の合計と一致しない。

平成 29 年 1 月 16 日  
公認会計士・監査審査会

平成 29 年公認会計士試験第 I 回短答式試験の合格発表について

本日、平成 29 年公認会計士試験第 I 回短答式試験の合格発表を行いました。試験結果の概要、合格者の受験番号等は、次のとおりです。

1. [試験結果の概要](#)
2. [得点階層分布表（総合得点比率）](#)（省略）
3. [正解、満点及び配点](#)（省略）
4. 合格者受験番号（省略）

[\(関東財務局\)](#)

[\(近畿財務局\)](#)

[\(関東財務局及び近畿財務局以外\)](#)

【お問合せ先】

公認会計士・監査審査会事務局  
総務試験室試験担当係

03-5251-7295

## 試験結果の概要

(平成 29 年公認会計士試験第 I 回短答式試験)

(1) 願書提出者数

7,818 人

うち、欠席者 1,773 人 (注)

(注) 受験予定科目全てを欠席した者を指す

(2) 答案提出者数

6,045 人

(3) 合格者数

1,194 人

・ 総点数の 71%以上を取得した者

(4) 総合平均得点比率・科目別平均得点比率

		平均得点比率
総合		51.6%
科目別	財務会計論	44.1%
	管理会計論	51.1%
	監査論	54.7%
	企業法	60.7%

## 平成 28 年度の講演会の開催状況

### (1) 大学生等を対象とする講演

開催日	場所		講師
平成 28 年 6 月 15 日	名古屋大学	愛知県	廣本会長
7 月 14 日	東北大学	宮城県	廣本会長
10 月 6 日	信州大学	長野県	廣本会長
11 月 10 日	九州大学	福岡県	松井委員
11 月 26 日	青山学院大学大学院	東京都	松井委員
12 月 16 日	同志社大学	京都府	松井委員
12 月 21 日	富山大学	富山県	松井委員
平成 29 年 1 月 19 日	明治大学専門職大学院	東京都	廣本会長
1 月 27 日	小樽商科大学	北海道	廣本会長

### (2) 高校生を対象とする講演

開催日	場所		講師
平成 28 年 10 月 20 日	熊本県立熊本商業高等学校	熊本県	廣本会長
平成 29 年 1 月 12 日	福岡県立宇美商業高等学校	福岡県	廣本会長
平成 29 年 3 月 14 日	岩手県立盛岡商業高校	岩手県	廣本会長

平成 28 年 4 月 28 日  
公認会計士・監査審査会

**第 16 回監査監督機関国際フォーラム(ロンドン会合)について**  
**Meeting of the IFIAR (International Forum of Independent Audit Regulators)**

第 16 回監査監督機関国際フォーラム(IFIAR)が下記のとおり開催され、公認会計士・監査審査会からは廣本会長が参加し、最近の監査監督に関する議論に参画し、各監査監督当局と意見交換を実施しました。概要につきましては、IFIAR 事務局によるプレスリリースをご参照ください。

記

1. 日程・開催場所

平成 28 年 4 月 19 日(火)～4 月 21 日(木)  
英国・ロンドン

2. 参加者

▶ メンバー(各国・地域の監査監督機関)は、

アブダビ、アルバニア、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ボツワナ、ブラジル、ブルガリア、カナダ、ケイマン、台湾、クロアチア、チェコ、デンマーク、ドバイ、エジプト、フィンランド、フランス、ドイツ、ジブラルタル、ギリシャ、ハンガリー、インドネシア、アイルランド、イタリア、日本、ジャージー、韓国、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マレーシア、モーリシャス、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、シンガポール、スロバキア、スロヴェニア、南アフリカ、スペイン、スリランカ、スウェーデン、スイス、タイ、トルコ、英国、米国、ロシア (計 51 各国・地域)

上記の内 48 の国・地域が本会合に参加

▶ オブザーバー

バーゼル銀行監督委員会(BCBS)、欧州委員会(EC)、金融安定理事会(FSB)、保険監督者国際機構(IAIS)、証券監督者国際機構(IOSCO)、世界銀行(WB)、公益監視委員会(PIOB)

計 7 国際機関

▶ 議長

ジャニー・ヴァン・ディゲレン 蘭金融市場庁(AFM) 国際監査・会計・政策・基準設定部門長

### 3. 主な議題

- IFIAR 常設事務局を東京に設置することの決定
- 投資家・利害関係者で構成されるアドバイザリーグループの新設
- 基準設定主体と公益監視委員会(PIOB)との連携
- 監査法人のグローバル CEO 等との監査品質に関する議論等

### 4. プレスリリース

- プレスリリース([原文](#)) ・ ([仮訳](#))

IFIAR やその活動に関する更なる情報は、IFIAR ウェブサイト([www.ifiar.org](http://www.ifiar.org))を参照されたい。

#### お問い合わせ先

公認会計士・監査審査会 Tel.:03-3506-6000 (代表)

事務局総務試験室 (内線 2432)

## プレスリリース (仮訳)

### 独立した監査規制当局が新たなボード構造の導入と常設事務局の設立に合意

2016年4月21日—監査監督機関国際フォーラム (IFIAR) の48メンバーは、英国財務報告評議会 (FRC) の主催により英国ロンドンで年次会合に出席し、高品質な監査の世界的推進にあたり共通の利益を促進した。

監査監督機関国際フォーラム (IFIAR) の加盟当局は、日本の東京に常設事務局を設置することを承認した。常設事務局の設置は、2017年4月から新たに導入することが予定されている IFIAR ボードによるガバナンス構造とあわせて、IFIAR の組織的な能力を大いに強化し、監査品質を向上させるための措置を行う能力を高めることになるであろう。

IFIAR 議長であるジャニー・ヴァン・ディゲレンは、次のように述べている。

「これらの変化は、IFIAR の発展において画期的な出来事である。効果的なガバナンスと、組織の継続性を支える専門的かつ専属の常設事務局によって、監査品質や投資家保護に関するグローバルな課題に効果的かつ効率的に対処する能力が強化されるであろう。私は東京において常設事務局をホストすることを申し出た日本に感謝したい。」

### アドバイザー・グループの新設

本会合において、IFIAR は投資家・利害関係者ワーキンググループに対するグローバルなアドバイザー・グループを設立した。このグループの設立によって、IFIAR は監査品質の世界的な向上と投資家保護の促進という IFIAR の目標を共有する投資家、監査委員会、その他主要な利害関係者と進行中の対話に、更なる継続性や深みをもたらすことが可能となる。そして、そのような対話こそが、IFIAR が投資家に最も関連がある監査品質に関する課題に焦点を当てることを可能とする。アドバイザー・グループの初回会合は、監査品質を支える監査委員会の重要な役割に焦点を当てて議論を行った。

### 基準設定主体と公益監視委員会 (PIOB) との連携

IFIAR は IAASB (国際監査・保証基準審議会)、IESBA (国際会計士倫理基準審議会) 及び PIOB (公益監視委員会) の議長と、基準設定がどのように監査品質の向上に資するかにつき、基準の改訂や、利害関係者及び当局者から寄せられたコメントへの適時な対応という観点から議論した。



### 監査法人のグローバルCEOとの監査品質に関する議論

IFIARは6大ネットワーク監査法人のCEOと、向こう4年間でIFIARの年次検査指摘事項報告書にて報告された検査指摘事項を大きく減少させるための取り組みについて、グローバルな観点から議論した。IFIARとCEOは、監査品質にとって重要な議題について議論をし、それには、新たな長文式監査報告書や、監査におけるデータアナリティクスの活用等のテクノロジーの発達、また監査人材とその国境を越える移動に関する課題などが含まれている。

### IFIARについて

監査監督機関国際フォーラム (IFIAR) は、2006年に組織され、アフリカ、北米、南米、アジア、オセアニア、ヨーロッパの51か国・地域の独立した監査監督当局で構成されている。公益に資するとともに投資家の保護を強化するため、IFIARは、世界中の監査品質や規制実務についての対話や知見の共有を行うプラットフォームを提供し、規制活動の協調や一貫性を促す。IFIARに関する更なる情報は、IFIARウェブサイト ([www.ifiar.org](http://www.ifiar.org)) を参照されたい。

## 監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）本会合開催実績

	期 間	場 所	参 加 当 局
第1回	平成19年3月22・23日	東京	22 各国・地域
第2回	平成19年9月24・25日	トロント	21 各国・地域
第3回	平成20年4月9～11日	オスロ	22 各国・地域
第4回	平成20年9月22～24日	ケープタウン	21 各国・地域
第5回	平成21年4月27～29日	バーゼル	30 各国・地域
第6回	平成21年9月14～16日	シンガポール	29 各国・地域
第7回	平成22年3月22～24日	アブダビ	30 各国・地域
第8回	平成22年9月27～29日	マドリッド	37 各国・地域
第9回	平成23年4月11～13日	ベルリン	34 各国・地域
第10回	平成23年9月26～28日	バンコク	29 各国・地域
第11回	平成24年4月16～18日	釜山	32 各国・地域
第12回	平成24年10月1～3日	ロンドン	39 各国・地域
第13回	平成25年4月15～17日	ノールドワイク	42 各国・地域
第14回	平成26年4月7～9日	ワシントンD.C.	44 各国・地域
第15回	平成27年4月21～23日	台北	38 各国・地域
第16回	平成28年4月19～21日	ロンドン	48 各国・地域

(注)平成25年以降、本会合は年1回の開催とし、別途オフィサー、諮問委員会メンバー及びワーキング・グループ議長等による中間会合を開催。

## IFIAR 検査ワークショップ開催実績

	期 間	場 所	参 加 当 局
第 1 回	平成 19 年 5 月 30・31 日	アムステルダム	22 か国・地域
第 2 回	平成 20 年 1 月 29・30 日	ベルリン	20 か国・地域
第 3 回	平成 21 年 2 月 11～13 日	ストックホルム	25 か国・地域
第 4 回	平成 22 年 2 月 9～12 日	パリ	31 か国・地域
第 5 回	平成 23 年 2 月 23～25 日	ワシントン	30 か国・地域
第 6 回	平成 24 年 3 月 5～7 日	アブダビ	32 か国・地域
第 7 回	平成 25 年 3 月 4～6 日	チューリッヒ	38 か国・地域
第 8 回	平成 26 年 3 月 10～12 日	クアラルンプール	36 か国・地域
第 9 回	平成 27 年 3 月 2～4 日	ロンドン	37 か国・地域
第 10 回	平成 28 年 2 月 22～24 日	アブダビ	34 か国・地域
第 11 回	平成 29 年 2 月 8～10 日	アテネ	41 か国・地域

平成 28 年 4 月 22 日

公認会計士・監査審査会

**監査監督機関国際フォーラム・常設事務局の東京設置について**

4月 19 日から 21 日にかけてロンドンで開催された、監査監督機関国際フォーラム (International Forum of Independent Audit Regulators ; IFIAR) の本会合において、IFIAR の常設事務局を東京に設置することが決定されました。

金融庁及び公認会計士・監査審査会は、IFIAR の常設事務局を東京に誘致すべく、様々な活動を行ってきたところですが、これまで誘致活動に対しご協力・ご支持いただきました関係者の皆様に、厚く御礼申し上げます。

IFIAR は 2017 年 4 月の事務局開設を目指しているところ、金融庁及び公認会計士・監査審査会としては、IFIAR の常設事務局が円滑に活動を行っていくことができるよう、総力を挙げて支援を行うとともに、その活動に積極的に貢献していきます。

(注) IFIAR は、2006 年 9 月に設立された監査監督上の連携及び協力を目的とした国際組織であり、公認会計士・監査法人等を監督する 51 か国・地域の当局で構成されています。日本からは、金融庁及び公認会計士・監査審査会が参加しています。

関連サイト: [IFIAR agrees on Permanent Secretariat in Tokyo, Japan](#)

**お問い合わせ先**

公認会計士・監査審査会 Tel: 03-3506-6000 (代表)  
事務局総務試験室 (内線 2432)

## 日本 IFIAR ネットワーク会員

### 【会計監査税務】

- 日本監査研究学会
- 日本監査役協会
- 日本公認会計士協会  
日本税理士会連合会
- 日本内部監査協会

### 【経済界】

- 経済同友会
- 日本経済団体連合会

### 【金融資本市場】

- 金融先物取引業協会
- 国際銀行協会 (IBA)
- 信託協会
- 生命保険協会
- 全国銀行協会
- 第二種金融商品取引業協会
- 投資信託協会
- 日本証券アナリスト協会
- 日本証券業協会
- 日本損害保険協会
- 日本投資顧問業協会
- 日本取引所グループ
- 日本 IR 協議会

### 【その他】

- 日本弁護士連合会

### 【オブザーバー】

- 東京都

(注)各分類内で 50 音順

2017 年 3 月末時点 計 21 会員 22 団体

○印は、ネットワークの行事を企画する企画委員会  
に所属する会員。計 9 会員。

平成 28 年 4 月 21 日

公認会計士・監査審査会/金融庁

**監査監督上の協力に関するフランス会計監査役高等評議会(H3C)との書簡交換について**

1. 平成 28 年 4 月 15 日、公認会計士・監査審査会と金融庁は、フランス会計監査役高等評議会(H3C:Haut Conseil du commissariat aux comptes)と監査監督上の協力に関する書簡の交換を行いました。
  - ・ 監査監督上の協力に関する書簡(英語)(PDF)
  - ・ 監査監督上の協力に関する書簡(日本語)(PDF)
2. 本書簡の交換は、グローバル化した資本市場の特質を踏まえ、両国の資本市場における投資者を保護し、監査に対する信頼を向上させるため、両当局の連携を強化、促進することを目的にしています。
3. 本書簡の交換により、両国の監査監督当局は、相手当局からの要請により、監査監督上の情報交換を行うことができることとなります。
4. 主な内容は、以下のとおりです。
  - ・ 両当局間において、外国監査法人等に対する検査及び調査等に関する情報交換を可能とすること
  - ・ 相手国に登録・届出を行った又は行おうとしている外国監査法人等に対して重要な監督上の措置を取る場合には、事前又は直後に、互いに通知するよう最善の努力をすること
  - ・ その他、交換した情報に関する守秘義務等

**問い合わせ先**

公認会計士・監査審査会 Tel:03-3506-6000(代表)  
事務局総務試験室(内線 2432)

金融庁 Tel:03-3506-6000(代表)  
総務企画局総務課国際室(内線 3835)  
総務企画局企業開示課(内線 3673、3666)



FINANCIAL SERVICES AGENCY  
Government of Japan



Certified Public Accountants and  
Auditing Oversight Board

Ms. Christine GUEGUEN  
Chair  
Haut Conseil du Commissariat aux Comptes  
10 rue Auber, 75009 Paris  
France

15 April 2016

Dear Ms. GUEGUEN

**SUBJECT: EXCHANGE OF LETTERS BETWEEN THE *FINANCIAL SERVICES AGENCY AND CERTIFIED PUBLIC ACCOUNTANTS AND AUDITING OVERSIGHT BOARD (JFSA/CPAAOB)* IN JAPAN AND THE *HAUT CONSEIL DU COMMISSARIAT AUX COMPTES (H3C)* IN FRANCE ON MUTUAL COOPERATION AND THE EXCHANGE OF INFORMATION RELATED TO THE OVERSIGHT OF AUDITORS**

1. The Financial Services Agency (“JFSA”) and Certified Public Accountants and Auditing Oversight Board (“CPAAOB”) in Japan and the Haut Conseil du commissariat aux comptes in France (“H3C”) recognise the need for the exchange of Information and mutual cooperation in matters related to the oversight of the Auditors subject to the regulatory jurisdictions of both the JFSA/CPAAOB and the H3C. Cooperation would be mutually beneficial with a view to improving the quality, accuracy and reliability of the audit of public companies through audit regulation and auditor oversight and to ensuring the soundness of the securities markets and the investor protection in both jurisdictions. It is especially acknowledged that enhancing the exchange of Information between the Authorities is important in view of the globalization of financial markets and the increasing cross-border activities in securities transactions.
2. The Authorities recognise the need for mutual cooperation in matters related to the oversight of Auditors that are subject to the regulatory jurisdictions of both Authorities and who provide an audit report concerning the annual or consolidated accounts of a company with securities issued or traded on a market in the other Authority’s regulatory jurisdiction. The purpose of this Letter

1

TH

is to facilitate mutual cooperation between the Authorities to the extent permitted by their respective national laws in the area of public oversight of such Auditors.

3. In this context, the Authorities:

- Recognise that the European Commission has decided upon the adequacy referred to in Article 47, paragraph 1(c) of the Directive 2006/43/EC in respect of Japan in the Commission Decision of 5 February 2010 on the adequacy of the competent authorities of certain third countries pursuant to Directive 2006/43/EC of the European Parliament and of the Council;
- Acknowledge the Certified Public Accountants Act (“CPA act”) in Japan under which the JFSA/CPAAOB in certain conditions is allowed to transfer to the H3C Information relating to Auditors that fall within the regulatory jurisdiction of both Authorities;
- Acknowledge the Commercial Code in France which allows the H3C under certain conditions to transfer to the JFSA/CPAAOB Information relating to auditors that fall within the regulatory jurisdiction of both Authorities;
- Recognise that the transfer of personal data from the H3C to the JFSA/CPAAOB has to be in accordance with the Act n°78-17 of 6 January 1978 relating to information technology, data files and freedoms implementing Directive 95/46/EC, and in particular Chapter IV of Directive 95/46/EC;
- Recognise that the transfer of personal data from the JFSA/CPAAOB to the H3C has to be in accordance with the Act on the Protection of Personal Information Held by Administrative Organs; and
- Confirm that the framework of cooperation between the Authorities consist of the ‘Exchange of Letters’ and the attached Annex: Framework between the JFSA/CPAAOB and the H3C on the transfer of certain personal data.

## I DEFINITIONS

4. For the purpose of this Letter,

“**Auditor**” means a natural person or an audit firm that falls within the regulatory jurisdictions of both Authorities;

“**Authority**” or “**Authorities**” means the JFSA/CPAAOB in Japan and/or the H3C in France;

“**Information**” means public and non-public information which includes but is not limited to (1) the outcome of Inspections and Investigations, including information on firm-wide quality control procedures and engagement reviews, and (2) audit working papers or other documents held by Auditors, provided that the information relates to matters that are subject to the regulatory jurisdictions of both Authorities;



“**Inspections**” refers to external quality assurance reviews of Auditors generally undertaken on a regular basis with the aim of enhancing audit quality;

“**Investigations**” refers to non-criminal investigations in response to a specific suspicion of infringement or violation of laws, rules or regulations related to audit oversight;

“**Laws or Regulations**” means any laws, rules or regulations in force in the respective countries of the Authorities.

## II COOPERATION

### *Exchange of Information*

5. Cooperation may include the exchange of Information between Authorities for the purposes permitted or required by Laws or Regulations on public oversight, Inspections, and Investigations of Auditors.
6. The Authorities acknowledge that under French law auditors are not allowed to transfer non-public information directly to the JFSA/CPAAOB, but shall transfer such information through the H3C.
7. In cases where non-public information requested may be maintained by, or available to, another Authority within the country of the requested Authority, the Authorities will endeavour to provide the information requested, to the extent permitted by Laws or Regulations in their respective countries.
8. An Authority will endeavour to inform the other Authority, within a reasonable amount of time, of a sanction or disciplinary measure it has imposed on an Auditor that falls within the regulatory jurisdiction of both Authorities and which relates to a systemic defect in the quality of the audit work of such Auditor.

### *Requests for Information*

9. Requests will be made in writing (including email) and addressed to the contact person of the requested Authority.
10. The requesting Authority should specify the following:
  - (a) the Information requested;
  - (b) the purposes for which the Information will be used;
  - (c) the reasons why the Information is needed and, if applicable, the relevant provisions that may have been violated;
  - (d) an indication of the date by which the Information is needed;

- (e) to the best of the knowledge of the requesting Authority, an indication of whether the Information requested might be subject to further use or disclosure under paragraphs 15 to 20.

*Execution of requests for Information*

11. Each request will be assessed on a case by case basis by the requested Authority to determine whether Information can be provided under the terms of this Letter. Each Authority will endeavour to provide a prompt and adequate response to Information requests from the other Authority. In order to avoid unnecessary delay, the requested Authority will provide appropriate parts of the requested Information as they become available. In any case where the request cannot be met in full within the desired time period, the requested Authority will inform the requesting Authority accordingly and will consider whether other relevant Information or assistance can be given.
12. The requested Authority may refuse to act on a request where:
- (a) it concludes that the request is not in accordance with this Letter;
  - (b) acceding to the request would contravene the laws, rules, or regulations of the requested Authority's country including, for example, those related to business confidentiality;
  - (c) it concludes that it would be contrary to the public interest of the requested Authority's country for assistance to be given;
  - (d) the provision of Information would adversely affect the sovereignty, security or public order of the requested Authority's country;
  - (e) judicial proceedings have already been initiated in respect of the same actions and against the same persons before the Authorities of the country of the requested Authority; or
  - (f) It would burden the requested Authority disproportionately.
13. The requested Authority will promptly inform the requesting Authority of the reasons why it refuses to act on a request made under this Letter.
14. Communication between Authorities will be in English. If the requested Authority needs to provide Information and/or documents in a language other than English, the requested Authority will inform the other Authority to that effect in advance. When Information and/or documents provided are in a language other than English, the requesting Authority bears the costs of translation.

**III CONFIDENTIALITY**

15. Each Authority will keep confidential all non-public information received or created in the course of cooperation, to the extent consistent with its Laws or Regulations. In application of Article 100

of the National Public Service Act in Japan and Article L. 821-3-1 of the Commercial Code and the provisions of the Penal Code in France respectively bind employees and the former employees of the Authorities to official secrecy or restrict the disclosure of information provided in respect of audit regulation and oversight. The confidentiality prescribed in this Letter should also apply to all persons who are or have been involved in the governance of the Authorities or otherwise associated with the Authorities.

#### IV USE OF NON-PUBLIC INFORMATION

16. The Authorities may use the non-public information received or created in the course of cooperation only for the exercise of their functions of public oversight, Inspections or Investigations of Auditors. If any Authority intends to use the non-public information received or created in the course of cooperation for any purpose *other* than those stated in the request under paragraph 10, it must obtain the prior written and specific consent of the requested Authority. If the requested Authority consents to the use of the non-public information for a purpose other than that stated, it may subject it to conditions.

#### V EXCEPTIONS TO CONFIDENTIALITY

17. In the event an Authority is required to disclose the non-public information received in order to comply with its obligations under its domestic Laws or Regulations or by a court order, it will provide reasonable advance written notice to the other Authority prior to its disclosure, stating the reasons as to why the Authority is required to disclose such information.
18. If the other Authority objects to the disclosure referred to in paragraph 17, the Authority will make its best efforts to resist the disclosure of the non-public information and will provide assistance to the objecting Authority in its own efforts to resist disclosure.
19. Information received should not be used in criminal proceedings carried out by a court or judge, including as evidence in criminal court. In the case that such use is needed by law, an additional request must be made in accordance with procedures prescribed in the relevant law for international mutual assistance in a criminal investigation.
20. An Authority that intends to disclose to a third party any non-public information received or created in the course of cooperation, other than in cases referred to in paragraph 17, must obtain the prior written and specific consent of the Authority which provided the Information. The Authority which intends to disclose this Information should indicate the reasons and the purposes for which the Information would be disclosed. The requested Authority may make its consent to the disclosure of the non-public information subject to conditions.

## VI THE TRANSFER OF PERSONAL DATA

21. The transfer of personal data pursuant to this Letter is subject to the framework set forth in the Annex to this Letter. This Annex has the same legal status as this Letter.

## VII OTHER

22. This Letter does not create any binding legal obligations, nor does it modify or supersede any Laws or Regulations in Japan or France. This Letter does not give rise to a right on the part of the the JFSA/CPAAOB, H3C or any other governmental or non-governmental entity or any private person to challenge, directly or indirectly, the degree or manner of cooperation between the JFSA/CPAAOB and the H3C.
23. This Letter does not prohibit the Authorities from taking measures with regard to the oversight of Auditors that are different from or in addition to the measures set forth in this Letter. In all instances the Authorities will endeavour to notify each other prior to or immediately after taking any significant public oversight measures.
24. The Authorities will, at the request of either Authority, consult on issues related to the matters covered by this Letter, and otherwise exchange views and share experiences and knowledge gained in the discharge of their respective duties to the extent consistent with their respective Laws or Regulations. The Authorities also express their willingness to hold a dialogue or exchange views about matters of common interest and concern as appropriate, with a view to deepening mutual understanding between the Authorities.
25. The Authorities may consult informally, at any time, about a request or proposed request or about any Information provided.
26. The Authorities may consult and revise the terms of this Letter in the event of a substantial change in the laws, regulations or practices affecting the operation of this Letter, or if the Authorities themselves wish to modify the terms of their cooperation.

## VIII DURATION

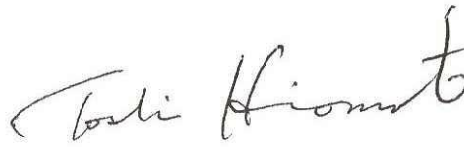
27. This Letter will be commenced from the date of signature.
28. The cooperation under this Letter may be terminated by either Authority at any time upon giving at least thirty days prior written notice to the other Authority. If either Authority gives such notice, the cooperation under this Letter will continue with respect to all requests that were made before the effective date of notification until the requesting Authority terminates the matter for which assistance was requested. The Authorities will continue to maintain as confidential, consistent with sections III and IV, any information and/or documents exchanged pursuant to this Letter.

29. This Letter will be drawn up in English, French and Japanese. In case of doubt regarding the different interpretation of this Letter due to the different versions of language, the Authorities will deal with the issue as efficiently as possible and in accordance with the basic principles of this Letter.

Yours Sincerely,



Mr. Nobuchika Mori  
Commissioner  
Financial Services Agency  
Government of Japan  
3-2-1 Kasumigaseki  
Chiyoda-ku, Tokyo  
Japan 100-8967



Dr. Toshiro Hiromoto  
Chairperson  
Certified Public Accountants and  
Auditing Oversight Board  
Government of Japan  
3-2-1 Kasumigaseki  
Chiyoda-ku, Tokyo  
Japan 100-8905

**ANNEX: FRAMEWORK BETWEEN THE JFSA/CPAAOB AND THE H3C  
ON THE TRANSFER OF CERTAIN PERSONAL DATA**

The Financial Services Agency of Japan (“JFSA”) and Certified Public Accountants and Auditing Oversight Board (“CPAAOB”) in Japan and the Haut Conseil du commissariat aux comptes (“H3C”) in France

- Recognising that the transfer of Personal Data from the H3C to the JFSA/CPAAOB has to be in accordance with the Act n°78-17 of 6 January 1978 relating to information technology, data files and freedoms implementing Directive 95/46/EC, and in particular Chapter IV of Directive 95/46/EC;
- Recognising that the transfer of Personal Data from the JFSA/CPAAOB to the H3C has to be in accordance with the *Act on the Protection of Personal Information Held by Administrative Organs*;

have concurred on the following framework.

## **I. DEFINITIONS**

For the purpose of this framework

“**Auditor**” means a natural person or an audit firm that falls within the regulatory jurisdictions of both Authorities;

“**Authority**” or “**Authorities**” means the JFSA/CPAAOB in Japan and/or the H3C in France;

“**Controller**” means, in the case of Personal Data processed in the Authority of the home jurisdiction of the Data Subject and transferred to the other Authority, the other Authority which alone or jointly determines the purposes and means of the Processing of Personal Data;

“**Data Protection Directive**” means Directive 95/46/EC of the European Parliament and of the Council of 24 October 1995 on the protection of individuals with regard to the Processing of Personal Data and on the free movement of such data; The “**French Data Protection Act**” means the Act n°78-17 of 6 January 1978 relating to information technology, data files and freedoms.

“**Exchange of Letters**” (“EoL”) means the document, dated 15 April 2016, and exchanged by the Authorities to facilitate mutual cooperation and the exchange of Information related to the oversight of auditors;

“**Laws or Regulations**” means any laws, rules or regulations in force in the respective countries of the Authorities;

“**Personal Data**” means any Information transferred from the other Authority relating to an identified or identifiable natural person (“Data Subject”); an identifiable person is one who can be identified, directly or indirectly, in particular by reference to an identification number or to one or more factors specific to his/her physical, physiological, mental, economic, cultural or social identity;

“**Processing of Personal Data**” (“Processing”) means any operation or set of operations which is performed upon Personal Data, whether or not by automatic means, such as collection, recording, organisation, storage, adaptation or alteration, retrieval, consultation, use, disclosure by transmission, dissemination or otherwise making available, alignment or combination, blocking, erasure or destruction;

“**Processor**” means a natural or legal person, public authority, agency or any other body which processes Personal Data on behalf of the Controller;

“**Sensitive data**” means data revealing racial or ethnic origin, political opinions, religious or philosophical beliefs or trade union membership and data concerning health or sex life and data relating to offences, criminal convictions or security measures in relation to individuals;

“**Third Party**” means any natural or legal person, public authority, agency or any other body other than the Data Subject, the JFSA/CPAAOB, the H3C, and the persons who, under the direct authority of the above, are authorized to process the data.

## II. DATA PROCESSING PRINCIPLES

The Authorities confirm that the transmission of Personal Data by the data providing Authority to the data requesting Authority will be governed by the following items:

**1. Purpose limitation:** Personal Data transmitted by the data providing Authority to the data requesting Authority may only be processed by the data requesting Authority if necessary for the purposes permitted or required by Laws or Regulations on public oversight, inspections or investigations of Auditors. The onward transfer of such data, which may be for other purposes, is governed by paragraph 7 below.

The Authorities acknowledge that they primarily seek the names, and Information relating the professional activities, of the individual persons who were responsible for or participated in the audit engagements selected for review during an inspection or who play a significant role in the firm’s management and quality control. Such Personal Data as well as other Personal data will only be used in order to assess the degree of compliance of the registered/notified Auditor and its associated persons with the applicable Laws or Regulations and to enforce compliance with these Laws or Regulations.

If the data receiving Authority intends to use Information received from the data providing Authority for any purpose other than those stated in the request, it must obtain the prior written specific consent of the data providing Authority. If the data providing Authority

consents to the use of Information for a purpose other than those stated, it may subject its consent to conditions.

The Authorities will apply the principle of data anonymization and minimization, which means that transfers of Personal Data will take place on a case-by-case basis only, when strictly necessary for the purpose of carrying out the EoL on mutual cooperation and the exchange of Information related to the oversight of auditors.

**2. Data quality and proportionality:** All Authorities will endeavour to ensure that it transmits to the other Authority Personal Data that is accurate. Each Authority will inform the other Authority if it learns that previously transmitted Information was inaccurate and/or must be updated. In such case the other Authority will make any appropriate corrections in its files.

All Authorities will endeavour to ensure that the Personal Data requested and transferred is adequate, relevant and not excessive in relation to the purposes for which they are transferred and further processed.

The Personal Data must be kept in a form which permits identification of Data Subjects for no longer than is necessary for the purposes for which the data were collected or for which they are further processed, or for such time as otherwise required by applicable Laws or Regulations. The Authorities will have in place appropriate record disposal procedures for all Information received pursuant to the EoL and this Letter.

**3. Transparency:** The H3C will provide to Data Subjects Information relating to the transfer and further Processing of Personal Data as required by the Data Protection Directive and the French Data Protection Act. The Authorities acknowledge that the purpose and use by the JFSA/CPAAOB of the Personal Data are as set forth in the Certified Public Accountants Act.

**4. Security and confidentiality:** The Authorities have provided Information describing technical and organizational security measures deemed adequate by the Authorities to guard against accidental or unlawful destruction, loss, alteration, disclosure of, or access to the Personal Data.

The Authorities will update the Information if changes are made to its technical and organisational security measures that would weaken the protection provided for Personal Data.

Any person acting under the authority of the data Controller, including a Processor will not process the data except at the data Controller's request.

**5. Rights of access, rectification or deletion:** A Data Subject whose Personal Data has been transferred to the data receiving Authority may request that the data providing Authority identify any Personal Data that has been transferred to the data receiving Authority and request that the data providing Authority confirm with the data receiving Authority that the data is complete, accurate and, if applicable, up-to-date and the Processing is in accordance with the data processing principles in this Framework. If the data turns out to be incomplete, inaccurate or outdated or the processing is not in accordance with the data processing



principles in this Framework, the Data Subject may make a request for rectification, erasure or blocking the data, through the data providing Authority.

However in the context of the JFSA/CPAFOB exercise of its official regulatory authority pursuant to the relevant legislations, and that the rights of Data Subjects to access Personal Data held by the JFSA/CPAFOB therefore may be restricted in order to safeguard the JFSA/CPAFOB ability to monitor, inspect or otherwise exercise its regulatory functions with respect to the Auditors, including associated persons and other relevant individuals<sup>1</sup>, under its regulatory jurisdiction.<sup>2</sup>

**6. Sensitive Data:** Sensitive Data will not be transferred between the Authorities except with the consent of the Data Subject.

**7. Onward transfer:** In the event that the data receiving Authority intends to transfer any Personal Data to a Third Party, the data receiving Authority will comply with the process set forth in section V of the EoL. It will be the responsibility of the Authorities to provide relevant Information to the Data Subject, if required by relevant Laws or Regulations in the jurisdiction of the data providing Authority. The Authorities have provided Information describing the applicable Laws or Regulations on onward transfer of confidential information.

**8. Redress:** The Authorities acknowledge that they have provided information describing the consequences for the unlawful disclosure of non-public or confidential information. Any violations will be reported to the data providing Authority and if required by law to the appropriate personal data protection authority in each jurisdiction.

---

<sup>1</sup> E.g. Chief Executive Officer, Chief Financial Officer or internal auditor of the audit client.

<sup>2</sup> The JFSA/CPAFOB may restrict such rights in limited cases of information (Article 14 of the Act on the Protection of Personal Information Held by Administrative Organs).



会計監査役高等評議会  
クリスティーヌ・ゲゲン会長  
フランス共和国 75009  
パリ市オーベール通り 10

2016年4月15日

ゲゲン会長 殿

日本国金融庁及び公認会計士・監査審査会（金融庁/審査会）とフランス会計監査役高等評議会（H3C）の監査人監督に関する相互協力及び情報交換についての書簡交換

1. 日本国金融庁及び公認会計士・監査審査会（以下、「審査会」）とフランス会計監査役高等評議会（H3C）は、金融庁/審査会及び H3C 双方の規制権限の対象となる監査人の監督に関する事項において情報交換と相互協力の必要性を認識する。協力は、監査規制及び監査人監督を通じた公開会社に対する監査の品質、正確性及び信頼性の向上の観点、並びに両国における証券市場の健全性の確保及び投資家保護の観点から、相互に有益である。特に、金融市場のグローバル化及び証券取引におけるクロスボーダーの活動の増加を踏まえ、両当局間の情報交換の強化が重要であると認められる。
2. 両当局は、両当局の規制権限の対象となり、相手当局の規制権限の下にある市場において証券が発行又は取引されている企業の年次もしくは連結会計に関する監査報告書を提供する監査人の監督に関する事項において相互協力が必要であると認識する。本書簡の目的は、そのような監査人の公的監督の領域において、それぞれの国内法によって許容される範囲で、両当局間の相互協力を促進することである。
3. これに関連して、両当局は
  - 欧州議会及び閣僚理事会の指令 2006/43/EC に基づく特定の第三国の法的権能を有する当局の同等性に関する 2010 年 2 月 5 日の委員会決定において、欧州委員会は、指令 2006/43/EC の第 47 条パラグラフ 1(c)における同等性を日本について決定したことを認識し、
  - 日本国公認会計士法に基づき、金融庁/審査会は、然るべき条件の下で、両当局の規制権限の範囲内にある監査人に関する情報を H3C に移転することが許可されていることを認め、

! *AK* TH

- フランス商法典に基づき、H3C は、然るべき条件の下で、両当局の規制権限の範囲内にある監査人に関する情報を金融庁/審査会に移転することが許可されていることを認め、
- H3C から金融庁/審査会への個人情報の移転は、指令 95/46/EC、特に同指令第 4 章の実施に関する情報技術、データファイル及び自由に関する 1978 年 1 月 6 日法令第 78-17 号に従って行なわれなければならないことを認識し、
- 金融庁/審査会から H3C への個人情報の移転は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に従って行なわれなければならないことを認識し、
- 両当局間の協力枠組みは「書簡交換」及び添付の附属書「特定の個人情報の移転に関する金融庁/審査会及び H3C 間の枠組み」から構成されることを確認する。

## I 定義

### 4. 本書簡において、

「監査人」は、両当局の規制権限の範囲内にある自然人又は監査法人を意味する。

「当局」又は「両当局」は、日本国金融庁/審査会若しくはフランス H3C 又はその両方を意味する。

「情報」は、公表及び非公表の情報であり、その情報が両当局の規制権限の対象となる事項に関係するものである場合に、（1）監査法人全体の品質管理手続及び監査業務レビューに関する情報を含む検査及び調査の結果、並びに（2）監査人の保有する監査調書又はその他の文書が含まれるが、これらに限定されるものではない。

「検査」は、監査品質の向上のため、通常定期的に行われる監査人に対する外部の品質保証レビューを指す。

「調査」は、監査監督に関する法令、規則又は規制の抵触又は違反についての具体的な嫌疑に対する、非刑事手続上の調査を指す。

「法令等」はそれぞれの当局の属する国において効力を有する法令、規則又は規制を意味する。

## II 協力

### 情報交換

5. 協力は、監査人に対する公的監督、検査及び調査に関し、法令等によって許容又は要請された目的のために行う当局間の情報交換を含む。
6. 両当局は、フランス法の下で監査人は非公表情報を金融庁/審査会に直接移転することは許可されておらず、H3C を通じて情報を移転しなければならないことを認識する。

7. 要請された非公表情報が被要請当局の国内の別の当局によって管理され又は利用されている場合、両当局は、各々の国における法令等で許容される範囲で、要請された情報を提供するように努力する。
8. 一方当局は、両当局の規制権限の範囲内にある監査人に課した制裁又は懲戒処分であって、監査業務の品質における構造的な欠陥に係るものについては、合理的な期間内に他方当局に通知するように努力する。

#### 情報要請

9. 要請は書面（電子メールを含む）によって行うこととし、被要請当局の担当者へ送付するものとする。
10. 要請当局は以下の事項を特定しなければならない。
  - (a) 要請する情報
  - (b) 情報の使用目的
  - (c) 情報が必要とされる理由、及び、該当する場合には、違反があった可能性がある関連規定
  - (d) 情報の取得期限
  - (e) 要請当局が知る限りにおいて、その要請する情報がパラグラフ 15 から 20 の下で、更に利用又は開示される可能性があるか

#### 情報要請の実施

11. 各々の要請は、本書簡の条項に基づき情報の提供が可能かどうかを決定するため、被要請当局によって個別に評価される。各当局は、相手当局からの情報提供要請に対し、迅速で適切な回答を提供するように努める。不要な遅延を避けるため、被要請当局は、要請された情報の適切な部分が提供可能になり次第、それらを提供する。要望された期限内に要請を完全に履行できない場合には、被要請当局は要請当局に対しその旨を通知し、他の関連する情報又は支援の提供が可能か検討する。
12. 被要請当局は、以下の場合に要請に応じることを拒否することができる。
  - (a) 要請が本書簡に従っていないと判断される場合
  - (b) 要請に応じることが、例えば営業上の守秘義務に関するもの等、被要請当局の属する国の法律、規則又は規制に反することになる場合
  - (c) 支援を提供することが、被要請当局の属する国の公益に反すると判断される場合
  - (d) 情報を提供することが、被要請当局の属する国の主権、安全、社会的秩序に悪影響を及ぼすことになる場合
  - (e) 要請当局が要請する前に、同一の行為に関し、同一の人物に対して、司法手続きが既に開始されている場合
  - (f) 被要請当局に過度の負担が生じる場合
13. 被要請当局は要請当局に対し、本書簡に基づく要請に応じることを拒否する理由を速やかに通知する。

14. 当局間の連絡は英語で行うものとする。被要請当局は、英語以外の言語で情報若しくは文書又はその両方を提供する必要がある場合、相手当局に対してその旨を事前に通知する。情報若しくは文書又はその両方が英語以外の言語で提供される場合、要請当局が翻訳費用を負担する。

### III 守秘義務

15. 当局は、法令等に合致する範囲で、協力の過程で受領又は作成された全ての非公表情報の機密を保持する。日本の国家公務員法第 100 条並びにフランスの商法典第 L.821-3-1 条及び刑法典の規定はそれぞれ、両当局の現在及び過去の職員に守秘義務を課し、又は監査規制及び監督に関して提供された情報の開示を制限する。本書簡に規定された守秘義務は、現在若しくは過去に両当局のガバナンスに関与し、又は現在若しくは過去に両当局に関係したことがある全ての者に適用される。

### IV 非公表情報の利用

16. 両当局は、監査人の公的監督、検査又は調査の機能を果たすためにのみ、協力の過程で受領又は作成された非公表情報を使用することができる。もしいずれの当局が、協力の過程で受領又は作成された非公表情報を、パラグラフ 10 に基づく要請の中で記載された以外の目的で利用しようとする場合には、あらかじめ被要請当局の書面による明確な同意を得なければならない。被要請当局が、記載された目的以外の目的での非公表情報の利用に同意する場合、情報の利用に関して条件を付すことができる。

### V 守秘義務の例外

17. 当局が、国内法令等の下での義務を果たすため又は裁判所の命令により、受領した非公表情報を開示することを求められた場合には、相手当局に対して、開示の前に十分な時間的余裕をもって書面による通知を行い、当該情報の開示が求められた理由を述べるものとする。
18. パラグラフ 17 で言及された開示について相手当局が反対する場合には、当局は非公表情報の開示に抵抗するべく最大限の努力をし、反対する相手当局が自ら開示に抵抗する努力を支援する。
19. 受領された情報は、刑事裁判における証拠として使用することを含め、裁判所や裁判官によって行われる刑事手続に使用されてはならない。そうした使用が法律によって要求される場合、刑事捜査における国際刑事共助関連法に規定される手続に従って、追加の情報要請がなされなければならない。
20. 当局は、協力の過程で受領又は作成された非公表情報を第三者に開示しようとする場合には、パラグラフ 17 に言及された場合を除き、情報を提供した当局から、事前に書面にて明確な同意を得なければならない。本情報を開示しようとする当局は、情報開示の理由及び目的を示さなければならない。被要請当局は非公表情報の開示に同意するに際し、条件を付すことができる。

## VI 個人情報情報の移転

21. 本書簡に基づく個人情報情報の移転は、本書簡の附属書に規定された枠組みに従う。この附属書は本書簡と同様の法的位置づけを有する。

## VII その他

22. 本書簡は、いかなる拘束力のある法的義務も生じさせず、日本又はフランスのいかなる法令等を変更し又はそれに優越するものでもない。本書簡は、金融庁/審査会、H3C 又はその他いかなる政府機関若しくは非政府機関又はいかなる私人に対しても、直接又は間接に、金融庁/審査会と H3C 間の協力の程度又は方法について異議を申し立てる権利を生じさせるものではない。
23. 本書簡は、監査人の監督に関して、両当局が本書簡に規定される措置とは異なる措置又はそれに加えて行う措置を取ることを妨げるものではない。あらゆる場合において、両当局は、公的監督上の重要な措置に先行して又はその直後に、互いに通知するよう努力するものとする。
24. 両当局は、一方の当局の要請に応じて、本書簡に含まれる事項に関連する課題について協議を行い、意見を交換し、それぞれの法令等に合致する範囲でそれぞれの職務から得られた経験及び知識を共有する。両当局は、相互理解を深めるため、必要に応じて共通の関心事項や懸念事項について対話又は意見交換を実施する意志を表明する。
25. 両当局は、要請若しくは提案された要請について又は提供された情報について、いつでも非公式に協議することができる。
26. 両当局は、本書簡の実施に影響を与える法律、規制若しくは慣行に相当程度の変更があった場合、又は両当局が協力内容の変更を希望する場合には、本書簡の内容について協議及び改正を行うことができる。

## VIII 期間

27. 本書簡は署名日より効力を生じる。
28. 本書簡の下での協力は、30 日前までに相手当局への書面通知を行なうことにより、いつでも、どちらの当局によっても終了させることができる。どちらかの当局がそのような通知を行った場合には、要請当局が支援を要請した事項を終結させるまでの間、本書簡の下での協力は、通知日以前に行なわれた全ての要請に関して継続される。両当局は、本書簡に従い交換されたいかなる情報若しくは文書又はその両方について、セクション III 及び IV に従い、機密を保持し続ける。

29. 本書簡は英語、フランス語及び日本語で作成される。言語の相違による本書簡の異なる解釈に関して疑義が生じた場合は、両当局は本書簡の基本原則に沿って、可能な限り効率的に問題に対処する。

敬 具

森 信親

金融庁長官  
森 信親

100-8967  
東京都千代田区霞ヶ関 3-2-1

廣本 敏郎

公認会計士・監査審査会会長  
廣本 敏郎

100-8905  
東京都千代田区霞ヶ関 3-2-1

## 附属書：

### 特定の個人情報の移転に関する日本国金融庁/公認会計士・監査審査会及び フランス会計監査役高等評議会の間の枠組み

日本国金融庁及び公認会計士・監査審査会（以下、「審査会」）とフランス会計監査役高等評議会（H3C）は、

- H3C から金融庁/審査会への個人情報の移転は、指令 95/46/EC、特に同指令第 4 章の実施に関する情報技術、データファイル及び自由に関する 1978 年 1 月 6 日法令第 78-17 号に従って行なわれなければならないことを認識し、
- 金融庁/審査会から H3C への個人情報の移転は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に従って行なわれなければならないことを認識し、

以下の枠組みに同意した。

## I. 定義

本枠組みにおいて、

「監査人」は、両当局の規制権限の範囲内にある自然人又は監査法人を意味する。

「当局」又は「両当局」は、日本国金融庁/審査会若しくはフランス H3C 又はその両方を意味する。

「管理者」は、個人情報情報が情報当事者の母国当局において処理され、相手当局に移転される場合における、個人情報の取扱いの目的及び方法を単独又は共同で決定する相手当局を意味する。

「情報保護指令」は、個人情報取扱いに係る個人の保護及び当該情報の自由な移動に関する 1995 年 10 月 24 日の欧州議会及び閣僚理事会による指令 95/46/EC を意味する。

「フランス情報保護法」は情報技術、データファイル及び自由に関する 1978 年 1 月 6 日法令第 78-17 号を意味する。

「書簡交換（EoL）」は、監査人の監督に関する相互協力及び情報交換を促進するため、2016 年 4 月 15 日に両当局間で交換された文書を意味する。

「法令等」はそれぞれの当局の属する国において効力を有する法令、規則又は規制を意味する。

「個人情報」は、特定された又は特定可能な自然人（以下、「情報当事者」）に関して、相手当局から移転された情報を意味する。特定可能な個人とは、特に識別番号又は身体的、生理的、精神的、経済的、文化的、又は社会的特徴に関する 1 つ以上の要素を参照することによって、直接又は間接に、特定され得る者を意味する。

「個人情報の処理」（以下、「処理」）は、自動的な手段であるか否かに関わらず、個人情報に対して実施された作業又は一連の作業を意味し、収集、記録、編纂、保存、適合又は変更、復元、協議、使用、移転又は配布又はその他手段による開示、配列又は結合、遮断、消去、破棄等を意味する。



「処理者」は、管理者の代理として個人情報処理を行う自然人若しくは法人、公的当局、機関又はその他の団体を意味する。

「機微情報」は、人種若しくは民族的出自、政治的見地、信教、思想又は労働組合への加入を示す情報、保健又は性生活に関する情報、及び個人に係る違反、犯罪歴、又は保安措置についての情報を意味する。

「第三者」は、情報当事者、金融庁/審査会、H3C以外の自然人若しくは法人、公的当局、機関又はその他の団体、及びこれらの団体の直接の権限下で情報を処理する者を意味する。

## II. 情報処理に関する原則

両当局は、情報提供当局から情報要請当局への個人情報の移転は、以下の事項によって規定されることを確認する。

1. 目的の制限：情報提供当局によって情報要請当局に移転された個人情報は、監査人の公的監督、検査又は調査に係る法令等により許可又は要請される目的のために必要な場合に、情報要請当局によってのみ処理される。そのような情報の第三者移転は、他の目的のために行われるものも含めて、パラグラフ7によって規定される。

両当局は、主として、検査時にレビュー対象となった個別監査業務に責任を有し若しくは従事した者又は監査法人の経営及び品質管理において重要な役割を果たす者の氏名及び職務に関する情報を求めることを確認する。また、それらの個人情報及び他の個人情報は、登録又は届出のなされた監査人及びその関係者の適用法令等の遵守状況を評価するため並びにこれら法令等を遵守させるためにのみ使用される。

情報受領当局が、情報要請時に記載した目的以外の目的で、情報提供当局から受領した情報を利用しようとする場合には、情報提供当局から事前に書面にて明確な同意を得なければならない。情報提供当局は、記載された目的以外の目的での情報の利用に同意するに際し、条件を付すことができる。

両当局は、情報の匿名化及び最小化の原則を適用する。それは、監査人の監督に関する相互協力及び情報交換についての本書間の実施にあたり厳に必要な場合に、個別の事案ごとにのみ個人情報の移転が行われることを意味する。

2. 情報の質及び適切性：全ての当局は、相手当局に正確な個人情報を移転することを確保するよう努める。各当局は、過去に移転された情報が不正確又は更新されなければならないことを認識した場合には、相手当局に対しその旨を通知する。そのような場合、相手当局は保管情報に適切な修正を行う。

全ての当局は、要請され移転された個人情報が、情報移転及び処理の目的に照らして適切であり、関連性があり、過剰でないことを確保するよう努める。

個人情報は、情報当事者を識別することができる形で、情報が収集若しくは処理される目的のために必要な期間に限り、又は関連法令等で別途規定された期間において保存されなければならない。両当局は本書簡及び本附属書に従い、受領した全ての情報

に対して適切な記録廃棄手続きを策定する。

3. 透明性：H3Cは、情報当事者に対し、情報保護指令及びフランス情報保護法により規定された個人情報の移転及びその処理に関する情報を提供する。両当局は、金融庁/審査会による個人情報の利用目的及び取扱いについては、公認会計士法に規定に従うことを確認する。

4. セキュリティ及び守秘：両当局は、個人情報を過失又は違法行為による毀損、滅失、変更、開示及び入手から保護するため、両当局が適切と認める技術的及び組織的な情報保護措置を記載した情報を提供してきた。

両当局は、個人情報の保護の度を弱めるような変更が技術的及び組織的な情報保護措置になされた場合は、その情報を更新する。

処理者を含め、情報管理者の権限の下で行動するいかなる者も、情報管理者の指示がない限り情報を処理しない。

5. アクセス、訂正又は削除する権利：個人情報を情報受領当局に移転された情報当事者は、情報提供当局に対して、情報受領当局に移転された情報の把握を求めることができる。また、情報当事者は、情報が完全、正確であって、かつ該当する場合には最新の状態に置かれていること、及び情報処理が本枠組みの下での情報処理原則に従って行われていることを情報提供当局が情報受領当局に対して確認するよう求めることができる。情報が不完全、不正確若しくは最新でない又は情報処理が本枠組みの下での情報処理原則に従って行われていないことが判明した場合には、情報当事者は情報提供当局を通じて、情報の修正、消去又は遮断を要請することができる。

しかしながら、金融庁/審査会が関連法令に従い公的規制権限を行使する場合において、情報当事者が金融庁/審査会の保有する個人情報へアクセスする権利は、金融庁/審査会が、その規制権限の下で、関係者又は他の関連当事者<sup>1</sup>を含む監査人に対して監視、検査、その他の規制機能を使用する能力を確保するために、制限されることがある<sup>2</sup>。

6. 機微情報：機微情報は、情報当事者の同意がない限り両当局間で移転されない。

7. 第三者への移転：情報受領当局が個人情報を第三者に移転する場合も、情報受領当局は本書簡のセクション5で規定された手続きに従う。情報提供当局の法域における関連する法令等により求められている場合に、両当局は情報対象者に関連情報を提供する責任を有する。両当局は、機密情報の第三者移転に関する適用法令等を記載した情報を提供する。

8. 是正：両当局は、非公表情報又は機密情報の違法開示の場合の対応について記載した情報を提供したことを確認する。いかなる違反も情報提供当局に報告され、また法律で要請される場合は、各法域の適切な個人情報保護当局に報告される。

<sup>1</sup> 例として、最高経営責任者（CEO）、最高財務責任者（CFO）、被監査会社の内部監査人

<sup>2</sup> 金融庁/審査会は、限られた一定の場合において、情報に対するこのような権利を制限することがある（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第14条）。





**公認会計士・監査審査会**

Certified Public Accountants and Auditing Oversight Board

<http://www.fsa.go.jp/cpaaob/index.html>